

令和5年度 私立短期大学協会
教務担当者研修会

短期大学を取り巻く高等教育政策の状況について

令和5年10月

文部科学省高等教育局大学教育・入試課
課長補佐 中村 栄作



目 次

1. 短期大学の現状
2. 高等教育政策の動向
 - (1) 中央教育審議会の審議状況等
 - (2) 教育未来創造会議
3. 大学設置基準等の一部改正
4. 短期大学の設置等に係る手続き
5. 大学入学者選抜
6. 数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度
7. ハラスメントの防止
8. 学生支援の状況
9. 令和6年度概算要求

目次

1. 短期大学の現状

2. 高等教育政策の動向

(1) 中央教育審議会の審議状況等

(2) 教育未来創造会議

3. 大学設置基準等の一部改正

4. 短期大学の設置等に係る手続き

5. 大学入学者選抜

6. 数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度

7. ハラスメントの防止

8. 学生支援の状況

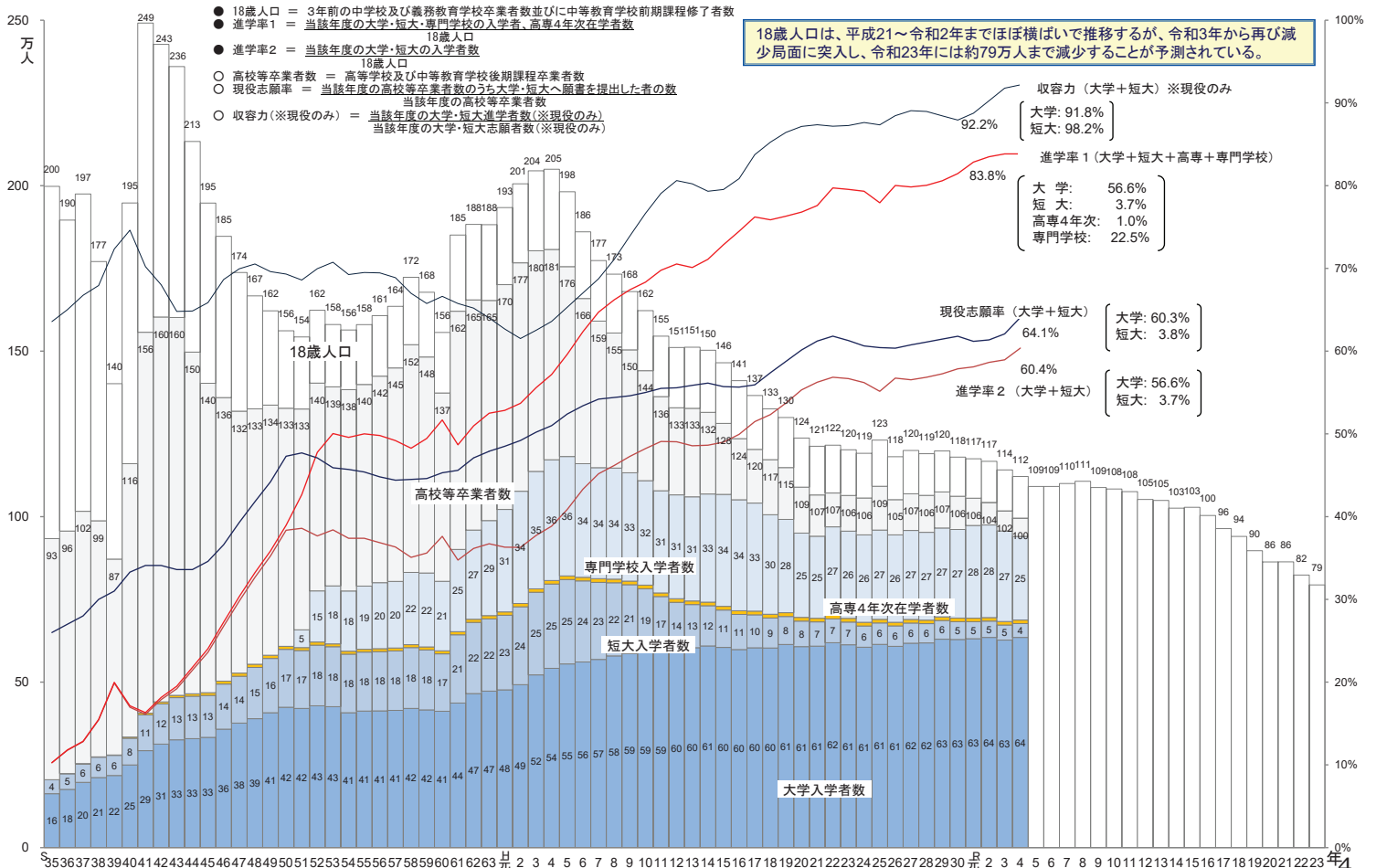
9. 令和6年度概算要求



文部科学省

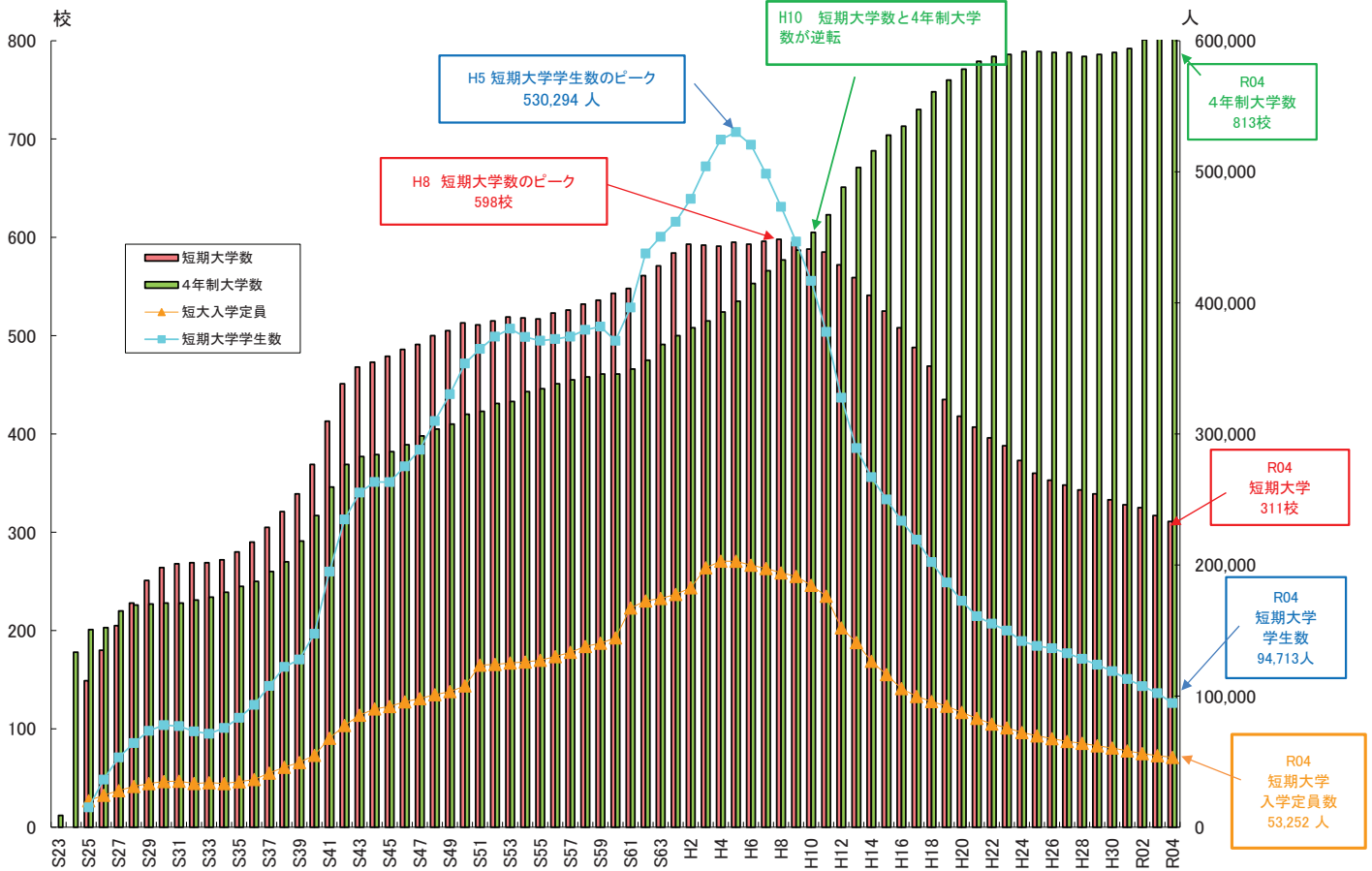
MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN 3

18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移



出典: 文部科学省「学校基本統計」。令和5～23年については国立社会保険・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)(出生中位・死亡中位)」を基に作成。
※進学率、現役志願率については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

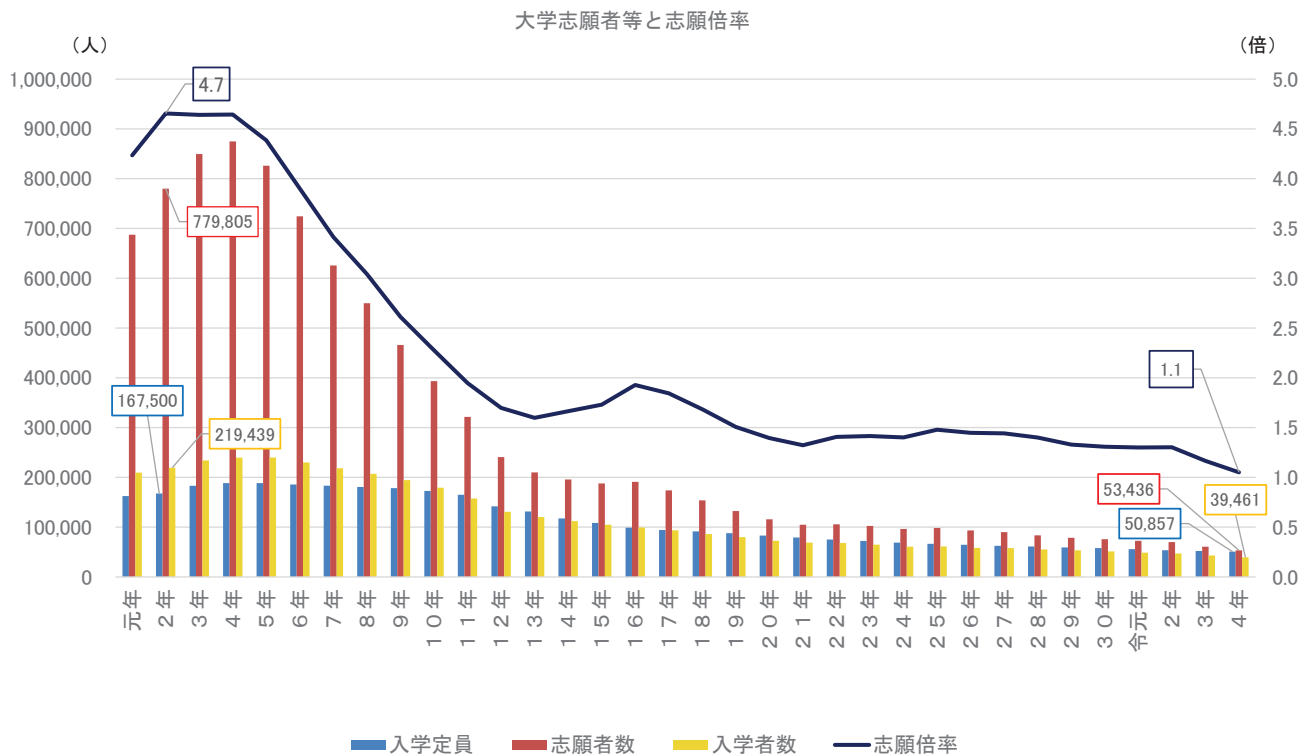
短期大学数、4年制大学数、短期大学入学定員・学生数の推移



※大学数には通信教育のみを行う学校を含む。
 ※学生数には専攻科、別科も含む。

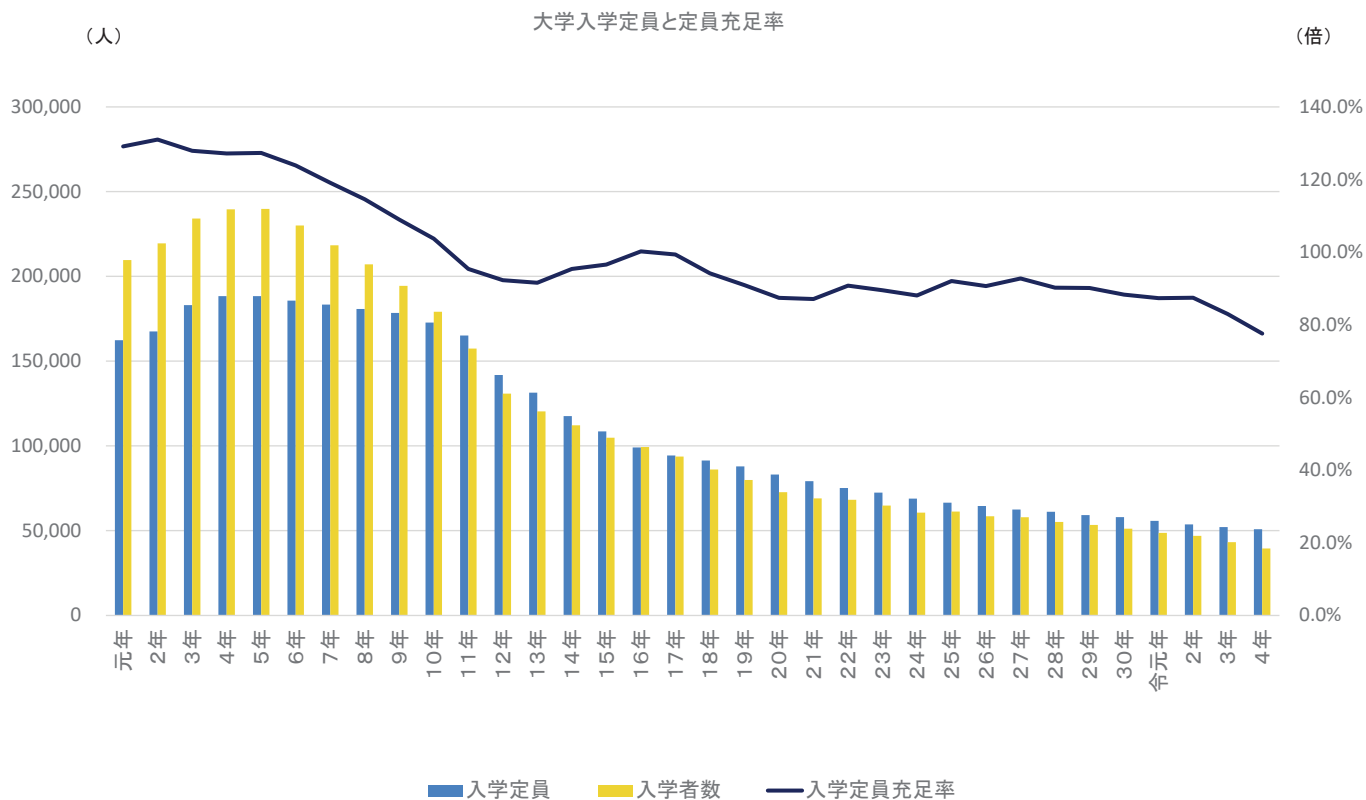
出典：文部科学省「学校基本調査」、「短期大学一覧」

私立短期大学における大学志願者と志願倍率



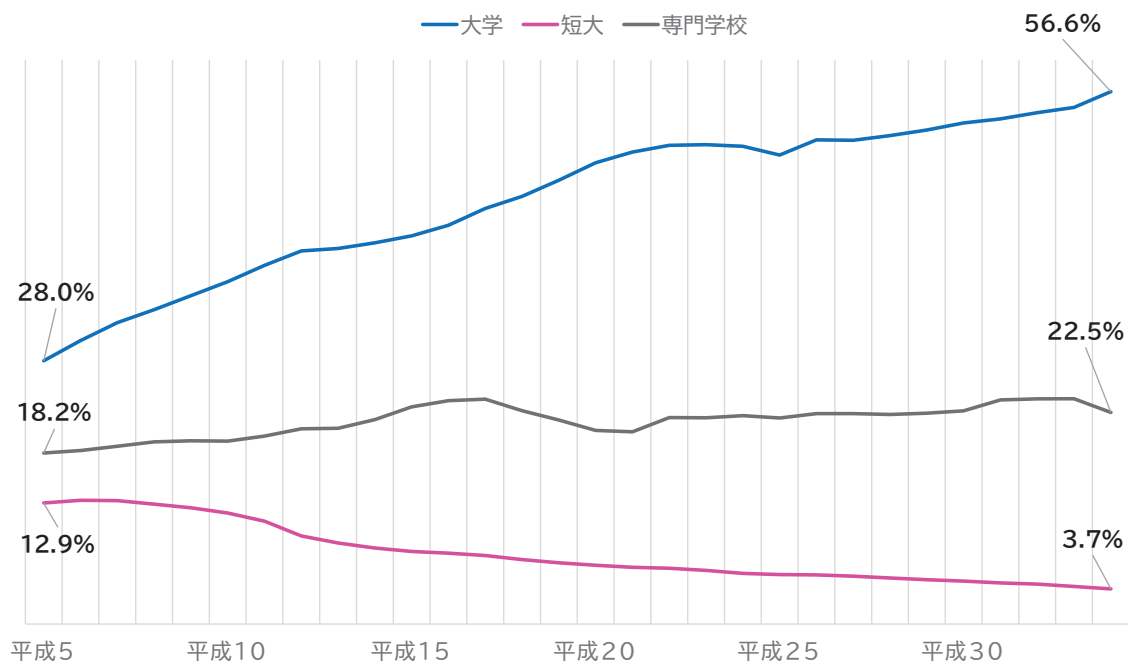
出典：「学校基本調査」、「全国短期大学一覧」

私立短期大学における大学入学定員と定員充足率



出典:「学校基本調査」、「全国短期大学一覧」

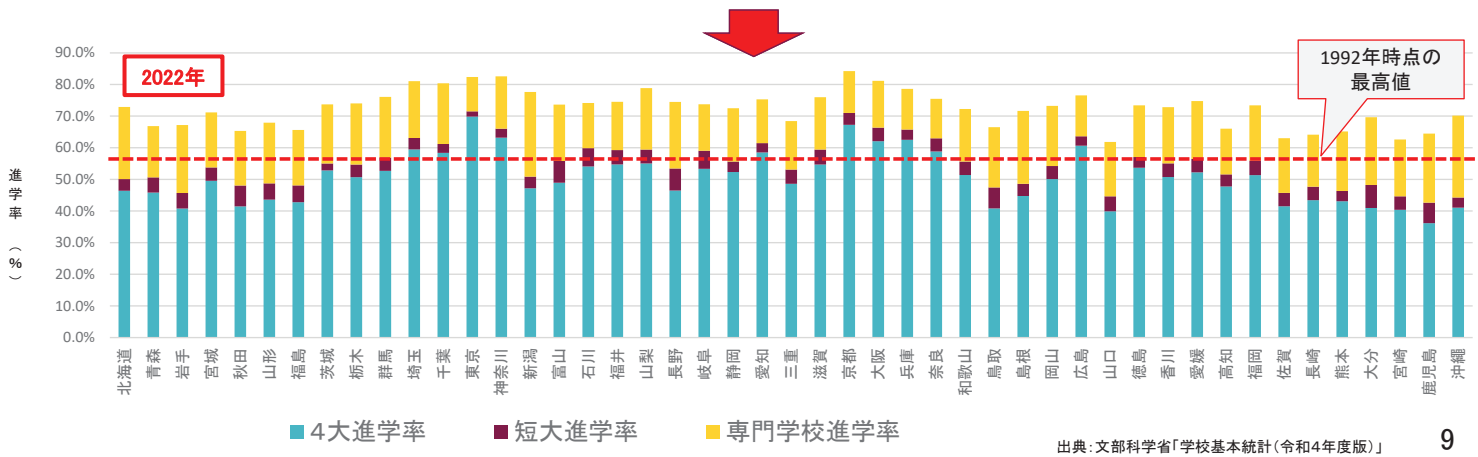
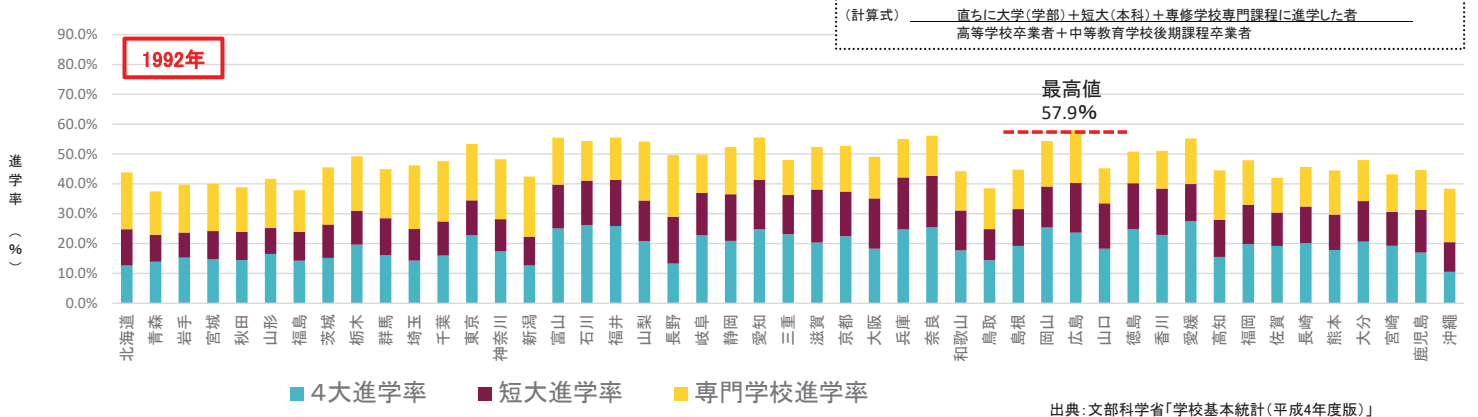
18歳人口に占める大学・短大・専門学校の入学者割合



出典: 文部科学省「学校基本統計」

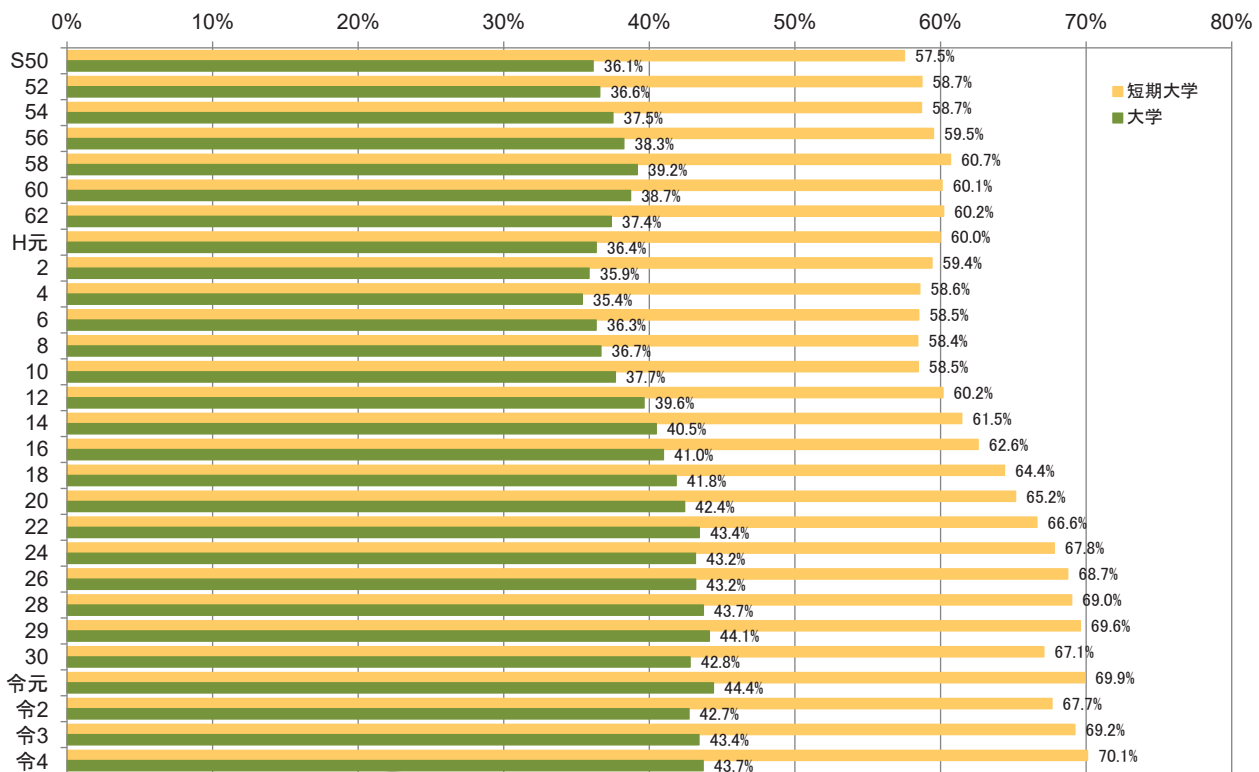
都道府県別高等教育進学率の変化（現役進学者のみ）

都道府県別の高等教育進学率（現役進学者のみ）について、令和4年（2022）の値を平成4年（1992）の値と比較すると、全都道府県で上昇している。また、平成4年の最高値（広島県、57.9%）を令和4年時点の全都道府県が上回っている。



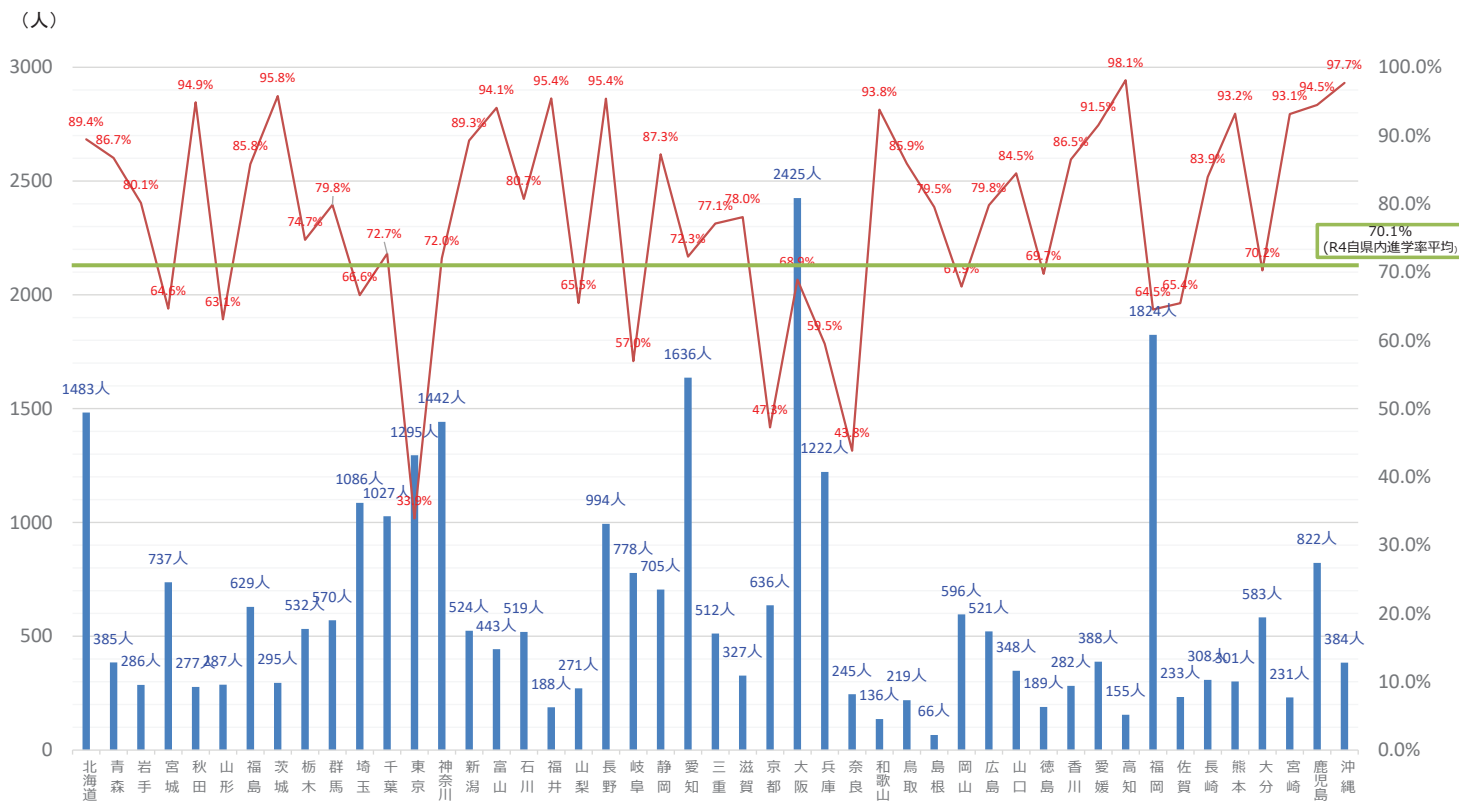
短期大学・4年制大学の自県内進学率の推移

短期大学は、自県内入学率が約7割となっており、地域コミュニティの基盤となる人材を養成



短期大学の出身高校の所在地県別入学者数

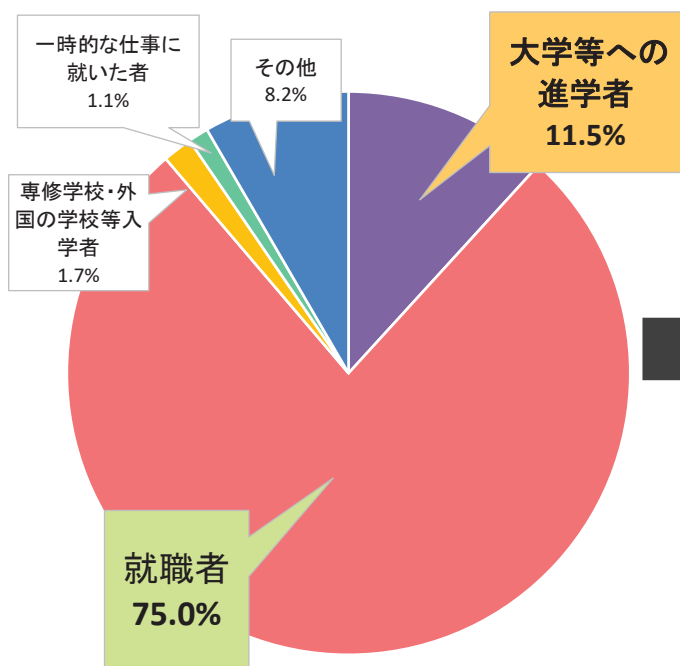
➤ 短期大学における自県内進学率を都道府県ごとに整理。



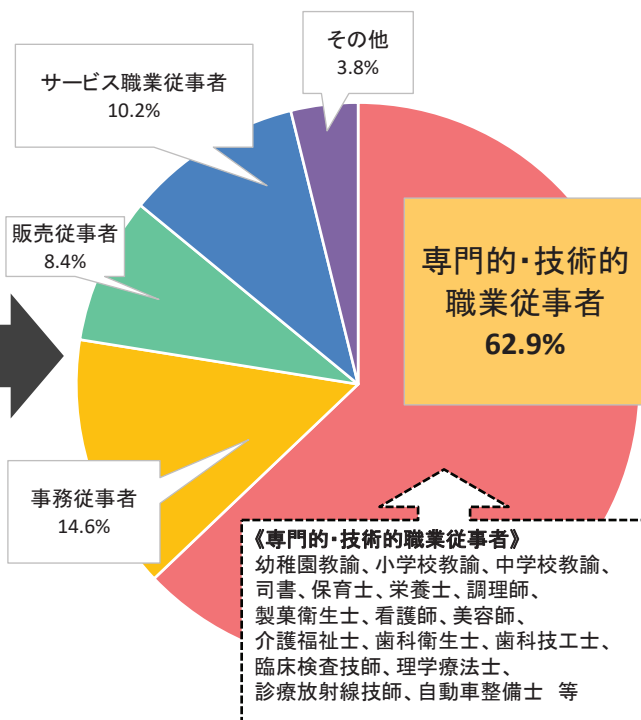
出典: 文部科学省「学校基本調査(令和4年度)」

短期大学の卒業者の状況別割合・職業別就職者数の割合(令和4年3月卒業者)

卒業者の状況別割合



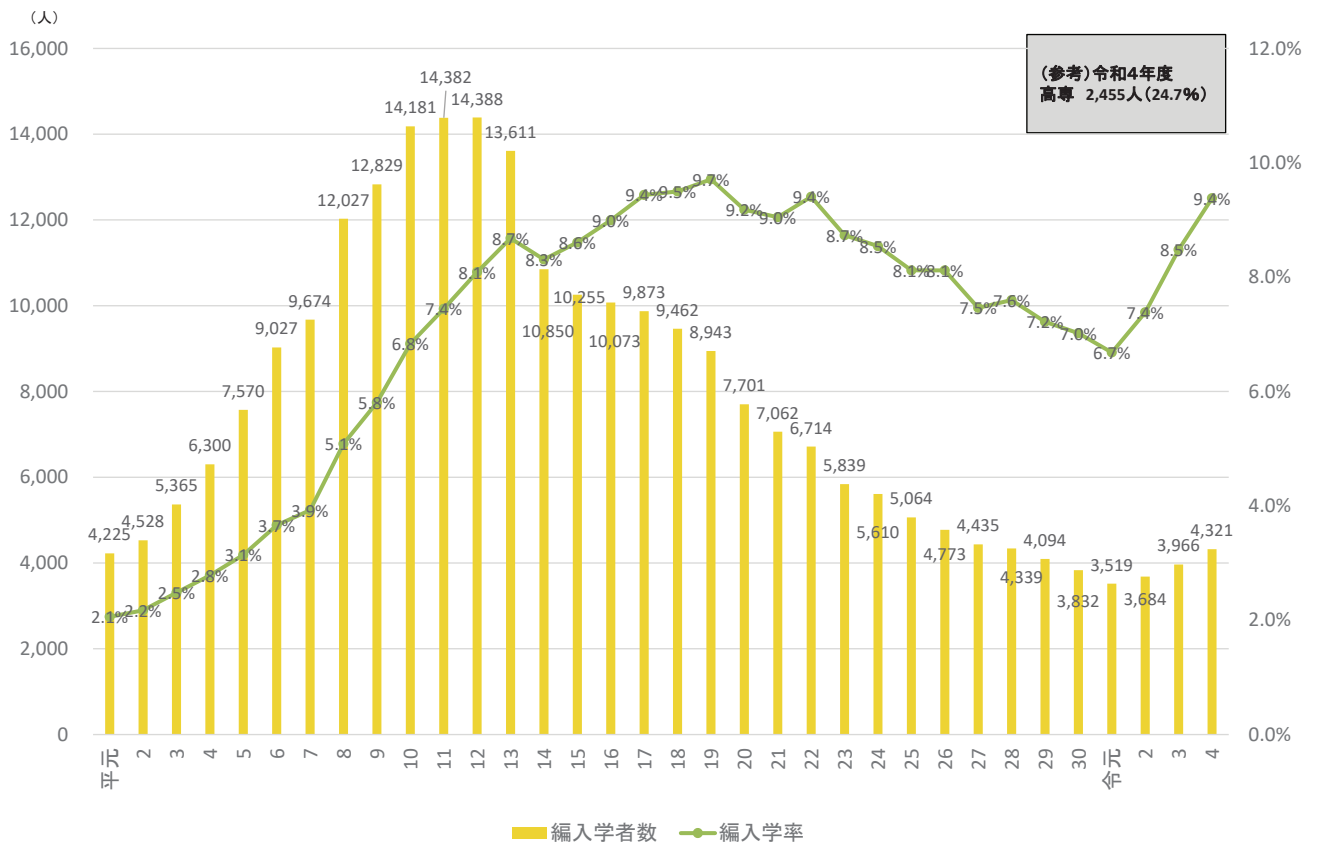
職業別就職者の割合



《専門的・技術的職業従事者》
 幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、
 司書、保育士、栄養士、調理師、
 製菓衛生士、看護師、美容師、
 介護福祉士、歯科衛生士、歯科技工士、
 臨床検査技師、理学療法士、
 診療放射線技師、自動車整備士 等

出典: 文部科学省「学校基本調査(令和4年度)」

4年制大学への編入学者の推移



※短期大学卒業生数に占める編入学者数の割合。
 ※当該年度に4年制大学が受け入れた編入学者数で過年度卒業者を含む。

(出典:「学校基本調査」)

目 次

1. 短期大学の現状
2. 高等教育政策の動向
 - (1) 中央教育審議会の審議状況等
 - (2) 教育未来創造会議
3. 大学設置基準等の一部改正
4. 短期大学の設置等に係る手続き
5. 大学入学者選抜
6. 数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度
7. ハラスメントの防止
8. 学生支援の状況
9. 令和6年度概算要求



第12期中央教育審議会大学分科会について

所掌事務

- 一 大学及び高等専門学校における教育の振興に関する重要事項を調査審議すること。
- 二 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）第十六条の二第三項及び学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
- 三 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第百四十号）第二十三条の二第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

<中央教育審議会令（平成12年6月7日政令第280号）抜粋>

第12期大学分科会における主な検討事項

◆急速な少子化の進行を踏まえた今後の高等教育の在り方

- 地域における質の高い高等教育へのアクセス機会の確保の在り方
- 国公私の設置者別の役割分担の在り方
- 今後の高等教育全体の適正な規模等

<第12期における部会等>

1. 大学院部会

- ・人文科学・社会科学系における大学院教育改革
- ・大学院におけるリカレント教育・基幹教員の考え方の検討
- ・博士課程修了者のキャリアパスの拡大について審議

2. 法科大学院等特別委員会

- ・「法科大学院教育の更なる充実と魅力・特色の積極的な発信について」（第11期の議論のまとめ）を踏まえ、法学部と法科大学院が連携して行う新たな5年一貫教育制度の着実な実施、在学中受験に向けた教育課程の工夫等について審議

3. 認証評価機関の認証に関する審査委員会

- ・申請のあった評価機関の認証に係る調査審議

4. 教育課程等特例制度運営委員会

- ・申請のあった取組に関する特例の認定に係る審査

第12期大学分科会委員

(委員) 9名

- 熊平美香 一般財団法人クマヒラセキュリティ財団代表理事
- 後藤景子 一般社団法人全国高等専門学校連合会会長
- ◎永田恭介 筑波大学長
- 橋本雅博 住友生命保険相互会社取締役会長
- 日比谷潤子 学校法人聖心女子学院常務理事
- 古沢由紀子 読売新聞東京本社編集委員
- 湊長博 京都大学総長
- ◎村田治 関西学院大学経済学部教授
- ◎吉岡知哉 独立行政法人日本学生支援機構理事

(臨時委員) 20名

- 相原道子 横浜市立大学学長
- 麻生隆史 学校法人第二麻生学園理事長・山口短期大学学長
- 多野忠貴 学校法人電子学園理事長
- 大野英男 東北大学総長
- 大森昭生 共愛学園前橋国際大学・短期大学部学長
- 金子晃浩 全日本自動車産業労働組合総連合会会長
- 小林弘祐 日本労働組合総連合会副会長
- 志賀啓一 学校法人北里研究所理事長
- 須賀晃一 学校法人志学館学園理事長
- 高宮いづみ 早稲田大学副総長
- 曄道佳明 近畿大学副学長・文芸学部教授
- 濱中淳子 上智大学長
- 平子裕志 早稲田大学教育・総合科学学術院教授
- 福原紀彦 ANAホールディングス株式会社取締役副会長
- 益戸正樹 日本私立学校振興・共済事業団理事長
- 松下佳代 UiPath株式会社特別顧問
- 森朋子 京都大学大学院教育学研究科教授
- 両角亜希子 桐蔭横浜大学学長
- 吉見俊哉 東京大学大学院教育学研究科教授
- 和田隆志 國學院大学観光まちづくり学部教授
- 金沢大学長

計29名（令和5年5月17日現在）

◎分科会長 ○副分科会長（五十音順・敬称略）

15

大学入学者数等の将来推計について①【推計の考え方】

R5.7.14 中央教育審議会
大学分科会（第174回）資料5-1

推計の考え方

将来の大学入学者数(E)は、推計18歳人口(B)に推計大学進学率(A)を掛けて算出される各都道府県からの大学進学者数(C)に、外国人留学生(D)等を足すことによって求められる。

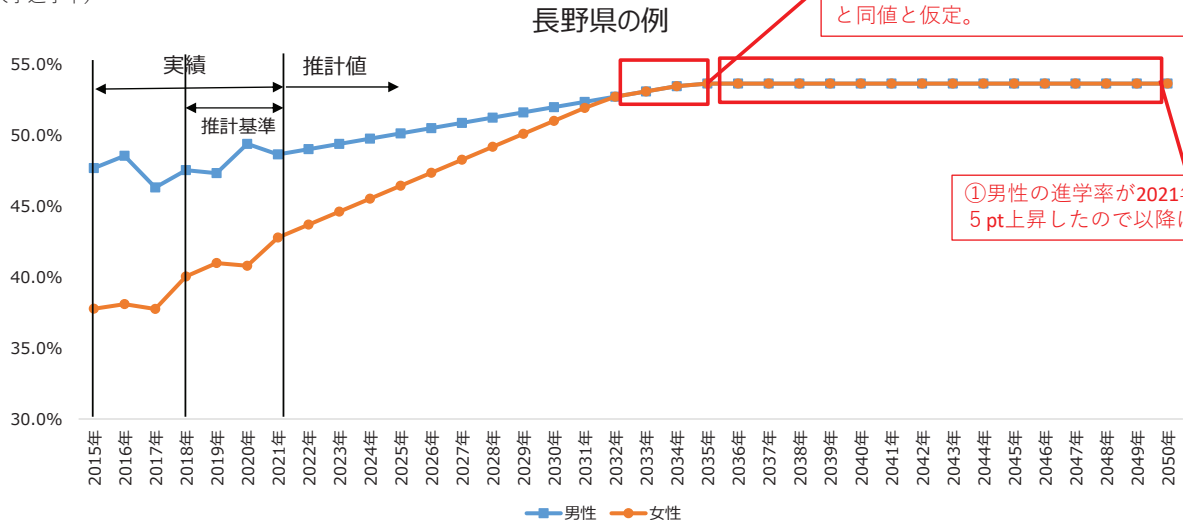
A. 大学進学率の推計について

- 2018年度～2021年度における都道府県別、男女別の大学進学率の伸び率によって今後2050年まで大学進学率が上昇すると仮定して都道府県別に推計。

(例外)

- ① 男性の進学率が2021年度と比較して5pt以上上回った場合、+5ptを上限として以降据置き。
- ② 女性の進学率が男性の進学率を上回った場合、以降を男性の進学率と同値と仮定。
- ③ 進学率伸び率がマイナスの場合、2021年度の大学進学率が今後維持されると仮定。

(大学進学率)



16

B.18歳人口の推計について

- 2040年から2050年までの18歳人口について以下の推計方法により都道府県別に18歳人口を推計。

2040年以降の日本の将来推計18歳人口（国立社会保障・人口問題研究所の推計）を2039年の都道府県比率で案分

（2020年度中の出生者数に各都道府県の生存率を乗算することにより、大学等に入学することが想定される2039年4月時点の18歳人口の都道府県比率を算出）

年	2040	2041	2042	2043	2044	2045	2046	2047	2048	2049	2050
推計18歳人口 (全国)	823,382	793,715	800,949	801,455	797,757	797,466	799,003	800,105	800,267	799,364	797,223

C.各都道府県からの大学進学者数

- 各都道府県の推計18歳人口（B）に各都道府県の大学進学率（A）を掛けたものを合計することにより算出。

D.外国人留学生の入学者数の推計について

- 2020年度～2022年度は新型コロナウイルス感染症の影響により外国人留学生数が一時的に激減したことを踏まえ、2019年度の外国人留学生数が維持されると推定。

E.大学入学者数の推計について

- 各推計値に基づく（B）×（A）による都道府県別の大学進学者数の合計（C）に（D）及びその他を足したものが2040年以降の大学入学者数の推計値となる。

※その他は高等学校卒業程度認定試験合格者・専修学校高等課程修了者で大学に進学した者

【（例）2040年の大学入学者数推計】

（B.18歳人口推計）

北海道18歳人口（男性）14,602人 × 北海道進学率（男性）56.9% = 8,307人
 北海道18歳人口（女性）13,898人 × 北海道進学率（女性）56.9% = 7,906人
 青森県 …
 …
 沖縄県18歳人口（男性）7,507人 × 沖縄県進学率（男性）47.5% = 3,565人
 沖縄県18歳人口（女性）7,134人 × 沖縄県進学率（女性）47.5% = 3,388人

（A.大学進学率推計）

北海道進学者数 16,213人
 …
 …
 沖縄県進学者数 6,952人

大学進学率（全国）59.6%
 （男性）61.2% （女性）57.9%

（C.2040年の各都道府県からの大学進学者数）
490,781人

（D.2040年の推計外国人留学生入学者数）
490,781人 + 17,096人 + （その他）2,233人 =

（E.2040年の推計大学入学者数）
510,110人

※四捨五入の関係上、四則演算の値と記載の数値は必ずしも一致しない

（注）グランドデザイン答申時の推計について

881,782人（推計18歳人口）×55.5%（大学進学率）（※）+16,724人（外国人留学生等）=506,005人

（※）GD答申時は外国人留学生も含めて進学率を57.4%としていたが、18歳人口推計値に訪日予定の外国人等は含まれていないため上記の記載としている。

大学入学定員の総数
626,532人（R4）

急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた 高等教育の在り方について（諮問）（令和5年9月25日 中央教育審議会）【概要】



1. 高等教育の在り方を検討する背景・必要性

急速な少子化

- 18歳人口は大幅に減少（1966年：約249万人（最高値）→2022年：約112万人）
- 大学進学者は増加（1966年：約29万人→2022年：約64万人（最高値））
- 2022年の出生数は77万759人（統計開始以来最少）

→大学進学率の伸びを加味しても、**2040年の大学入学者数は約51万人**、
 2050年までの10年間は50万人前後で推移と推計

グランドデザイン答申以降の高等教育を取り巻く変化

- コロナ禍を契機とした遠隔教育の普及
- 国際情勢の不安定化、世界経済の停滞 ・我が国の研究力の低下
- 学修者本位の教育への転換など高等教育の質を高める取組の推進
- 研究力強化策の推進（国際卓越研究大学制度等）
- 初等中等教育段階の学びの変化（ICT環境整備、問題発見・課題解決的な学習活動の充実等）
- 修学支援新制度の導入、低所得者世帯の高等教育進学率の上昇 等

一人一人の実りある生涯と我が国社会の持続的な成長・発展を実現し、人類社会の調和ある発展に貢献するため、
人材育成と知的創造活動の中核である高等教育機関の役割が一層重要化。学生が文理横断的に知識、スキル、態度、価値観を身に付け、
真に人が果たすべき役割を実行できる人材を育成することが必要。**リカレント教育**も重要。こうした人材育成が**個人・社会のWell-beingの実現**にも貢献。

2. 主な検討事項

（1）2040年以降の社会を見据えた高等教育が目指すべき姿

- グランドデザイン答申で示された高等教育の目指すべき姿を前提としつつ、同答申以降の社会的、経済的変化を踏まえ、**これからの時代を担う人材に必要とされる資質・能力の育成**に向け、高等教育機関に関して今後更に取り組むべき具体的方策について検討。
- その際、**成長分野をけん引する人材の育成**や**大学院教育の改革**等の重要性にも留意。

各国立大学のミッションの多様化や、学部再編等支援といった動きも

（2）今後の高等教育全体の適正な規模を視野に入れた地域における質の高い高等教育へのアクセス確保の在り方

- 2040年以降の我が国の**大学入学者数の減少**や、**地域ごとの高等教育機関を取り巻く状況の違い**等を踏まえ、今後の**高等教育全体の適正な規模**も視野に入れながら、**高等教育へのアクセス確保の在り方**を検討。
- 特に、学部構成や教育課程の見直しなど**教育研究の充実**や**高等教育機関間の連携強化、再編・統合等の促進、情報公表**等の方策を検討。
- その際、地方の高等教育機関が果たす**多面的な役割**も十分考慮。

（3）国公私を設置者別等の役割分担の在り方

- 高等教育全体の目指すべき姿の議論においては設置者・機関別の観点も必要。
- 国立**：世界最高水準の教育研究の先導や学問分野の継承・発展等
 - 公立**：地域活性化の推進や行政課題の解決への貢献等
 - 私立**：高等教育の中核基盤として、専門人材の輩出や多様性確保等
 - 短大**は地方の進学機会を確保。**高専**は実践的・創造的な技術者の、**専門職大学**は専門職業人の、**専門学校**は地域産業を担う専門人材の輩出に貢献。
- こうした期待や変化等を踏まえ、急速な少子化の中での、**設置者別・機関別等の役割分担の在り方**や**果たすべき役割・機能**、その**実現方策**を検討。

（4）高等教育の改革を支える支援方策の在り方

- 検討事項（1）～（3）等を踏まえ、**教育研究を支える基盤的経費や競争的研究費等の充実**、**民間からの投資を含めた多様な財源の確保**の観点も含めた、**今後の高等教育機関や学生への支援方策の在り方**について検討。

目次

1. 短期大学の現状
2. 高等教育政策の動向
 - (1) 中央教育審議会の審議状況等
 - (2) 教育未来創造会議
3. 大学設置基準等の一部改正
4. 短期大学の設置等に係る手続き
5. 大学入学者選抜
6. 数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度
7. ハラスメントの防止
8. 学生支援の状況
9. 令和6年度概算要求



教育未来創造会議について

1. 会議の概要

- 高等教育をはじめとする教育の在り方について、国としての方向性を明確するとともに、誰もが生涯にわたって学び続け学び直しができるよう、教育と社会との接続の多様化・柔軟化を推進するため、閣議決定で設置（令和3年12月）。
- 会議は、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣（兼）教育未来創造担当大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、有識者により構成。
- 現状の分析をはじめ、専門的、多角的な検討を深めるため、文部科学大臣（兼）教育未来創造担当大臣、有識者を構成員とする、WGを設置。

2. 有識者

<R3.12 ~>

安宅和人 慶応義塾大学環境情報学部教授、ヤフー株式会社CSO
安孫子尋美 株式会社ニトリホールディングス取締役兼ニトリ大学学長兼人材教育部ゼネラルマネジャー
阿部守一 長野県知事
いとうまい子 女優、株式会社ライトスタッフ代表取締役、研究者
大坪正人 由紀ホールディングス株式会社代表取締役社長
加藤史子 Wamazing株式会社代表取締役CEO
上岡美保 東京農業大学副学長
清家篤 日本私立学校振興・共済事業団理事長
関山和秀 Spiber株式会社取締役兼代表取締役
高橋祥子 株式会社ジーンクエスト代表取締役、株式会社ユグレナ執行役員
中野信子 脳科学者、東日本国際大学教授、京都芸術大学客員教授
日比野英子 京都橘大学学長
日比谷潤子 学校法人聖心女子学院常務理事
益一哉 東京工業大学学長

<R4.9 ~>

明石純一 筑波大学人文社会系教授
池田佳子 関西大学国際部教授
多忠貴 学校法人電子学園理事長、全国専修学校各種学校総連合会副会長
大野英男 東北大学総長
齋木尚子 国際法協会日本支部監事
清家篤 日本赤十字社社長、慶應義塾学事顧問
高橋裕子 津田塾大学学長
虎山邦子 DIC株式会社執行役員ESG部門長・ダイバーシティ担当
東原敏昭 株式会社日立製作所取締役会長代表執行役
平原依文 HI合同会社代表
村上由紀子 ヴァイオリニスト、国際教養大学特任准教授、成蹊大学客員講師
湯崎英彦 早稲田大学政治経済学術院教授
広島県知事

※敬称略

3. 開催状況等

<令和3年>

12月3日 会議開催の閣議決定
12月27日 第1回会議

<令和4年>

3月30日 第2回会議
5月10日 第3回会議、第一次提言とりまとめ
5月13日 第一次提言について閣議報告
9月29日 第4回会議(第二次提言検討開始)

<令和5年>

3月17日 第5回会議
4月27日 第2次提言取りまとめ

我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について

教育未来創造会議 第一次提言

取り巻く課題
人材育成

- ・高等教育の発展と少子化の進行（18歳人口は2022年からの10年間で9%減少）
- ・デジタル人材の不足（2030年には先端IT人材が54.5万人不足）
- ・グリーン人材の不足（2050カーボンニュートラル表明自治体のうち、約9割が外部人材の知見を必要とする）
- ・高等学校段階の理系離れ（高校において理系を選択する生徒は約2割）
- ・諸外国に比べて低い理工系の入学率（学部段階：OECD平均27%、日本17%、うち女性：OECD平均15%、日本7%）
- ・諸外国に比べ少ない修士・博士号の取得者（100万人当たり修士号取得者：英4,216人、独2,610人、米2,550人、日588人
博士号取得者：英375人、独336人、韓296人、日120人）
- ・世帯収入が少なく低い大学進学希望者
- ・諸外国に比べて低調な人材投資・自己啓発（社外学習・自己啓発を行っていない個人の割合は、諸外国が2割を下回るのに対し、我が国は半数近く）
- ・進まないリカレント教育

基本理念

- ・日本の社会と個人の未来は教育にある。教育の在り方を創造することは、教育による未来の個人の幸せ、社会の未来の豊かさの創造につながる。
- ・人への投資を通じた「成長と分配の好循環」を教育・人材育成においても実現し、「新しい資本主義」の実現に資する。

社会像
在りたい

- ◎一人一人の多様な幸せと社会全体の豊かさの実現（ウェルビーイングを実現）
- ◎ジェンダーギャップや貧困など社会的分断の改善
- ◎社会課題への対応、SDGsへの貢献（国民全体のデジタルリテラシーの向上や地球規模の課題への対応）
- ◎生産性の向上と産業経済の活性化
- ◎全世代学習社会の構築



目指したい人材育成

◎未来を支える人材像

好きなことを追究して高い専門性や技術力を身に付け、自分自身で課題を設定して、考えを深く掘り下げ、多様な人とコミュニケーションをとりながら、新たな価値やビジョンを創造し、社会課題の解決を図っていく人材

<高等教育で培う資質・能力>

リテラシー/論理的思考力・規範的判断力/課題発見・解決能力/未来社会を構想・設計する力/高度専門職に必要な知識・能力

◎今後特に重視する人材育成の視点 → 産学官が目指すべき人材育成の大きな絵姿の提示

- ・予測不可能な時代に必要な文理の壁を超えた普遍的知識・能力を備えた人材育成
- ・デジタル、人工知能、グリーン（脱炭素化など）、農業、観光など科学技術や地域振興の成長分野をけん引する高度専門人材の育成
- ・現在女子学生の割合が特に少ない理工系等を専攻する女性の増加（現在の理工系学生割合：女性7%、男性28%）
- ・高い付加価値を生み出す修士・博士人材の増加
- ・全ての子供が努力する意思があれば学ぶことができる環境整備
- ・一生涯、何んでも学び続ける意識、学びのモチベーションの涵養
- ・年齢、性別、地域等にかかわらず誰もが学び活躍できる環境整備
- ・幼児期・義務教育段階から企業内までを通じた人材育成・教育への投資の強化

現在35%にとどまっている自然科学（理系）分野の学問を専攻する学生の割合についてOECD諸国で最も高い水準である5割程度を目指すなど具体的な目標を設定

→ 今後5~10年程度の期間に集中的に意欲ある大学の主体性を生かした取組を推進

1. 未来を支える人材を育む大学等の機能強化



(1) 進学者のニーズ等も踏まえた成長分野への大学等再編促進・産学官連携強化

① デジタル・グリーン等の成長分野への再編・統合・拡充を促進する仕組み構築

- ・大学設置に係る規制の大胆な緩和（専任教員数や校地・校舎の面積基準、標準設置経費等）
- ・再編に向けた初期投資（設備等整備、教育プログラム開発等）や開設年度からの継続的な支援（複数年度にわたり見込み可能性を持って再編に取り組めるよう継続的な支援の方策等を検討）
- ・教育の質や学生確保の見通しが十分でない大学等の定員増に関する設置認可審査の厳格化
- ・私学助成に関する全体の構造的な見直し（定員未充足大学の減額率の引き上げ、不交付の厳格化等）
- ・計画的な規模縮小・撤退等も含む経営指導の徹底
- ・学修支援新制度の機関要件の厳格化（定員充足率8割以上の大学とする等）等

② 高専、専門学校、大学校、専門高校の機能強化

- ・産業界や地域のニーズも踏まえた高専や専攻科の機能強化（デジタルなどの成長分野における定員増等）
- ・専門学校や高専への改編等も視野に入れた専門高校の充実等

③ 大学の教育プログラム策定等における企業・地方公共団体の参画促進

④ 企業における人材投資に係る開示の充実

⑤ 地方公共団体と高等教育機関の連携強化促進

⑥ 地域における大学の充実や高等教育進学機会の拡充

⑦ 地域のニーズに合う人材育成のための産学官の連携強化（半導体、蓄電池）



(2) 学部・大学院を通じた文理横断教育の推進と卒業後の人材受け入れ強化

① STEAM教育の強化・文理横断による総合知創出

- ・文理横断の観点からの入試出題科目見直し
- ・ダブルメジャー、レイトスペシャライゼーションを推進するためのインセンティブ付与（教学マネジメント指針の見直し、設置認可審査や学修支援新制度の機関要件の審査での反映、基盤的経費配分におけるメリハリ付け等）等

② 「出口での質保証」の強化

- ・設置基準の見直しなど、ST比（教員一人当たりの学生数）の改善による教育体制の充実等

③ 大学院教育の強化

- ・トップレベルの研究型大学における学部から大学院への学内資源（定員等）の重点化等
- ・博士課程学生向けジョブ型研究インターンシップの検証等
- ・大学等の技術シーズを活かした産学での博士課程学生の育成
- ・企業や官公庁における博士人材の採用・任用強化



(3) 理工系や農学系の分野をはじめとした女性の活躍推進

① 女性活躍プログラムの強化

- ・女子学生の確保等に積極的に取り組む大学への基盤的経費による支援強化
- ・大学ガバナンスコードの見直し、女性の在籍・登用状況等の情報開示の促進等

② 官民共同学修支援プログラムの創設

③ 女子高校生の理系選択者の増加に向けた取組の推進



(4) グローバル人材の育成・活躍推進

① コロナ禍で停滞した国際的な学生交流の再構築

② 産学官を挙げてのグローバル人材育成

- ・民間企業の寄附を通じて意欲ある学生の留学促進を行う「トビタテ！留学JAPAN」の発展的推進等

③ 高度外国人材の育成・活躍推進

④ 高度外国人材の子供への教育の推進

- ・インターナショナルスクールの誘致等推進等



(5) デジタル技術を駆使したハイブリッド型教育への転換

① 知識と知恵を得るハイブリッド型教育への転換促進

- ・オンライン教育の規制緩和と特例の創設等

② オンラインを活用した大学間連携の促進

③ 大学のDX促進

- ・デジタル技術やマイナンバーカードの活用促進等



(6) 大学法人のガバナンス強化

① 社会のニーズを踏まえた大学法人運営の規律強化

- ・理事と評議員の兼職禁止、外部理事数の増、会計監査人による会計監査の制度化等

② 世界と伍する研究大学の形成に向けた専門人材の経営参画の推進

- ・「国際卓越研究大学」における自律と責任あるガバナンス体制確立等

③ 大学の運営基盤の強化



(7) 知識と知恵を得る初等中等教育の充実

① 文理横断教育の推進

- ・高校段階の早期の文・理の学習コース分けからの転換等

② 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な取組の推進

③ 課題発見・解決能力等を育む学習の充実

④ 女子高校生の理系選択者の増加に向けた取組の推進【再掲】

⑤ 子供の貧困対策の推進

⑥ 学校・家庭・地域の連携・協働による教育の推進

⑦ 分権型教育の推進

⑧ 在外教育施設のエデュケーション環境整備の推進

2. 新たな時代に対応する学びの支援の充実



(1) 学部段階の給付型奨学金と授業料減免の中間層への拡大

- ・修学支援新制度の機関要件の厳格化を図りつつ、現在対象外の中間所得層について、多子世帯や理工系・農学系の学部で学ぶ学生等への支援に関し必要な改善の実施



(2) ライフイベントに応じた柔軟な返還（出せ払い）の仕組みの創設

- ・現行の貸与型奨学金について、無利子・有利子に関わらず、現在返還中の者も含めて利用できるよう、ライフイベント等も踏まえ、返還者の判断で柔軟に返還できる仕組みを創設
- ・在学中は授業料を徴収せず、卒業（修了）後の所得に応じた返還・納付を可能とする新たな制度を、大学院段階において導入
- これらにより大学・大学院・高専等で学ぶ者がいづれも卒業後の所得に応じて柔軟に返還できる出せ払いの仕組みを創設



(3) 官民共同修学支援プログラムの創設【再掲】



(4) 博士課程学生に対する支援の充実

- ・トップ層の若手研究者の個人支援や所属大学を通じた機関支援等の充実



(5) 地方公共団体や企業による奨学金の返還支援

- ・若者が抱える奨学金の返還を地方公共団体が支援する取組の推進
- ・企業による代理返還制度の活用を推進するための仕組みの検討（日本学生支援機構以外の奨学金や、海外の奨学金も含む）



(6) 入学料等の入学前の負担軽減

- ・入学料の納付が困難な学生等について、納入時期を入学後に猶予する等の弾力的な取扱いの徹底



(7) 早期からの幅広い情報提供

- ・奨学金に関する初等中等教育段階からの情報提供の促進

3. 学び直し（リカレント教育）を促進するための環境整備



(1) 学び直し成果の適切な評価

① 学修歴や必要とされる能力・学びの可視化等

- ・個人の学修歴・職歴等に係るデジタル基盤整備
- ・マイナンバーと連携したジョブ・カードの電子化 等

② 企業における学び直しの評価

- ・企業内での計画的な人材育成、スキル・学習成果重視の評価体系の導入
- ・通年・中途採用等の推進、社内起業、出向起業の支援等の取組の実践の促進
- ・従業員が大学講座等で学び直し、好成績を修めた場合における報酬や昇進等で処遇する企業への新たな支援策の創設 等

③ 学び直し成果を活用したキャリアアップの促進

- ・キャリアコンサルティング・コーチングの実施、キャリアアップに向けた学び直しプランの策定とプログラムの実施、その後の伴走支援を一気通貫で行う仕組みの創設 等



(2) 学ぶ意欲がある人への支援の充実や環境整備

① 費用、時間等の問題を解決するための支援

- ・教育訓練給付制度の対象外である者（自営業者等）に対する支援の実施
- ・人材開発支援助成金制度におけるIT技術の知識・技能を習得させる訓練を高率助成に位置付けることなどによるデジタル人材育成の推進 等

② 高卒程度認定資格取得のための学び直しの支援

③ 高齢世代の学び直しの促進



(3) 女性の学び直しの支援

① 女性の学び直しを促進するための環境整備

- ・地方公共団体におけるデジタルスキルの取得とスキルを生かした就労を支援するための地域の実情に応じた取組に対する地域女性活躍推進交付金による支援 等

② 女性の学び直しのためのプログラムの充実

- ・地域の大学・高専等における女性向けを含むデジタルリテラシー向上や管理職へのキャリアアップ等のために実施する実践的なプログラム等への支援 等



(4) 企業・教育機関・地方公共団体等の連携による体制整備

① リカレント教育について産学官で対話、連携を促進するための場の設置

- ・都道府県単位で産学官関係者が協議する場の整備
- ・地域の人材ニーズに対応した教育訓練コースの設定、教育訓練の効果検証等の推進
- ・地域の産学官が連携して人材マッチング・育成等を総合的に行う「地域の人事部」の構築

② 企業におけるリカレント教育による人材育成の強化

- ・企業と大学等の共同講座設置支援
- ・企業におけるリカレント教育推進に向けたガイドラインの策定 等

③ 大学等におけるリカレント教育の強化

- ・大学における継続的なリカレント教育の実施強化を行うためのガイドラインの策定
- ・リカレント教育推進に向けた組織の整備等、産業界を巻き込んだ仕組みづくりの支援 等

④ 地域におけるデジタル・グリーン分野等の人材育成

- ・DX等成長分野のリテラシーレベルの能力取得・リスキリングを実施するプログラムへの支援
- ・脱炭素化に向けた高等教育機関が地域と課題解決に取り組む中での人材育成の支援
- ・農業大学校等におけるスマート農林水産業のキャリアアップ充実、デジタル人材育成
- ・IT、マーケティング、地域振興の知見・スキルを有する観光人材の育成推進 等

23

「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ〈J-MIRAI〉」（第二次提言）概要

J-MIRAI : Japan-Mobility and Internationalisation: Re-engaging and Accelerating Initiative for future generations
教育未来創造会議 令和5年4月27日

I. コロナ後のグローバル社会を見据えた人への投資の在り方

- 「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとした**新しい資本主義**を実現するためには、**人への投資を進めることが重要**。
- 世界最先端の分野で活躍する**高度人材から地域の成長・発展を支える人材**まで厚みのある多様な人材を育成・確保し、**多様性と包摂性のある持続可能な社会を構築することにより**、我が国の更なる成長を促し、**国際競争力を高めるとともに、世界の平和と安定に貢献していくことが必要不可欠**。
- 留学生交流について**量を重視するこれまでの視点に加え、日本人学生の海外派遣の拡大や有望な留学生の受入れを進めるために、より質の向上を図る視点も重視**。
- 今後、**より強力に高等教育段階の人的交流を促進し**、質の高い大学や留学生の交流を積極的に進めるとともに、初等中等教育段階から多様性・包摂性に向けた教育を充実。
- **高度外国人材の受入れ制度について、世界に伍する水準への改革を進めるとともに、海外留学した日本人学生の就職の円滑化や日本での活躍を希望する外国人留学生の国内定着を促進**。

II. 今後の方向性

1. 留学生の派遣・受入れ

(1) 日本人学生の派遣

- ・海外大学・大学院における**日本人留学生の中長期留学者の数と割合の向上**を図り、特に、**大学院生の学位取得を推進**。このため、高校段階から大学院までを通じて、短期から、中期、長期留学まで学位取得につながる段階的な取組を促進。

(2) 外国人留学生の受入れ

- ・**高い志を有する優秀な外国人留学生の戦略的受入れを推進**。その際、多様な文化的背景に基づいた価値観を学び理解し合う環境創出のために**受入れ地域についてより多様化を図る**とともに、大学院段階の受入れに加え、留学生比率の低い学部段階や高校段階における留学生の受入れを促進。

2. 留学生の卒業後の活躍のための環境整備

- ・留学生が将来のキャリアパスについて予見可能性をもって、入学前から安心して留学を決断できるようにするため、**海外派遣後の日本人留学生の就職円滑化を推進**するとともに、**外国人留学生の卒業後の定着**に向けた企業等での受入れや起業を推進。

3. 教育の国際化

- ・**多様な文化的背景に基づいた価値観を持った者が集い、理解し合う場が創出される教育研究環境**や、**高度外国人材が安心して来日できる子供の教育環境の実現**を通じて教育の国際化を推進。

Ⅲ.2033年までの目標

日本人学生の派遣

2033年までに**50万人**
(コロナ前22.2万人)

非英語圏の仏・独と同等の水準

＜大学・専門学校等＞
○日本人留学生における学位取得等を目的とする**長期留学生**の数
6.2万人→**15万人**
○協定などに基づく**中短期の留学生**数
11.3万人→**23万人**

＜高校等＞
○**高校段階での留学生**数
研修旅行（3か月未満）
4.3万人→**11万人**
留学（3か月以上）
0.4万人→**1万人**

外国人留学生の受入れ・定着

2033年までに**40万人**
(コロナ前31.8万人)

留学生30万人計画の受入れ増加ペースの維持

＜大学・専門学校・日本語学校等＞
○外国人**留学生**の数
31.2万人→**38万人**
○**全学生数に占める留学生の割合**
学部：3%→5%
修士：19%→20%
博士：21%→33%

＜高校等＞
○外国人**留学生**の数（高校）
0.6万人→**2万人**
○**全生徒数に占める留学生の割合**
高校：0.2%→0.7%
○**留学生の卒業後の国内就職率**（国内進学者を除く。）
48%→60%

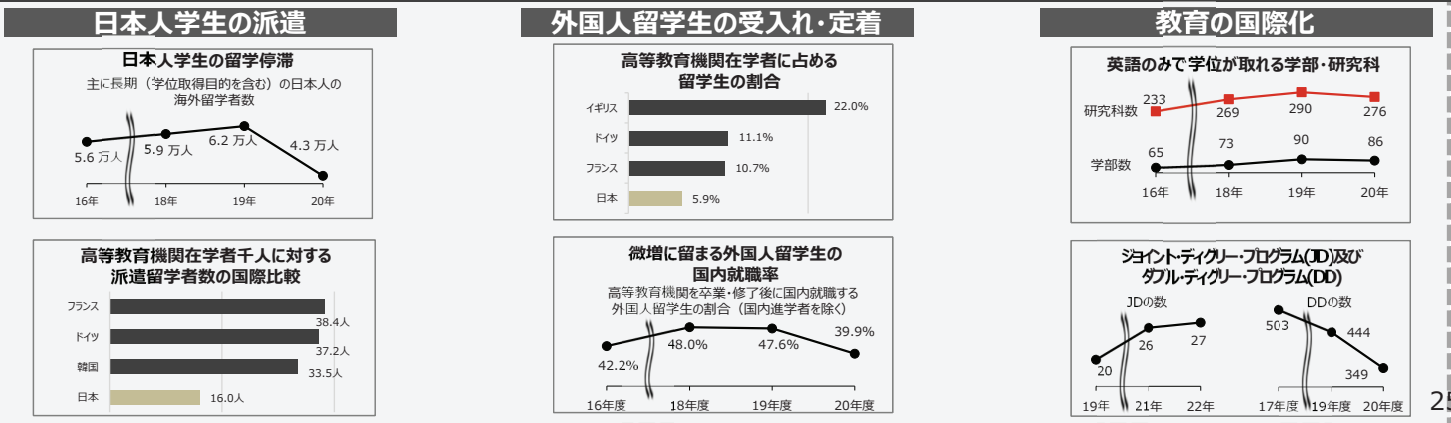
教育の国際化

＜大学等＞
○**英語のみで卒業・修了**できる学部・研究科の数
学部：86→200
研究科：276→400
○**海外の大学との交流協定に基づく交流のある大学**の割合
48%→80%
○**ジョイントディグリー・プログラム**の数
27→50
○**ダブルディグリー・プログラム**※の数
349→800

＜中学・高校等＞
○**英語で複数教科の授業を受けられる高校**（コース等含む。）の数
50→150
○**対面での国際交流を行う高校**の割合
18%→50%
○**中学・高校段階におけるオンライン等を利用した国際交流**を行っている学校の割合
20%→100%

※海外の大学との大学間交流協定に基づき実施されているもの

現状



Ⅳ. 具体的方策

1. コロナ後の新たな留学生派遣・受入れ方策

(1) 日本人学生の派遣方策

- ① 高校段階から大学院段階までを通じた日本人学生の派遣の推進
 - ・SNS等を活用した広報強化
 - ・卒業生のネットワーク構築
 - ・各自治体での海外大学進学支援の取組推進
 - ・**協定派遣（授業料相互免除）増に向けた取組推進**
 - ・中長期留学や海外大学で学位取得を目指す学生について、海外派遣の指標実現に向けて大幅に拡大するため、官民一体となった構造的・技術的な方策の実施を進め、その成果の発現・進捗に沿って**給付型奨学金を着実に拡充**するなど**奨学金の充実**に取り組みとともに、企業・個人等が拠出する奨学金の一層の活用推進など、**官民一体での経済的支援の充実**
 - ・**企業による代理返還制度の活用促進**や**地方公共団体による返還支援の取組を推進**
 - ・官民協働による「**トビタテ！留学JAPAN**」の発展的推進
 - ・**博士人材等派遣の促進**
 - ・社会人の海外大学院留学の促進 等
- ② 初等中等教育段階における英語教育・国際理解教育、課題発見・解決能力等を育む学習等の推進
 - ・英語4技能（読む、書く、聞く、話す）の育成に向けた、デジタルを活用したパフォーマンステストの実施促進
 - ・探究学習、自然・社会・文化芸術への興味関心を育む体験活動、国際理解教育の推進
 - ・国際バカロレアなどの国際的な教育プログラムが履修できる教育環境の整備を促進
 - ・教員養成段階の留学や採用後の海外経験機会の拡充、実践的な教員研修の充実を通じた教員の英語教育・国際理解教育の指導力強化
 - ・**1人1台端末を活用した海外とのオンライン交流の促進** 等

(2) 外国人留学生の受入れ方策

- ① 日本への留学機会の創出
 - ・学生の早期からのリクルート、広報・情報発信、日本語教育を一体的に促進する現地機能の強化
 - ・留学生受入れに関する情報が一元的に得られるポータルサイトの情報充実
 - ・**優秀な学生の早期からの獲得強化に向けたプログラム構築**
 - ・海外における日本語教育の充実
 - ・**国費留学生制度の地域・分野重点化などの見直し** 等
- ② 入学段階での要件・手続の弾力化
 - ・DX化促進による渡日前入学者選抜の促進
 - ・留学ビザ取得のオンライン化
 - ・銀行口座開設における負荷軽減 等
- ③ 国内大学の教育研究環境の質及び魅力の向上
 - ・**留学生の授業料設定柔軟化**や**定員管理の弾力化**
 - ・**キャンパスの質及び魅力の向上**、民間資金等も活用した留学生・外国人教員宿舎の整備、賃貸住宅の受入れ環境整備 等
- ④ 適切な在籍管理、技術流出防止対策の徹底・強化
 - ・**在籍管理非適正大学等の大学等名の公表、在留資格「留学」の付与停止、私学助成の厳格な対応**、留学生数等の情報公開の強化
 - ・安全保障貿易管理の徹底、研究インテグリティの推進 等

(3) 国際交流の推進

- ・「**アジア架け橋プロジェクト**」や対日理解促進交流プログラムの**充実強化**、姉妹校連携や留学コーディネーターの配置促進等を通じた国際交流の促進
- ・COIL（国際協働オンライン学習）、VE（バーチャル・エクステンジ）等のオンラインを活用したハイブリッド国際交流の推進
- ・脱炭素人材の人材育成強化や農業を学ぶ学生等の留学・国際交流活動の推進、文化・芸術分野での学生・若手芸術家等の交流の促進 等

2. 留学生の卒業後の活躍に向けた環境整備

(1) 日本人学生の就職の円滑化に向けた環境整備

- ・留学中の学生への就職情報の提供、現地でのジョブフェアへの参画拡大
- ・帰国後の留学生に対する**通年・秋季採用、インターンシップ等による多様な選考機会の提供促進**
- ・留学等を通じて得られた知識や専門性に対し企業が採用・人材育成面での積極的な評価を行う取組の裾野を広げる機運醸成 等

(2) 外国人留学生等の高度外国人材の定着率の向上

① 留学生の就職促進に向けた取組促進

- ・ハローワーク等における多言語対応を含めた相談支援機能・拠点の強化等による環境整備
- ・地域の特性に応じたインターンシップ機会の提供等による外国人留学生等の地元企業への就職・定着支援を行う「**高度外国人材活躍地域コンソーシアム**」の設立、「**高度外国人材活躍促進プラットフォーム**」における中小・中堅企業の外国人材の受入れに係る課題解決に向けた**伴走型支援の実施** 等

② 受入れ企業側における企業風土の改善、環境の充実

- ・企業での採用方針の明確化、社内制度の見直し、採用方針・実績の公表等の促進 等

③ 関連する在留資格制度の改善

- ・高度外国人材に係る受入れ制度の世界に伍する水準への改革（**特別高度人材制度及び特定活動における未来創造人材制度の創設**）、一定の要件を満たす国内大学の卒業者についても同様の措置が受けられるようにするための検討
- ・**質の高い専門学校の認定制度を創設、その卒業者等の在留資格の運用見直し** 等

3. 教育の国際化の推進

(1) 国内大学等の国際化

- ・海外大学とのジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリーや単位互換、大学間交流協定締結の促進
- ・国際交流などにおいて高度で専門的な知識や経験を有する「アドミニストラータ職」等の採用・育成の促進
- ・**徹底した国際化やグローバル人材育成に大学が継続的に取り組むような環境整備**
- ・国際化に積極的に取り組む大学等へのインセンティブ付与
- ・**国際化を先導する大学の認定制度の創設**
- ・戦略的に留学生交流を推進すべき国・地域との大学間連携・学生交流の推進
- ・欧米のトップクラス大学の誘致によるグローバル・スタートアップ・キャンパス構想の実現 等

(2) 外国人材の活躍に向けた教育環境整備

- ・インターナショナルスクールに関する情報充実・実態把握、学校間接続の円滑化、**国際的な中等教育機関の整備推進・運営支援**
- ・学校教育を受ける際に困難を有する外国人児童生徒への支援強化
- ・**日本語教育機関の認定制度創設等による質の維持向上** 等

(3) 国内大学の海外分校や高専を始めとする日本型教育の輸出

- ・国内大学等の海外分校設置に係る環境整備推進
- ・諸外国からの要請を踏まえた日本型高専の導入支援
- ・在外教育施設における国内同等の教育環境整備や安全対策・施設整備等の機能強化に向けた支援 等

目 次

1. 短期大学の現状

2. 高等教育政策の動向

(1) 中央教育審議会の審議状況等

(2) 教育未来創造会議

3. 大学設置基準等の一部改正

4. 短期大学の設置等に係る手続き

5. 大学入学者選抜

6. 数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度

7. ハラスメントの防止

8. 学生支援の状況

9. 令和6年度概算要求



2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)【概要】

平成30年11月26日
中央教育審議会

I. 2040年の展望と高等教育が目指すべき姿 … 学修者本位の教育への転換 …

2040年頃の社会変化
国連SDGs¹全ての人が平和と豊かさを享受できる社会
Society5.0 第4次産業革命 人生100年時代 グローバル化 地方創生

● 必要とされる人材像と高等教育が目指すべき姿

- 予測不可能な時代を生きる人材像
 - 普遍的な知識・理解と汎用的技能を文理横断的に身に付けていく
 - 時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、論理的思考力を持って社会を改善していく資質を有する人材
- 学修者本位の教育への転換
 - 「何を学び、身に付けることができたのか」+個人々の学修成果の可視化(個々の教員の教育手法や研究を中心にシステムを構築する教育からの脱却)
 - 学修者が生涯学び続けられるための多様で柔軟な仕組みと流動性

● 高等教育と社会の関係

- 「知識の共通基盤」
 - 教育と研究を通じて、新たな社会・経済システムを提案、成果を還元
- 研究力の強化
 - 多様で卓越した「知」はイノベーションの創出や科学技術の発展にも寄与
- 産業界との協力・連携
 - 雇用の在り方や働き方改革と高等教育が提供する学びのマッチング
- 地域への貢献
 - 「個人の価値観を尊重する生活環境を提供できる社会」に貢献

II. 教育研究体制 … 多様性と柔軟性の確保 …

多様な学生

- 18歳で入学する日本人を主な対象として想定する従来のモデルから脱却し、社会人や留学生を積極的に受け入れる体質転換
- リカレント教育、留学生交流の推進、高等教育の国際展開

多様な教員

- 実務家、若手、女性、外国籍などの様々な人材を登用できる仕組みの在り方の検討
- 教員が不断に多様な教育研究活動を行うための仕組みや環境整備(研修、業績評価等)

多様で柔軟な教育プログラム

- 文理横断・学修の幅を広げる教育、時代の変化に応じた迅速かつ柔軟なプログラム編成
- 学位プログラムを中心とした大学制度、複数の大学等の人的・物的資源の共有、ICTを活用した教育の促進

多様性を受け止める柔軟なガバナンス等

- 各大学のマネジメント機能や経営力を強化し、大学等の連携・統合を円滑に進められる仕組みの検討
- 国立大学の一法人複数大学制の導入、経営改善に向けた指導強化・撤退を含む早期の経営判断を促す指導、国公私立の枠組みを越えて、各大学の「強み」を活かした連携を可能とする「大学等連携推進法人(仮称)」制度の導入、学外理事の登用

大学の多様な「強み」の強化

- 人材養成の観点から各機関の「強み」や「特色」をより明確化し、更に伸長

III. 教育の質の保証と情報公表 … 「学び」の質保証の再構築 …

- 全学的な教学マネジメントの確立
 - 各大学の教学面での改善・改革に資する取組に係る指針の作成
- 学修成果の可視化と情報公表の促進
 - 単位や学位の取得状況、学生の成長実感・満足度、学修に対する意欲等の情報
 - 教育成果や大学教育の質に関する情報の把握・公表の義務付け
 - 全国的な学生調査や大学調査により整理・比較・一覧化
- 設置基準の見直し(定員管理、教育手法、施設設備等について、時代の変化や情報技術、教育研究の進展等を踏まえた根本的な見直し)
- 認証評価制度の充実(法令違反等に対する厳格な対応)
- 教育の質保証システムの確立

V. 各高等教育機関の役割等 … 多様な機関による多様な教育の提供 …

- 各学校種(大学、専門職大学・専門職短期大学、短期大学、高等専門学校、専門学校、大学院)における特有の課題の検討
- 転入学や編入学などの各高等教育機関の間の接続を含めた流動性を高め、より多様なキャリアパスを実現

IV. 18歳人口の減少を踏まえた高等教育機関の規模や地域配置 … あらゆる世代が学ぶ「知の基盤」…

- 高等教育機関への進学者数とそれを踏まえた規模
 - 将来の社会変化を見据えて、社会人、留学生を含めた「多様な価値観が集まるキャンパス」の実現
 - 学生の可能性を伸ばす教育改革のための適正な規模を検討し、教育の質を保証できない機関へ厳しい評価
- 地域における高等教育
 - 複数の高等教育機関と地方公共団体、産業界が各地域における将来像の議論や具体的な連携・交流等の方策について議論する体制として「地域連携プラットフォーム(仮称)」を構築
- 国公私の役割
 - 歴史的経緯と、再整理された役割を踏まえ、地域における高等教育の在り方を再構築し高等教育の発展に国公私全体で取り組む
 - 国立大学の果たす役割と必要な分野・規模に関する一定の方向性を検討

VI. 高等教育を支える投資 … コストの可視化とあらゆるセクターからの支援の拡充 …

- 国力の源である高等教育には、引き続き、公的支援の充実が必要
- 社会のあらゆるセクターが経済的効果を含めた効果享受することを踏まえた民間からの投資や社会からの寄附等の支援も重要(財源の多様化)
- 教育・研究コストの可視化
- 高等教育全体の社会的・経済的効果を社会へ提示
- 公的支援も含めた社会の負担への理解を促進
 - 必要な投資を得られる機運の醸成

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申) (平成30年11月26日)」を踏まえた取組状況①

<教育研究体制—多様性と柔軟性の確保—>

1. 多様な学生 18歳で入学する日本人を主な対象として想定する従来のモデルから脱却し、あらゆる世代、多国籍の学生が学ぶ

リカレント教育の推進

- 社会人入学者数は、学段段階では約1万9千人と最多【令和3年度】、大学院段階では近年概ね1万7千人前後で横ばい
- 履修証明制度の最低時間数の短縮 (120時間→60時間)、履修証明プログラムに係る単位授与・修業年限の通算、学修証明書の交付等ができるよう、学校教育法施行規則及び大学設置基準等の一部を改正【令和元年度】

留学生交流の推進 ・大学の国際展開の推進

- コロナ禍前には外国人留学生受入れ30万人を達成【令和元年度】
- 留学生交流に際して保証されるべき高等教育の質を担保するため、ユネスコの東京規約及び世界規約に基づき高等教育資格承認情報センターを設置【令和元年度】
- 国際性向上のため、国際教育連携課程制度(ジョイントディグリー)を見直す大学設置基準等の改正を実施【令和3年度】
ダブルディグリー・ジョイントディグリープログラムの推進【JDプログラム数 H30:15件→R5:27件】
- 近年の国際情勢の変化・変動も含めた内外の経済社会状況を踏まえて、国・地域の特色に応じた留学生の受入れや双方向の国際交流拡大の推進戦略について「戦略的な留学生交流の推進に関する検討会とりまとめ」を取りまとめ【令和5年度】

2. 多様な教員 実務家、若手、女性、外国籍の様々な人材が活躍

教員が不断に多様な教育研究活動を充実できる環境や仕組みの整備

- 実務家教員の大学教育への参画が促進されるよう大学設置基準改正を実施【令和元年度】
- 多様化する教員の働き方に対応し実務家教員の登用や複数大学等でのクロスアポイントメント等が促進されるよう、従来の専任教員概念を、学位プログラムに係る責任性を明確化した「基幹教員」に改める大学設置基準改正を実施【令和4年度】

3. 多様で柔軟なプログラム

文理横断、学修の幅を広げる教育、多様で柔軟な教育プログラムの充実

- 大学が自らの判断で機動性を発揮し、学内の資源を活用して学部横断的な教育に積極的に取り組むことができるよう学部等連係課程制度を創設する大学設置基準改正を実施【令和元年度】
- 多様な学修ニーズに応じるため、「単位互換制度の運用に係る基本的な考え方について」にて柔軟な対応が可能である旨を通知【令和元年度】
- 中央教育審議会大学分科会において、多様化・複雑化する社会経済課題に対応するため従来の専門分野の枠を超えた「文理複眼的な思考ができる人材の育成」について議論したことなどをまとめた「学修者本位の大学教育の実現に向けた今後の振興方策について(審議まとめ)」を取りまとめ【令和4年度】
- 大学のより先導的な取組を促進するため、内部質保証等の体制が十分機能していること等を要件とする教育課程等に係る特例制度を導入する大学設置基準改正を実施【令和4年度】

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン【答申】（平成30年11月26日）」を踏まえた取組状況②

4. 多様性を受け止める柔軟なガバナンス 大学内外の人的・物的リソースの効果的共有

「強み」を活かす連携・統合の
仕組みの整備

- 学校法人運営調査における経営指導の充実（経営指導強化指標の設定、きめ細かい集中的な指導等）【令和元年度】
- 経営基盤の強化と効率的な経営の推進等のため、**国立大学の一人法人複数大学制度の導入**を可能にするよう、国立大学法人法の一部を改正。【令和2年度】
- 大学、地方公共団体、産業界等様々な関係機関が一体となった恒常的な議論の場を構築**し、地域の将来ビジョンを共有し、地域の課題解決に向けた連携協力の抜本的強化を図るべく、**「地域連携プラットフォーム構築に関するガイドライン」を策定**【令和2年度】
- 地域の国公立の枠組みを越えた**緊密な連携や機能分担を推進する**大学等連携推進法人**の認定制度を創設【令和3年度】

学外理事の登用

- 客観的・複眼的な外部からの意見を反映することで、大学運営の透明性を確保し、社会への説明責任を果たすべく、**理事に学外者を2人以上含む**よう国立大学法人法を改正【令和元年度】

5. 大学の多様な「強み」の強化 人材育成の観点から各機関の「強み」「特色」を明確化し、更に伸長

各機関の「強み」「特色」を明確化

- 3ポリシーに基づく教育課程の編成**等や自己点検・評価、認証評価の結果を踏まえた**不断の見直し**を行う旨を規定上明確にする大学設置基準改正を実施【令和4年度】

<教育の質の保証と情報公表―「学び」の質保証の再構築―>

○「何を学び、身に付けることができるのか」、「学んでいる学生は成長しているのか」、多様で魅力的な教員組織、教育課程があるか

設置基準の見直し

- 中央教育審議会大学分科会質保証システム部会において**「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」**を取りまとめ【令和3年度】、**学修者本位の大学教育の実現に向けて大学設置基準等を改正**【令和4年度】

認証評価制度の充実

- 教育研究活動の改善等を促す制度的な担保を設ける観点から、不適合となった大学等に報告又は資料提出を求めるなどの**認証評価制度の改善**を実施【令和元年度】
- 「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」**において、**認証評価制度の改善の方向性をとりまとめ**【令和3年度】

教学マネジメントの確立、
情報公表の更なる充実、
学生調査・大学調査

- 学修者本位の実現を図るための教育改善と社会に対する説明責任を果たしていく大学運営の在り方を示す**教学マネジメント指針を策定**【令和2年度（令和4年度追補）】
- 教学マネジメント指針**において、DPに定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果、これらを保証する条件として**公表する意義があると考えられる情報を整理**【令和2年度】
- 各大学の教育改善に活かすこと、我が国の大学に対する社会の理解を深める一助とすること等を目的として**学生目線からの大学教育や学びの実態が把握できるよう全国学生調査（試行実施）を行った**。【令和元、3、4年度】

31

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン【答申】（平成30年11月26日）」を踏まえた取組状況③

<18歳人口の減少を踏まえた高等教育機関の規模や地域配置―あらゆる世代が学ぶ「知の基盤」―>

1. 高等教育機関への進学者数とそれを踏まえた規模

社会人・留学生を含めた多様性のある
キャンパスの実現

- 履修証明制度の最低時間数の短縮**（120時間→60時間）、**履修証明プログラムに係る単位授与・修業年限の通算、学修証明書の交付**等ができるよう、学校教育法施行規則及び大学設置基準等の一部を改正【令和元年度】（再掲）
- 教育未来創造会議の第二次提言「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ<J-MIRAI>」**において、2033年までに外国人留学生受入れを年間40万人、日本人の海外留学派遣を年間50万人に拡大するという目標を設定【令和5年度】

2. 国私公の役割

2040年を見据え、
規模、分野等の在り方の見直し

- 知識集約型社会において知をリードし、イノベーションを創出する知と人材の集積拠点としての役割を国立大学が担っていくとして、**国立大学改革方針を策定**【令和元年度】
- 国私公の各大学団体における「将来像」がとりまとめられた【平成30年度～令和元年度】

3. 地域における高等教育

国私公を通じた連携で
「知の基盤」を構築

- 「地域連携プラットフォーム構築に関するガイドライン」**を策定【令和2年度】（再掲）
- 大学等連携推進法人**の認定制度を創設【令和3年度】（再掲）

<高等教育を支える投資―コストの可視化とあらゆるセクターからの支援の拡充―>

民間からの投資や支援

- 国立大学法人、公立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構への個人寄附に係る税額控除の対象事業の拡大【令和2年度】
- 国立大学法人が債券発行できる対象事業に「先端的な教育研究」を追加する国立大学法人法施行令改正を実施【令和2年度】
- 大学等を設置しようとする学校法人等の設立のための寄附金につき、一定の要件を満たした場合に寄附額の全額を指定寄付金の対象とする制度改正を実施【令和5年度】

学生支援

- 意欲ある者が家庭の経済状況にかかわらず、希望する質の高い教育を受けられるよう、真に支援が必要な低所得世帯の学生等に対して、授業料・入学金の減免と、返還を要しない給付型奨学金の支給を併せて行う**高等教育の修学支援新制度**を開始【令和2年度】

32

令和4年度、大学設置基準の大きな改正が再びなされました。 なぜ、この改正がなされたのでしょうか。

- 予測不可能な時代にあって、高等教育は、学修者が自らの可能性を最大限に発揮する…「何を学び、身に付けることができるのか」を中軸に据えた多様性と柔軟性を持った高等教育への転換を引き続き図っていく必要。

→ **学修者本位の教育への転換が必要。**

- そのためには、高等教育は「多様な価値観を持つ多様な人材が集まることにより新たな価値が創造される場」となること、すなわち、多様な学生、多様な教員、多様で柔軟な教育プログラム、柔軟なガバナンス等を実現していくことが求められる。

- 高等教育の質保証を担ってきた、質保証システムの各要素においても、上記の変化に対応し、取組を推進するような見直しが必要。

▶ 魅力的な高等教育を提供するとともに、我が国の高等教育の質が保証されていることが国内外で認知されることが重要であり、現在の質保証の在り方を見直し、より時代に即したものにする必要。

▶ 何を学び、身に付けることができるのかが明確になっているか、学んでいる学生は成長しているのか、学修の成果が出ているのか、大学の個性を発揮できる多様で魅力的な教員組織・教育課程があるかといったことは、重要な要素。

▶ 「多様な価値観が集まるキャンパス」を実現するためには、現在の設置基準を時代に即したものとして、時代の変化や情報技術の進歩、大学教育の進展を踏まえ、学生/教員比率の設定や、編入学や転入学などの学生の流動性への対応、教育課程を踏まえた教員組織の在り方、情報通信技術を活用した授業を行う際の施設設備の在り方など、抜本的に見直す必要。

→ **この見直しについては、我が国の大学教育全体の質保証を担保する観点から、専門的な審議を経た上で行う**

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成30年11月26日中央教育審議会）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1411360_00012.html

33

大学設置基準を含む高等教育の質保証システム全体の見直しに向け、1年9ヶ月にわたる集中的な審議が行われてきました。

- 令和2年6月に大学分科会質保証システム部会を設置。以降、月1回程度審議を行い、令和4年3月に「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」をとりまとめ。

▶ 部会を14回（+作業チーム3回）開催し集中審議。その間、大学分科会へ4回報告・審議し、令和4年3月に了承

- 現在の高等教育の質保証システムは、一定程度機能しているものと評価。

▶ 「大学設置基準」「設置認可制度」「認証評価制度」「情報公表」が主たる構成要素

▶ 大学として最低限の水準を満たしていることを保証する事前規制の長所と、大学の多様性に配慮しつつ、恒常的に大学の質を保証する事後チェックの長所を組み合わせる形で設計

▶ 事前規制の弾力化、大学等の自主的・自律的な改善の促進により質を保証する仕組みとして、一定程度機能

- 他方で、以下のような課題等が指摘され、「学修者本位の大学教育の実現」・「社会に開かれた質保証の実現」の観点から、質保証システムの見直しの必要性が指摘。

▶ 大学設置基準等についてより客観性のある分かりやすい基準等とするべき

▶ 授業外学習が不十分、3つのポリシーに基づく教育の実質化や、学修者や教育者が学修成果や教育成果を明確に把握できるように可視化、透明性を向上させる必要

▶ グローバル化や少子高齢化、デジタル技術の高度化など社会全体が大きく変動する中、また、初等中等教育の大きな変化を受け止め、学修者本位の観点から、大学が創意工夫に基づく先進性・先進性のある教育研究活動を行っていく上で、最低限保証すべき質を厳格に担保しつつも柔軟性のある質保証システムにしていく必要

「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」
（令和4年3月18日中央教育審議会大学分科会質保証システム部会）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1411360_00012.html

34

背景

- 「大学設置基準」「大学設置認可審査」「認証評価」「情報公表」という我が国の公的な質保証システムは、事前規制型と事後チェック型それぞれの長所を組み合わせた形で設計されており、一定程度機能している。
 - しかしながら、3つのポリシー（入学受け入れの方針、教育課程編成・実施の方針、卒業認定・学位授与の方針）に基づく教育の実質化を進める必要があるという指摘や、グローバル化やデジタル技術の進展に対応する必要があるという指摘、新型コロナウイルス感染拡大を契機とした遠隔教育の普及・進展を踏まえた対応を行う必要がある等の指摘がある。
- ⇒ 大学における国際通用性のある「教育研究の質」を保証するため、質保証システムについて、
- ①最低限の水準を厳格に担保しつつ、
 - ②大学教育の多様性・先進性を向上させる方向で改善・充実を図っていく
- ことが求められている。

質保証システムで保証すべき「質」

- ・学校教育法の規定に照らすと「教育研究の質」
- ・「学生の学びの質と水準」とともに、教育と研究を両輪とする大学の在り方を実現する観点からは、持続的に優れた研究成果が創出されるような研究環境の整備や充実等についても一定程度確認する必要。

改善・充実の方向性

- 2つの検討方針：①学修者本位の大学教育の実現
②社会に開かれた質保証の実現
- 4つの視座：①客観性の確保 ②透明性の向上
③先進性・先進性の確保（柔軟性の向上） ④厳格性の担保
- ※それぞれの視座は背反関係にあるものではなく、相互に関係し合うものであることに留意が必要

(1) 大学設置基準・設置認可審査

<改善・充実の方向性>

【学修者本位の大学教育の実現】

- 学位プログラムの3つのポリシーに基づく編成、学位プログラムを基礎とした内部質保証の取組、内部質保証による教育研究活動の不断の見直しが行われることを明確化。

【客観性の確保】

- 分散して規定されている教員や事務職員、各種組織に関する規定を一体的に再整理。
- 「一の大学に限り」という「専任教員」の概念を「基幹教員」（仮称）と改め、設置基準上最低限必要な教員の数の算定にあたり一定以上の授業科目を担当する常勤以外の教員について一定の範囲まで算入を認める。※教育研究の質の低下を招かないよう制度化に当たっては留意。
- 「図書」「雑誌」等を電子化やIT化を踏まえた規定に再整理。
- 大学設置基準上、教育を補助する者について明示的に規定。
- 実務家教員の定義の明確化や大学名称の考え方を周知。等

【先進性・先進性の確保（柔軟性の向上）】

- 「講義・演習・実習・実験」の時間区分の大括り化や単位当たり時間は標準時間であることの明確化など単位制度運用の柔軟化。
- 機関として内部質保証等の体制が機能していることを前提とした教育課程等に係る特例制度の新設。
例）遠隔授業による修得単位数（60単位）、単位互換上限（60単位）、授業科目の自ら開設の原則、校地・校舎面積基準等
- 校舎等施設は、多面的な使用等も想定し、機能に着目した一般的な規定として見直し。
- スポーツ施設等を各大学の必要性に応じて整備できるよう見直し。等

(2) 認証評価制度

<改善・充実の方向性>

【学修者本位の大学教育の実現】

- 内部質保証について、自己点検評価結果による改善を評価し公表する形へと充実。
- 学修成果の把握・評価や、研究環境整備・支援状況の大学評価基準への追加。

【客観性の確保】

- 多様性に配慮しつつ認証評価機関の質保証に資する取組の推進。

【透明性の向上】

- 各認証評価機関の評価結果の一貫性を持った公表の検討。

【先進性・先進性の確保（柔軟性の向上）】

- 内部質保証の体制・取組が特に優れた大学への次回評価の弾力的措置。
- 法令適合性等について適切な情報公表を行っている大学への法令適合性等に関する評価項目や評価手法の簡素化などの措置。等

【厳格性の担保】

- 不適合の大学の受審期間を短縮化（例：3年）。

(3) 情報公表

<改善・充実の方向性>

- 「教学マネジメント指針」を踏まえ、認証評価において大学の情報公表の取組状況を確認。
- 「大学入学者選抜に関すること」等を学校教育法施行規則に規定する各大学が公表すべき項目に追加。等

(4) その他の重要な論点

<改善・充実の方向性>

【学修者本位の大学教育の実現】

- 遠隔授業に関するガイドラインの策定
- 大学運営の専門職である事務職員等、質保証を担う人材の資質能力を向上させる観点から、SD・FDの取組等を把握・周知

【客観性の確保】

- 設置認可審査を経て認められた分野の範囲内なら大学の判断で新たな学位プログラムが実施可能であることを周知。
- 修業年限は「おおむね4年」の期間を指すものであり、厳密に4年間在籍することを求めるものではないことを明確化。等

【先進性・先進性の確保（柔軟性の向上）】

- 基盤的経費の配分や設置認可申請等における定員管理に係る取り扱いについて、現行で入学定員に基づく単年度の算定としているものは、収容定員に基づく複数年度の算定へと改める（成績管理の厳格化・明確化と両立が図られるように留意）。等

大学設置基準等改正の主な具体的内容

一 総則等理念規定の明確化

- 学位プログラムの3つのポリシーに基づいて、入学選抜及び教育課程の編成を行うよう明確化
- 総則の理念について、自己点検・評価、認証評価の結果を踏まえた、不断の見直しを行うよう明確化

二 教員組織・事務組織等の組織関係規定の再整理

- 分散して規定されている現行の組織に係る規定や教員と事務職員等の連携・協働の規定を一体的に再整理・明確化
- 「教員組織」について、「教育研究実施組織」に改め、規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ編制する旨規定
- 教育研究実施組織の編制に当たり、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確化
- 厚生補導を行う組織について、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制する旨規定
- 事務組織について、大学運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制する旨規定

三 基幹教員、授業科目の担当、研修等に係る規定

- 専任教員の概念を、「基幹教員」と改め、定義の明確化や最低必要教員数の算定にあたり、複数の大学・学部での算定も可能とすることやその算定は4分の1までとすること、主要授業科目は基幹教員に担当させる旨規定
- 授業科目の担当に関し、指導補助者について条文中明示的に規定し、指導補助者に対する研修を必須化

四 単位数の算定方法

- 単位の計算方法について、おおむね15時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算する旨規定

五 校地、校舎等の施設及び設備等

- 校地（空地）の役割（教員と学生、学生同士の交流の場）について明確化
- 運動場や体育館その他のスポーツ施設及び講堂並びにその他の厚生補導施設について必要に応じ設ける旨規定
- 校舎等施設について、組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、必要な施設を備えた校舎を有するものとする旨規定
- 研究室は、基幹教員及び専ら当該大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものと規定
- 閲覧室等の紙の書籍のみを想定した施設に係る規定について削除し、図書及び図書館について、図書館を中心に系統的に整備し提供する、必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする旨規定

六 教育課程等に係る特例制度

- 教育課程等に関する事項に関し、文部科学大臣の認定を受けた場合は、特例対象規定の全部又は一部によらないことができる大学として認定することができる制度を創設
- 認定を受けた大学（教育課程等特例認定大学）は、教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則に定め、公表する旨規定
※ 認定基準手続きに関する告示は別に定める

七 大学設置基準のその他の改正事項

- 1年間の授業期間は35週にわたることを原則化
- 各授業科目の授業期間について、4学期（クォーター）制も加えて例示、8週、10週、15週その他の大学が定める適切な期間を単位として明確化
- 単位の授与について、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与える旨規定
- 卒業要件に定める在籍年数について、厳密に4年間在籍することを求めるものではないことを明確化、併せて大学が定める要件を満たす旨規定
- 専門職学科における授業を行う学生数について、同時に授業を行う学生数は40人以下と引き続き明示した上で、例外は「授業の方法等の教育上の諸条件を考慮し、教育効果を十分に上げられると認められる場合」であることを明確化

八 大学通信教育設置基準の改正

- 印刷教材等による授業に関し、インターネット等による教材提供が可能である旨明確化、放送授業に関し、インターネット等を通じた映像等の提供が含まれることを明確化

九 本省令の附則

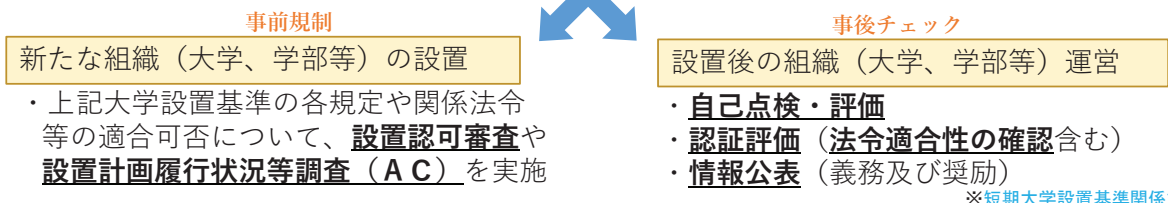
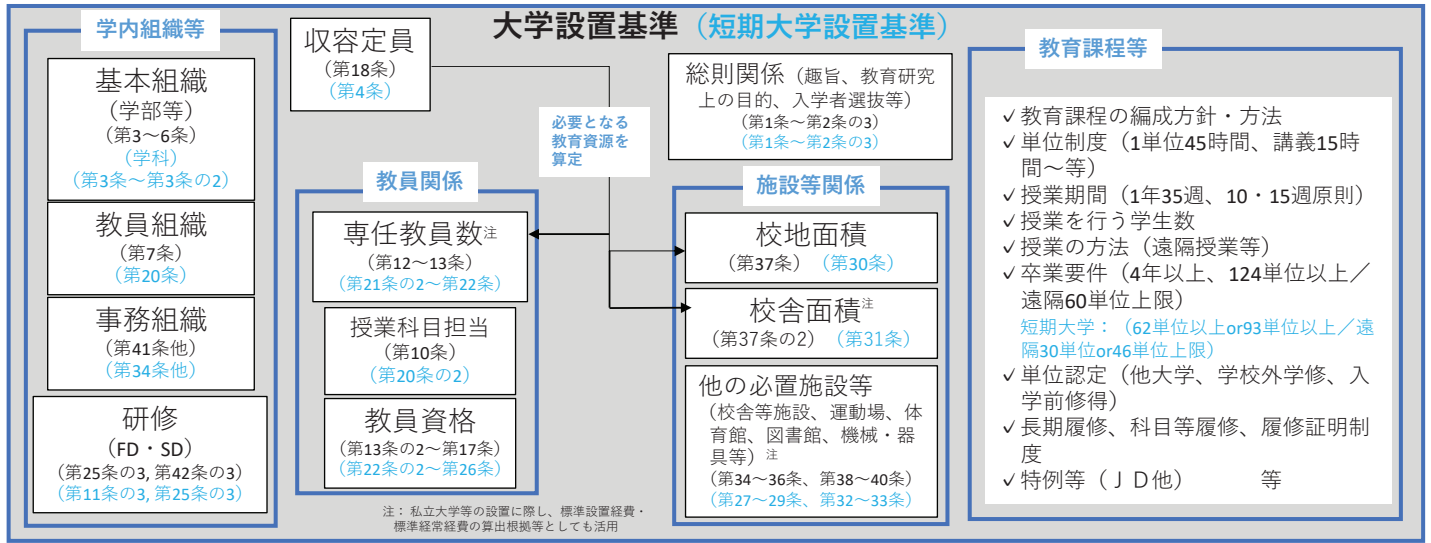
- 施行日：令和4年10月1日
- 以下の趣旨の附則を規定
 - ・ 基幹教員に関する各規定、校舎及び研究室には経過措置を設けること
 - ・ 令和5年度開設の設置審査については、従前の規定のとおりとすること
 - ・ 令和6年度開設の設置審査については、改正後の規定又は従前の規定のいずれかで審査を受けられること
 - ・ 令和7年度以降開設の設置審査については、改正後の規定で審査を受けること

※ 専門職大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準、短期大学通信教育設置基準、専門職短期大学設置基準、高等専門学校設置基準等について関連する所要の改正を行う。

※ 大学院関係設置基準については、六の教育課程等に係る特例制度について、今回の改正は見送ることとし、三の基幹教員の取扱いについては大学院部会において引き続き検討を行う。

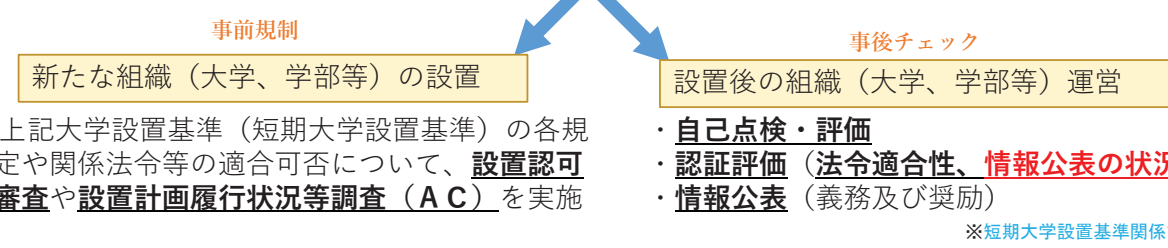
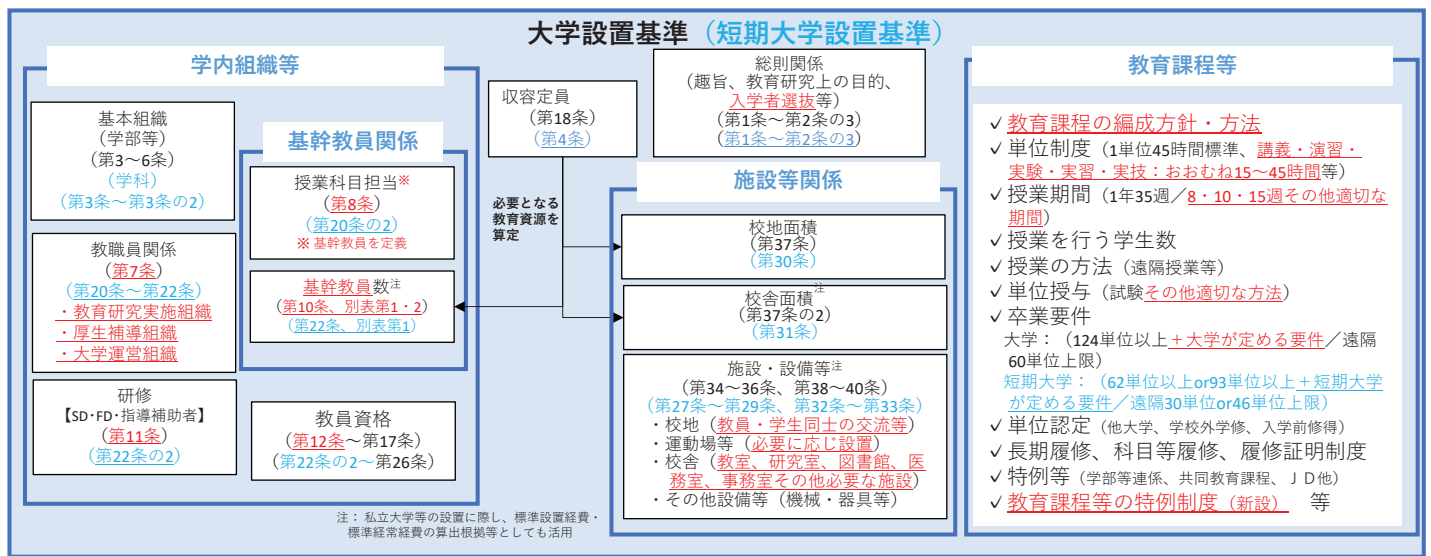
現行の質保証システムにおける大学設置基準の性質・構造や役割

- 大学の設置者は設置基準に従い、設置しなければならない。(学校教育法第3条)
- 設置基準は設置に必要な最低の基準。設置後の運用で、同基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準向上を図ることに努める必要。(大学設置基準第1条・短期大学設置基準第1条)



改正後の質保証システムにおける大学設置基準の性質・構造や役割

- 大学の設置者は設置基準に従い、設置しなければならない。(学校教育法第3条)
- 設置基準は設置に必要な最低の基準。設置後の運用で、同基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、自己点検・評価結果や認証評価結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことにより、その水準向上を図ることに努める必要。(大学設置基準第1条・短期大学設置基準第1条)



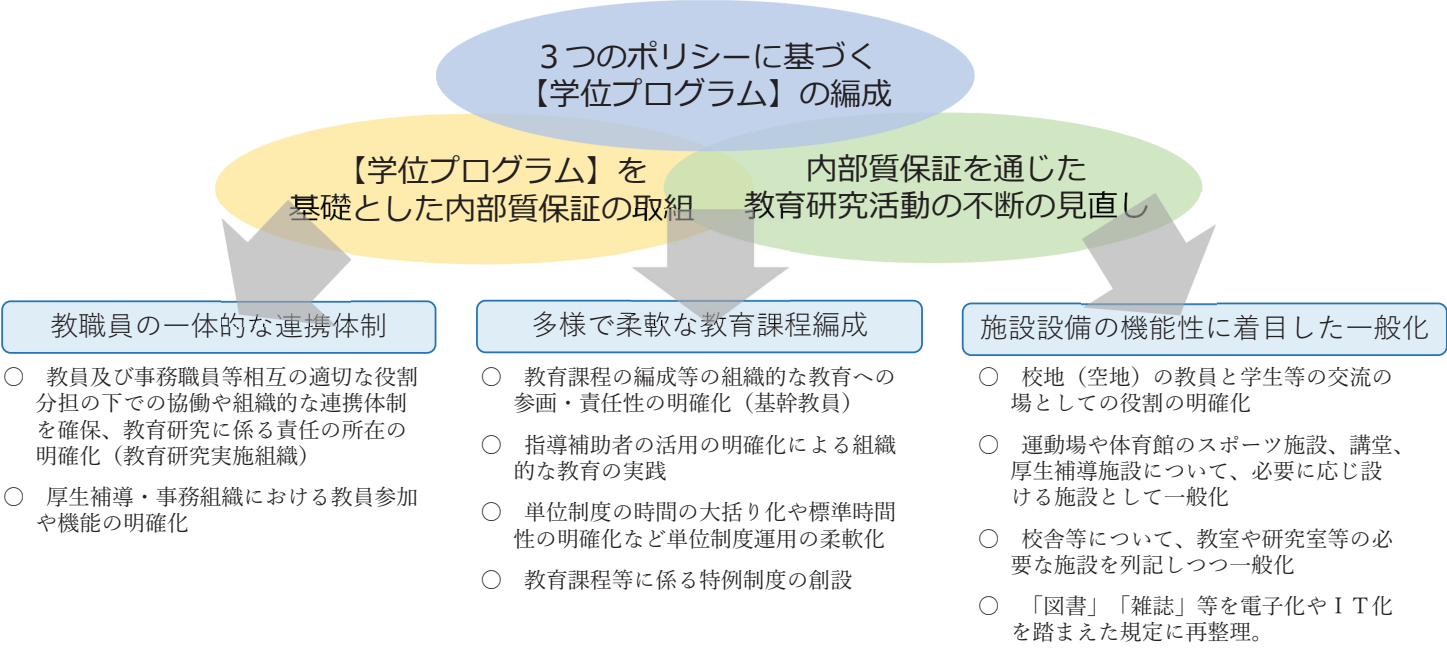
審議まとめにおいて、大学設置基準等について、以下の考え方を基軸として見直しの方向性が提言されています。

- 「学修者本位の大学教育の実現」の観点からは、教学マネジメントが適切に行われていることなど、個々の学位プログラム単位で内部質保証が機能していることが求められる。
 - ▶ そのためには、各大学において学位プログラム毎に適切な情報が公表され、認証評価の際に、各大学で学位プログラムごとに学修成果が把握されていることや研究成果を継続的に生み出すための環境整備等「教育研究の質」が適切に確認されていることも求められる。
- 「社会に開かれた質保証の実現」の鍵となるものは、何よりも適切な情報が公表されていること。
 - ▶ 各大学による積極的な情報公表はもとより、認証評価の結果やその他の必要な情報が、社会が利用しやすい形で適切に公表されていることが求められる。

- 大学教育の質保証の単位である学位プログラムは3つのポリシーに基づいて編成されるものであり、各大学における内部質保証は学位プログラムを基礎として行われるべきことを理念上明確にする。
- 内部質保証による教育研究活動の不断の見直しが求められることを理念上明確にする。

「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」
 （令和4年3月18日中央教育審議会大学分科会質保証システム部会）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1411360_00012.html

今回の大学設置基準等の改正は、3ポリシーに基づく「学位プログラム」の編成とそれを基礎とした「内部質保証」による教育研究活動の不断の見直しの考え方を根幹としています。



教育課程等に係る特例制度について①

現行制度

大学は、設置基準に定める教育課程、施設設備等の基準に基づき教育研究活動を行うことが求められている。

審議まとめにおいて、「大学の創意工夫に基づく取組を促進し、今後の大学設置基準の改善につなげるため、内部質保証等の体制が十分機能していることを前提に、教育課程等に係る特例を認める制度を新設する」こととされた。

改正案

内部質保証等の体制が十分機能していること等を要件として、教育課程等に係る特例対象規定の一部又は全部によらないことができる特例制度を新設
→基準によらない大学の創意工夫に基づく先導的な取組の促進と、その効果検証を踏まえ、今後の大学設置基準の改善等につながることを期待

大学設置基準

第十四章 教育課程等に関する事項の改善に係る先導的な取組に関する特例 …新たに設けられる規定

第五十七条 この省令に定める教育課程又は施設及び設備等に関する事項に関し、その改善に係る実証的な成果の創出に資する先導的な取組を行うため特に必要があると認められる場合であつて、大学が、当該先導的な取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育上適切な配慮を行う大学であることの文部科学大臣の認定を受けたときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、第十九条第一項、第二十二條、第二十八條、第二十九條第二項、第三十條第四項、第三十二條第五項若しくは第六項、第三十七條、第三十七條の二、第四十一條第三項（基幹教員数に係る部分を除く。）、第四十二條の八、第四十五條第一項から第三項まで、第四十七條、第四十八條、第五十二條第二項、第五十四條第一項若しくは第二項、第五十六條の六又は第五十六條の七第二項若しくは第三項の規定（次項において「特例対象規定」という。）の全部又は一部によらないことができる。

2 教育課程等特例認定大学（前項の規定により認定を受けた大学をいう。）は、特例対象規定の全部又は一部によらない教育を行うための教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則等に定め、公表するものとする。

短期大学設置基準

第十二章 教育課程等に関する事項の改善に係る先導的な取組に関する特例 …新たに設けられる規定

第五十条 この省令に定める教育課程又は施設及び設備等に関する事項に関し、その改善に係る実証的な成果の創出に資する先導的な取組を行うため特に必要があると認められる場合であつて、短期大学が、当該先導的な取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育上適切な配慮を行う短期大学であることの文部科学大臣の認定を受けたときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、第三条の二第三項（基幹教員数に係る部分を除く。）、第五条第一項、第八条、第十四條、第十五條第二項、第十六條第四項（短期大学が単位を与えることができる範囲に係る部分に限る。）若しくは第五項、第十八條第二項若しくは第三項、第三十條、第三十一條、第三十八條第一項から第四項まで、第四十條、第四十一條、第四十五條第二項、第四十七條第一項から第三項まで、第四十九條の六又は第四十九條の七第二項若しくは第三項の規定（次項において「特例対象規定」という。）の全部又は一部によらないことができる。

2 教育課程等特例認定短期大学（前項の規定により認定を受けた短期大学をいう。）は、特例対象規定の全部又は一部によらない教育を行うための教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則等に定め、公表するものとする。

41

教育課程等に係る特例制度について②

考え方： 大学の創意工夫に基づく取組を促進し、今後の大学設置基準の改善につなげるため、内部質保証等の体制が十分機能していることを前提に、教育課程等に係る特例を認める制度を創設。

①教育課程又は施設及び設備等に関する事項に関し、その改善に係る実証的な成果の創出に資する先導的な取組を行うため特に必要があると認められる場合

かつ

②以下を行う大学であること

- － 当該先導的な取組を行う
- － 教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備
- － 教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育研究上適切な配慮を行う

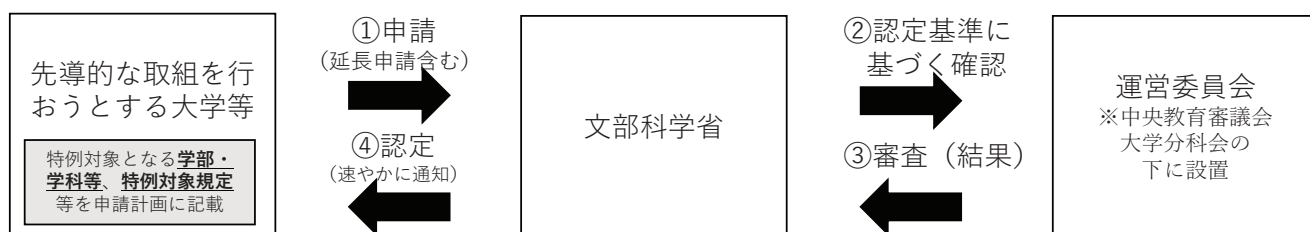
上記①②について、文部科学大臣の認定を受けたとき※においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、「特例対象規定」の全部又は一部によらないことができる制度を創設

※ 認定を受けた大学「教育課程等特例認定大学」は、特例対象規定の全部又は一部によらない教育を行うための教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則等に定め、公表

教育課程等に係る特例制度の申請・認定スキーム（イメージ）

- ・教育課程等に係る特例制度の活用を希望する大学の学長は、文部科学省へ申請。
- ・大学は、申請書に申請計画書その他別に定める書類（適合認定を示す書類、内部質保証に係る書類、情報公表を行っている事実関係を示す書類等注）を添えて申請し、運営委員会（中央教育審議会大学分科会教育課程等特例制度運営委員会）において認定基準（※次ページ参照）に基づく確認・審査が行われ、その結果を踏まえて、文部科学大臣が認定。

注：インターネットの利用により別に定める書類を公表している場合には省略可能



43

申請状況・意向調査結果の概要（令和4年度）

- ・令和4年度末時点で、3件の申請（現在審査中）。
- ・意向調査の結果、「2～3年のうちに申請を検討」すると回答したのが47機関。
- ・活用（緩和）を希望する特例対象規定については、「授業科目の自ら開設の原則」と「遠隔授業の60単位上限」が多い。

意向調査結果（調査期間：令和4年11月30日～令和5年1月31日、○回答数：688件）

	計	大学	専門職大学	短期大学	高等専門学校
令和4年度申請予定	5	4	0	0	1
令和5年度以降2～3年のうちに申請	47	44	0	2	1
今後検討（時期未定）	400	301	7	63	29
なし	236	142	2	78	14
計 ※()内は回答率	688 (59%)	491 (62%)	9 (60%)	143 (46%)	45 (79%)

44

申請・審査スケジュール（令和5年度）

- ・申請は**随時受付**。
- ・**申請前に**、取組開始期間と審査スケジュールの確認等のため、**文部科学省に事前連絡を**。**Web相談と兼ねて、事前連絡をすることも可能**。

<申請・審査期間の目安>

- ・取組開始時期（例：令和7年4月）の**遅くとも1年前を目安**（例：令和6年3月）に申請してください。
- ・本特例の申請に関連して、学部等の「**設置認可申請**」を予定している場合は、**当該設置認可申請を行う半年～1年前を目安**に申請してください。
- ・本特例の申請に関連して、学部等の「**届出設置**」を予定している場合は、当該届出設置が「不可」とされたとき、本特例の認定も取り消される場合があります。事後的な認定取消しに至らないよう、可能な限り「**届出設置の事前相談の受審**」をされることをお勧めします。
- ・いずれの場合にも、申請内容に応じて、必要な審査期間が目安よりも短くなったり、長くなったりすることに御留意ください。また、審査の状況によって、当初計画した取組開始時期から変更を検討していただく場合もあります。

45

教育課程等に係る特例制度の認定基準について

- ・認定基準は**機関としての要件と先導的な取組に係る要件**で構成。後者に関し、**先導的な取組を行う必要性や実施する教育組織（学部等）、実際に活用する特例対象規定、具体的な実施内容、実行可能性などを申請計画書上に明記**。

【認定基準】

機関としての要件

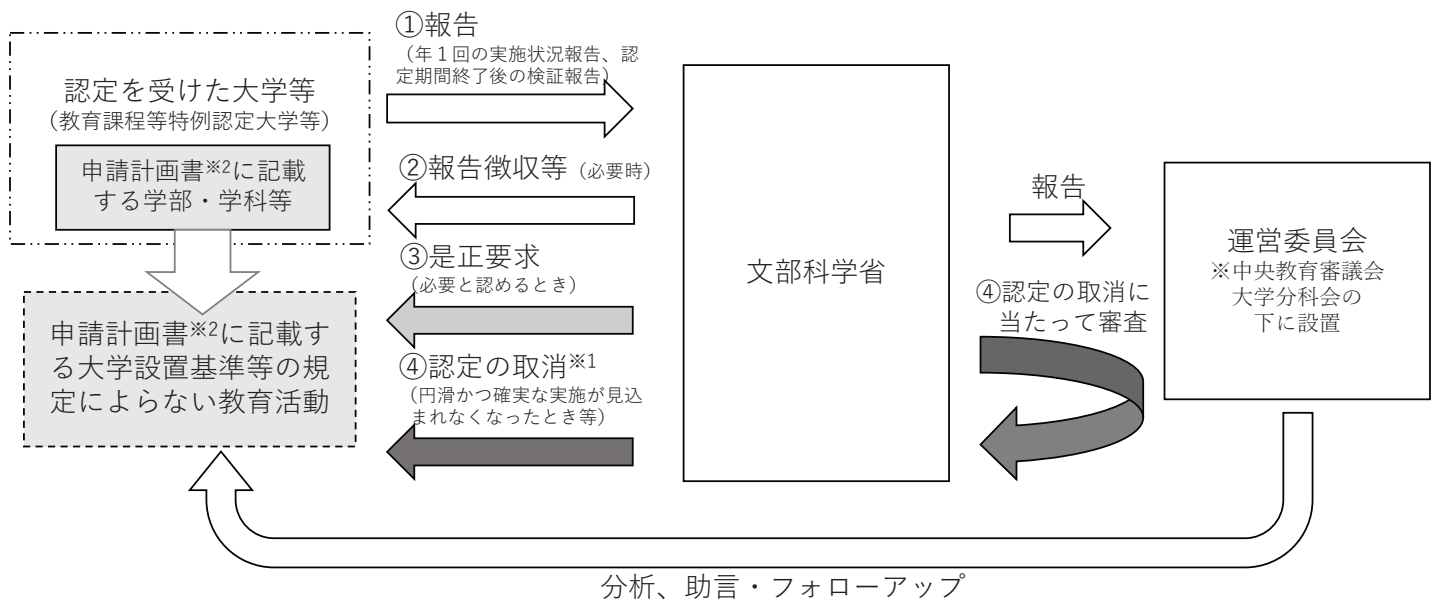
- ・自己点検評価・見直しの体制が十分整備されていること並びに教育研究活動等の状況を積極的に公表していること
- ・申請日の直近の認証評価において適合認定（分野別認証評価を除く）を受けていること
- ・申請の日前五年以内に次のいずれにも該当しないこと
 - －法令の規定、寄附行為、定款等に違反したこと
 - －財政状況が健全でなくなったこと
 - －上記のほか、教育条件・管理運営が適正を欠くに至ったこと

先導的な取組に係る要件

- ・申請計画書において、次に掲げる事項が明らかにされていること及びその内容が確実に実施されると見込まれること
 - －申請目的
 - －先導的な取組として特例対象規定の全部または一部によらない教育（先導的な教育）を行う学部等
 - －先導的な教育において、その全部又は一部によらないこととする特例対象規定
 - －先導的な教育の実施内容
 - －先導的な教育を行わない場合に比して、教育研究水準の向上に資する取組である根拠
 - －学生に対する適切な配慮のための具体的な措置
 - －実施予定期間
 - －先導的な教育の実施を通じて得られる教育効果の検証に係る計画

46

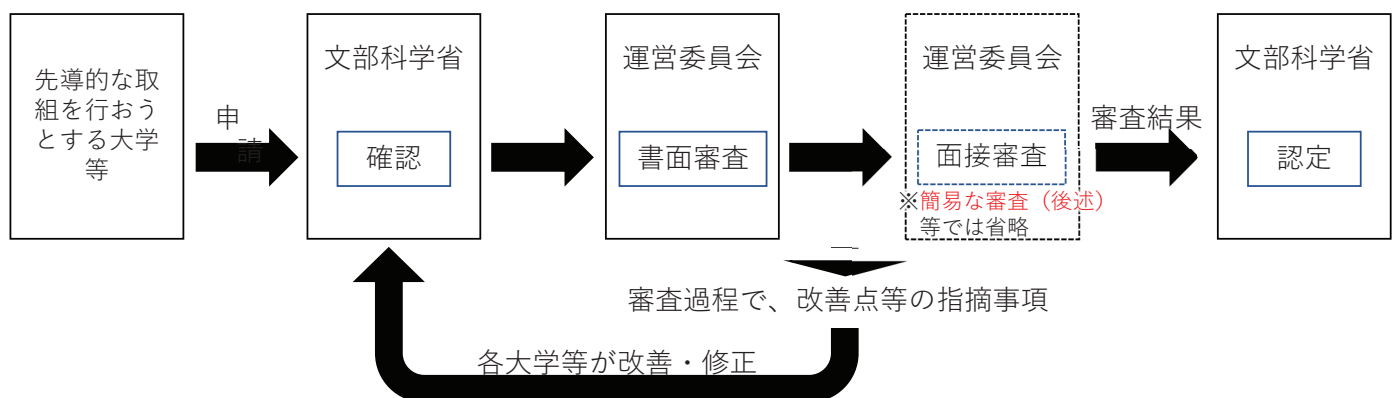
認定後のスキーム（イメージ）



- ※1 認定を取消した場合の経過措置として、認定期間中に先導的な教育を行う学部等において先導的な教育を受けている学生が在籍している間は、先導的な教育を継続することが可能
- ※2 申請計画書に記載する特例対象となる学部等、特例対象規定を変更しようとするときは文部科学大臣の認定を、それ以外の事項について変更する場合は事前届出（軽微なものを除く）を要する。

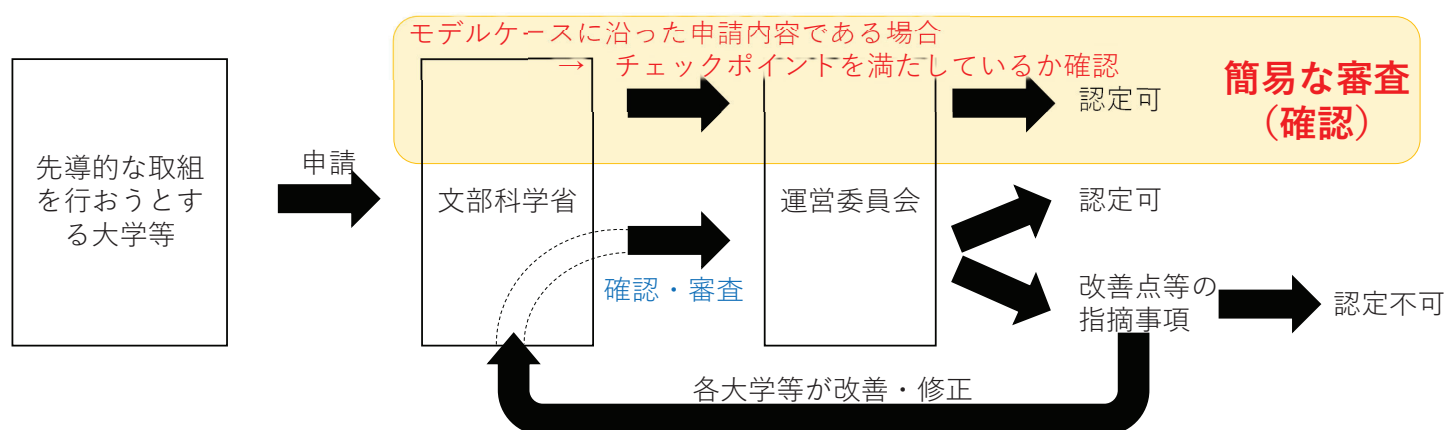
審査方法について

- ・文部科学省における申請計画書等の確認の後、運営委員会における書面審査（必要に応じて面接審査も）を経て、運営委員会として認定の可否の判定を行う。
- ・運営委員会は、審査過程で改善点等を指摘するほか、「不可」の判定を行う際、その理由及び改善点等の指摘事項を付す。
- ・運営委員会の判定（審査結果）を踏まえ、文部科学大臣が認定（不認定）を行う。



先導的な取組に係る審査の進め方について

- ・遠隔授業を活用した先導的な取組など、一定のモデルケースをあらかじめ示し、それに沿った申請については、より簡易な審査（確認）により認定を行う。
- ・モデルケース以外についても、型にとらわれない、各大学等の創意工夫による多様で先導的な取組を対象に審査を行い、認定の可否を判断する。



49

モデルケース①

モデルケース①【同時双方向型オンライン授業を活用した先導的な取組】

(特例対象規定：遠隔授業の60単位上限)

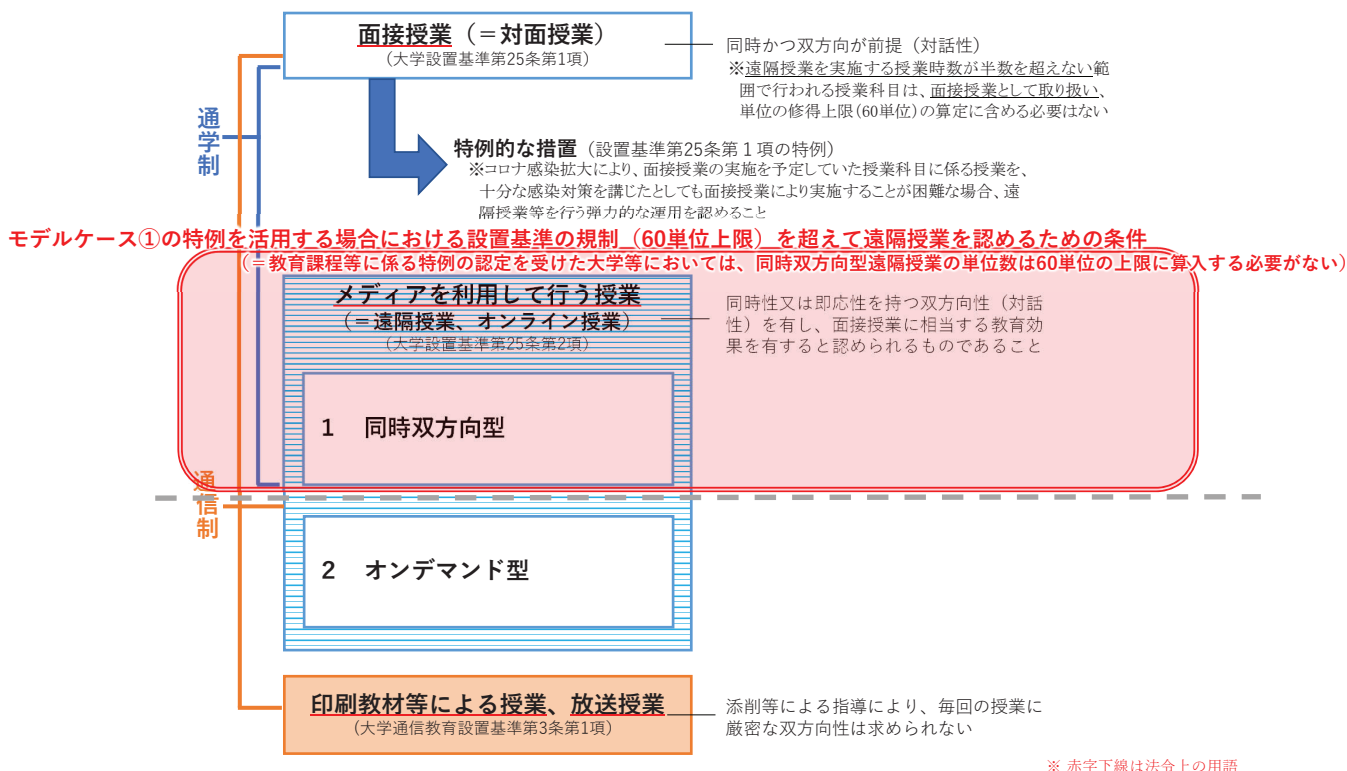
(想定される取組の一例)

- 地方での社会課題解決に向け、課題の異なる日本国内の複数地域でのフィールドワークを通じた実践的な教育活動を行うとともに、多様性のある国際的視野の獲得に向け、長期海外留学中に現地での社会体験活動やフィールドワークなどを行いながら、4年間を通して、国際性と地域性を基盤とした課題発見力・解決力を持った人材を養成する。
- その際、一定期間ごとに、
 - ①学生同士が、様々な滞在国や地域から、同時双方向型のオンラインで参加する、自らの体験・実践について発表・協議を行う演習
 - ②それを踏まえた各地でのフィールドワーク等の実践
 のルーティンを繰り返しつつ、大学のメインキャンパスで行われる講義等の授業も、同時双方向型のオンラインで受講するために、遠隔授業について60単位を超えて卒業に必要な修得単位として認める。

(チェックポイント)

- ☑ 先導的な教育の実施内容が、上記モデルケースに沿ったものとなっていること。(上記取組例は一例であり、方向性が同じであれば、厳密な同一性は問わない)
- ☑ 先導的な教育を行う上で、特例対象規定（遠隔授業の60単位上限）の緩和が、必要不可欠又はその効果的・効率的な実施に当たり合理的である旨が、申請計画書等において示されていること。

50



モデルケース②

モデルケース②【学修の多様化・深化×大学間連携】

(特例対象規定：授業科目の自ら開設の原則)

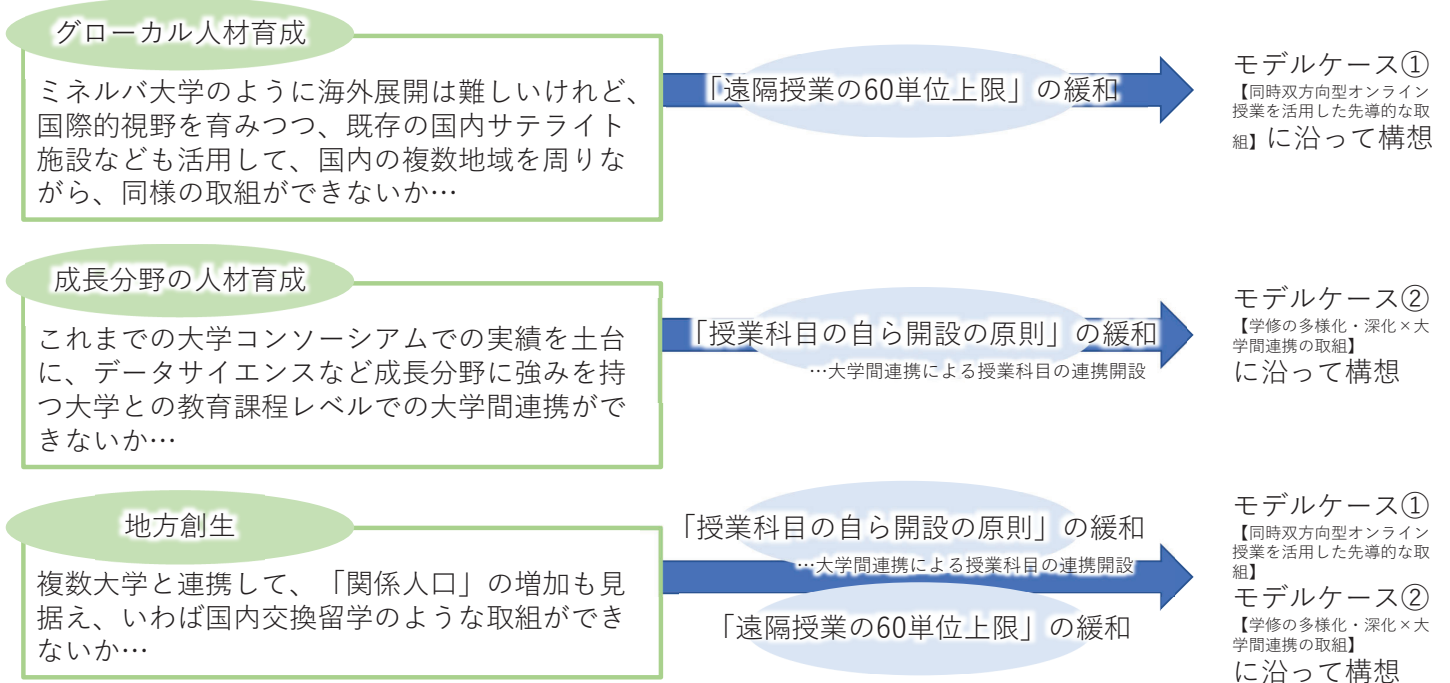
- 各大学の強みを生かし、相互補完の理念の下、学生の幅広い学修の選択に資するよう、文理や一般・専門教育を問わず質の高い多様な教育環境 (オンラインも含む) を提供することにより、課題発見・解決力を持った人材を養成する。
- その際、大学等連携推進法人・複数大学設置法人の枠組みによらず、連携大学の授業科目を連携開設科目と位置付け、一定条件 (協議会の設置など) の下、その単位を卒業要件となる修得単位数に算入することを可能とする。 ※連携開設科目に係る30単位上限の規定の適用は受ける

(チェックポイント)

- ☑ 先導的な教育の実施内容が、上記モデルケースに沿ったものとなっていること。
- ☑ 「学生に対する適切な配慮のための具体的な措置」として、
 - ① 教学管理に関して、連携大学間の協議会の設置、連携協定の締結など継続的な連携を確保するための措置
 - ② 連携協定の中に既入学生に対する連携開設科目の継続開設について盛り込むなど、連携開設科目を前提に入学した学生が、連携関係の解消による当該科目の中止等により不利益を受けないための具体的な措置について、申請計画書において示されていること。
- ☑ 先導的な教育を行う上で、特例対象規定 (授業科目の自ら開設の原則) の緩和が、必要不可欠又はその効果的・効率的な実施に当たり合理的である旨が、申請計画書等において示されていること。

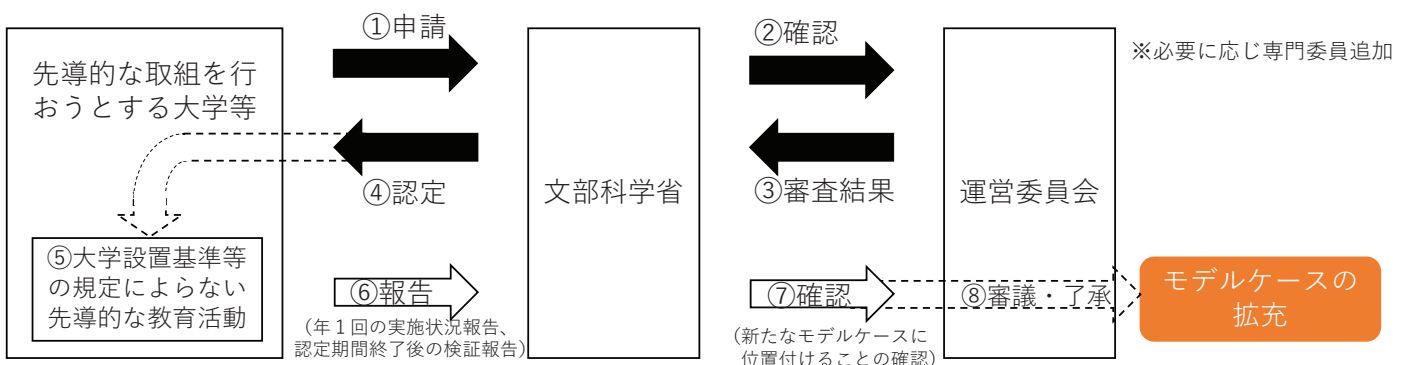
先導的な取組の構想イメージ

※以下はあくまで例示であり、各大学等の創意工夫による多種多様な先導的な取組が対象となる



本特例制度のPDCAサイクルについて

- 大学の自主性に基づく、思い切った創意工夫ある先導的な取組を促すため、あらゆる特定対象規定を組み合わせて実施することも想定。
- 審査を経て認定された先導的な取組については、その実施状況報告の内容も踏まえながら、好事例として、今後の簡易な審査の対象となるモデルケースに位置付け、特例制度自体のPDCAサイクルを回していくことも想定。
- なお、型にとらわれない取組や、様々な特例対象規定の活用が考えられるため、必要に応じて運営委員会の専門委員の追加なども含め、審査体制を適時整えていくことも想定。



目 次

1. 短期大学の現状
2. 高等教育政策の動向
 - (1) 中央教育審議会の審議状況等
 - (2) 教育未来創造会議
3. 大学設置基準等の一部改正
4. 短期大学の設置等に係る手続き
5. 大学入学者選抜
6. 数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度
7. ハラスメントの防止
8. 学生支援の状況
9. 令和6年度概算要求



主な認可・届出事項等一覧（私立短期大学）

事項	私立			
	認可/届出の別	関係書類の提出時期	担当窓口	備考
1 短期大学の新設	認可	開設年度の前々年度の10月31日まで	大学設置室	
2 短期大学の廃止	認可	在学生がいなくなった時	大学設置室	
3 学科の設置	認可	開設年度の前々年度の3月31日まで	大学設置室	
4 学科の設置（当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの）	届出	開設年度の前年度の12月31日まで	大学設置室	
5 学科の廃止	届出	在学生がいなくなることが確定した時	大学教育・入試課	
6 専攻課程の設置	届出	開設年度の前年度の12月31日まで	大学教育・入試課	当該大学の収容定員の総数が増加しない場合に限る。
7 専攻課程の廃止	届出	在学生がいなくなることが確定した時	大学教育・入試課	
8 通信教育の開設	認可	開設年度の前々年度の3月31日まで	大学設置室	
9 通信教育の開設（当該大学が授与する通信教育に係る学位の種類及び分野の変更を伴わないもの）	届出	開設年度の前年度の12月31日まで	大学設置室	
10 通信教育の廃止	届出	在学生がいなくなることが確定した時	大学教育・入試課	
11 専攻科、別科の設置	届出	開設年度の前年度の12月31日まで	大学教育・入試課	
12 専攻科、別科の廃止	届出	在学生がいなくなることが確定した時	大学教育・入試課	

事項	私立			
	認可/届出の別	関係書類の提出時期	担当窓口	備考
13 収容定員の総数の増加	認可	学則変更年度の前々年度の3月31日又は前年度の6月30日まで	大学設置室	
14 収容定員の変更（当該大学の収容定員の総数の増加を伴わないもの）	届出	学則変更年度の前年度の12月31日まで	大学教育・入試課	
15 専攻課程間の入学定員の変更	届出	変更しようとする時	大学教育・入試課	当該大学の収容定員の総数が増加しない場合に限る。
16 学則の変更	届出	変更しようとする時	大学教育・入試課	
17 目的の変更	届出	学則変更年度の前年度の12月31日まで	大学教育・入試課	
18 名称の変更	届出	学則変更年度の前年度の12月31日まで	大学教育・入試課	
19 位置の変更	届出	学則変更年度の前年度の12月31日まで	大学教育・入試課	
20 校地・校舎の変更	届出	変更しようとする年度の前年度の12月31日まで	私学部参事官 ※大学教育・入試課	※直接教育の用に供する土地、建物等の変更の場合
21 通信教育に関する規程の変更	届出	変更しようとする時	大学教育・入試課	
22 学長の決定	届出	決定した時	大学教育・入試課	
23 学生募集の停止	報告	募集停止を決定した時	大学教育・入試課	
24 設置者の変更	認可	変更しようとする時	大学設置室	

私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出等について（通知）

届出の種類	① 提出書類	② 提出時期
1_学長の変更	(1) 届出書（別紙様式1） (2) 新学長の履歴書	学長を決定したとき。
2_ア_目的の変更	(1) 届出書（別紙様式2） (2) 変更の事由及び時期を記載した書類（様式任意） (3) 学則及び変更部分の新旧の比較対照表（様式任意）	変更しようとする年度の前々年度の3月1日から前年度の12月31日まで。ただし、特別の事情によりこれを過ぎる場合は、変更しようとするとき。
2_イ_名称の変更	(1) 届出書（別紙様式2） (2) 変更の事由及び時期を記載した書類（様式任意） (3) 学則及び変更部分の新旧の比較対照表（様式任意）	変更しようとする年度の前年度の4月1日から12月31日まで。ただし、特別の事情によりこれを過ぎる場合は、変更しようとするとき。
2_ウ_位置の変更	(1) 届出書（別紙様式2） (2) 変更の事由及び時期を記載した書類（様式任意） (3) 基本計画書 (4) 校地校舎等の図面	
3_学部等の位置の変更 (外国から我が国に、我が国から外国に、一の外国から他の外国に)	(1) 届出書（別紙様式2） (2) 変更の事由及び時期を記載した書類（様式任意） (3) 基本計画書 (4) 校地校舎等の図面	
4_校地校舎の変更	(1) 届出書（別紙様式2） (2) 変更の事由及び時期等を記載した書類（別紙様式3） (3) 校地校舎等の図面	設置又は変更しようとする年度の前年度の4月1日から12月31日まで。
5_ウ_短期大学の学科の専攻課程の設置	(1) 届出書（別紙様式2） (2) 変更の事由及び時期を記載した書類（様式任意） (3) 基本計画書 (4) 学則及び変更部分の新旧の比較対照表（様式任意）	
5_エ_専攻科及び別科の設置	(1) 届出書（別紙様式2） (2) 変更の事由及び時期を記載した書類（様式任意） (3) 基本計画書 (4) 学則及び変更部分の新旧の比較対照表（様式任意）	設置又は変更しようとする年度の前年度の4月1日から12月31日まで。
5_キ_組織の廃止 (短期大学の学科の専攻課程、通信教育の廃止に伴うもの)	(1) 届出書（別紙様式2） (2) 廃止の事由及び時期並びに学生の処置方法を記載した書類（様式任意） (3) 学則及び変更部分の新旧の比較対照表（様式任意）	
5_ケ_その他の学則変更 (ア〜ク及び手続規則第1条以外)	(1) 届出書（別紙様式2） (2) 変更の事由及び時期を記載した書類（様式任意） (3) 学則及び変更部分の新旧の比較対照表（様式任意）	変更しようとするとき
6_通信教育に関する規程の変更	(1) 届出書（別紙様式2） (2) 変更の事由及び時期を記載した書類（様式任意） (3) 学則及び変更部分の新旧の比較対照表（様式任意）	変更しようとするとき。
7_学生募集の停止報告	報告書（別紙様式4）	募集停止を決定したとき。

57

通知によらない届出・事前相談の必要な届出

届出：私立大学の収容定員に係る学則変更

※当該大学の収容定員の総数の増加を伴わないもの

- 提出資料 届出書・基本計画書・校地校舎図面・学則・意思決定書・学則変更の趣旨等・学生確保の見通し等・名簿（学長）
- 提出時期 学則変更年度の前年度12月31日まで ※4月から12月の毎月下旬頃に設けられた受付期間に提出
- 提出先 大学教育・入試課短期大学係
- 提出方法 事前に短期大学係へメールにて連絡の上、指定の方法により提出

届出：短期大学の学科の廃止

- 提出資料 届出書・基本計画書・意思決定書・廃止の事由及び時期並びに学生の処置方法を記載した書類・学則案及び変更事項を記載した書類及び変更部分の新旧対照表
- 提出時期 在学生がいなくなることが確定したとき
- 提出先 大学教育・入試課短期大学係
- 提出方法 事前に短期大学係へメールにて連絡の上、指定の方法により提出

事前相談の必要な届出：名称変更

※原則として教育課程や教員組織等の変更を伴わない、所謂「看板の架け替え」のみを行う手続きを想定

- 提出資料 名称変更の概要・設置時からの組織の変更状況・設置時からの教育課程の変更状況・組織の移行表
- 受付時期 文部科学省HP (https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/1246441.htm) に記載 ※遅くとも学則変更年度の前年度10月までに提出が必要
- 提出先 大学教育・入試課短期大学係
- 提出方法 事前に短期大学係へメールにて連絡の上、指定の方法により提出

！ 注意点：学科の分野の追加について！

学科のコース改編等に伴う分野の追加については、設置審の認可が必要であり、届出による分野の追加は認められません

58

学生確保の見通しに関する審査【令和7年度開設審査からの変更点】（大学設置・学校法人審議会）

1. 施策（教育未来創造会議「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について（第一次提言）」抜粋）

- 成長分野への再編等を通じて当該分野における定員増を図る一方で、教育の質や学生確保の見通しが十分ではない大学や学部等の定員増に関する設置認可審査の厳格化を図るなど、少子化を見据えた大学全体としての規模を抑制する仕組みの整備を行う。

2. 学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の改正（令和5年3月1日公布）

学生確保の見通しに関する審査の厳格化・適正化に関して、次のとおり改正。【令和7年度開設の大学等の新設に係る審査から適用】

- 学生確保の見通し（経常経費の資金計画の財源となる学生納付金収入が確実に収納される見込みがあること）を審査する観点を次のとおり規定。
 - ・大学等に入学を希望する者の数に関する長期的な動向及び設置する大学等において育成しようとする人材に対する需要の動向
 - ・設置する大学等と競合する大学等における収容定員の充足の状況及びその見通しに関する調査の結果
 - ・既設の大学等における収容定員の充足の状況及びその見通し並びに学生募集に関する取組の効果
- 申請者が設置する全ての大学の既設の学部（短期大学又は高等専門学校は学科）の収容定員充足率が5割を上回ることを求める規定を追加。
※経過措置として、令和7年度開設の審査においては大学等単位に適用し、法人単位は令和8年度開設の審査から適用

3. 申請者が説明する主な内容（概要）

- 申請書類の作成等に関する手引等において具体的なデータの項目を示しその分析により見込まれる入学者数に関するより定量的かつ具体的な説明を求める。
変更点は次のとおり。

	令和7年開設以降（令和5年10月申請以降）
競合校の設定・分析	<ul style="list-style-type: none">●競合校設定に関する分析内容（新設組織との類似性、誰に訴求するか等）を具体的な観点を示した上で、説明を求める。●競合校との類似性や新設組織の優位性等の説明を求める。
入学意向に関するアンケート調査 （主に高校2年生を対象）	<ul style="list-style-type: none">●学校基本調査等のデータを用いて、どの都道府県からどの程度の大学等進学者が見込まれるか分析の上、学生募集地域の妥当性の説明を求める。●アンケートにおいて5つの設問（①進路希望、②設置者、③興味のある学問分野、④受験意向、⑤入学意向）及び選択肢を指定し、それらのクロス集計結果による分析を求める。
学生確保の取組の効果	<ul style="list-style-type: none">●学生募集のためのPR活動について、既設の組織で取り組んでいる場合はその実績を分析させ、新設組織で同様の取組を実施した場合に見込まれる入学者数の提示を求める。
その他	<ul style="list-style-type: none">●説明項目及び内容を整理し、順序を改める。●最低限求めるデータを明示するとともに、その書式を統一する。 （例）新設組織が置かれる都道府県への入学状況 既設学科等の入学定員充足状況（直近5年間） 既設学科等の学生募集のためのPR活動の過去の実績 等

4. 審査期間中のフォローアップ

これまで考慮されなかった、審査期間中に実施した学生募集のためのPR活動等の実績を踏まえた分析結果に関する資料を追加提出させる運用に変更し、申請者の説明の機会を増やすなどにより、申請者に寄り添った仕組みを取り入れ、より丁寧な審査を実施する。

59

目次

1. 短期大学の現状
2. 高等教育政策の動向
 - (1) 中央教育審議会の審議状況等
 - (2) 教育未来創造会議
3. 大学設置基準等の一部改正
4. 短期大学の設置等に係る手続き
5. 大学入学者選抜
6. 数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度
7. ハラスメントの防止
8. 学生支援の状況
9. 令和6年度概算要求



大学入学者選抜改革の進捗状況

改革の方向性(平成26年12月～)

- 我が国の将来を担う若者が未来を切り拓くために必要な資質・能力の育成を目指し、高等学校教育改革、大学教育改革、その間をつなぐ大学入学者選抜改革を一体的に推進
- 大学入学者選抜**は、高等学校段階までに身に付けた力を大学で発展・向上させるという一貫したプロセスを前提として、大学の入口段階で**入学者に求める力を多面的・総合的に評価・判定するものに転換**

個別大学における入学者選抜改革

①「学力の3要素※」を多面的・総合的に評価する入学者選抜への改善

※「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」

- 志願者の資質・能力を丁寧かつ確実に評価※する**総合型選抜**や**学校推薦型選抜**の推進(令和2年6月～)

※学力検査や共通テストの他、小論文、資格検定試験、面接、プレゼンテーション、調査書等を適切に組合せて評価

→ **入学者の約5割**が総合型・学校推薦型で入学

- 一般選抜**でも「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」を十分に評価するため、**多様な評価方法を推進**(令和2年6月～)

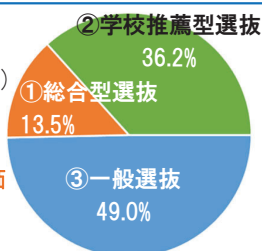
→ **7割以上の国立大学**が学力検査以外の資料等も評価

②多様な背景を持った者の選抜の推進

- 進学機会の確保に困難があると認められる者や理工系分野における女子等**多様性を確保する観点から対象になる者**を対象に志願者の**努力のプロセス、意欲、目的意識等を重視**する評価方法を推進(令和4年6月～)

→ **女子枠設定8大学**など、**多様な背景を持った者の選抜に取り組む大学は95大学**

令和4年度入学者選抜における入試方法別入学者割合(国公私計)



※ ①及び②の入学者は5年前と比較すると**約4万人増加**

「大学入学共通テスト」の導入

- 多数の大学入学志願者が受験する大学入試センター試験から大学入学共通テストに転換し、**より思考力・判断力・表現力等を重視**(令和3年1月から「大学入学共通テスト」実施) → **現役高校生の約半数が受験**

※ 共通テストの枠組みで実施予定だった英語成績提供システムや記述式については、公平性の観点等から有識者会議の議論を経て、個別大学の入学者選抜で推進(令和3年7月～)

- 主体的・対話的で深い学び**を実現するための**新学習指導要領対応した令和7年度入学者選抜**の実施に向け、大学入試センター・各大学は、**総力を挙げて準備中**

- 総合的な英語力や思考力・判断力・表現力等の評価**や**多様な背景を持った学生の受入れ**など、他大学の模範となる**好事例を選定・公表**(令和4年8月)するとともに優れた取組を推進するために**基盤的経費によるインセンティブ付与**

61

「令和4年度大学入学者選抜における好事例集(令和5年5月文部科学省高等教育局)」について

事例集作成の目的

- 令和3年7月に取りまとめられた「大学入試のあり方に関する検討会議提言」においては、記述式問題の出題や総合的な英語力の育成・評価、多様な背景を持つ学生の受入れなどについて、他大学の模範となる先導的な取組を推進するため、客観的なデータを踏まえたピアレビュー等に基づき好事例を認定し、公表することが提言されている。
- これを踏まえ、文部科学省において、令和3年10月に「大学入学者選抜における好事例選定委員会」を設置し、高大接続改革や大学入学者選抜方法の改善を一層促進する観点から、令和3年度版の試行的な選定に引き続き、他大学の模範となる好事例を選定し、本事例集を取りまとめた。

https://www.mext.go.jp/content/20230525-mxt_daigakuc02-000005144_001.pdf

好事例の選定方法

- 調査対象は国公私立大学・短期大学で、各大学から好事例と考えられる取組について記載いただいた令和4年度大学入学者選抜実態調査の回答をもとに選定委員会において審査を実施し、他大学の参考となり得ると考えられる取組**17件**を選定した。
- 選定にあたっては、「大学入学者選抜のあり方に関する検討会議提言(R3.7.8文部科学省)」を踏まえ、特に推進が求められている以下を選定の対象項目として設定した。

ア	総合的な英語力の評価・育成	(選定件数：3件)
イ	思考力・判断力・表現力の評価・育成	(選定件数：7件)
ウ	多様な背景を持った学生の受入れへの配慮	(選定件数：4件)
エ	高校との連携をはじめとする高大接続改革の推進	(選定件数：3件)
オ	文理融合の推進やその他の好事例	(選定件数：1件)

※複数の区分で選定されている好事例もあるため、選定件数の合計は17件と一致しない。

62

「令和4年度大学入学者選抜における好事例集（令和5年5月文部科学省高等教育局）」における好事例について

選定区分ア 総合的な英語力の評価・育成

● 明治大学「学部別入試（英語4技能試験活用方式）」

英語資格・検定試験のスコアを出願資格又は得点加算に活用し、その加点の基準は、総合スコアのみならず4技能毎のスコアも各試験に応じて設定。入学後も将来海外留学や国際ビジネス分野での活躍を目指すためのカリキュラム等の学修機会を提供。

● 中村学園大学「グローバル人材育成選抜」

8つの英語資格・検定試験のいずれかにおける級・スコアを出願要件とし、英語・国語・数学又は社会の3科目の試験により選抜。入学後一定の累積修得単位数及びGPAを満たした者に対し、海外協定校への派遣留学を原則1年間支援。

● 東京都市大学「学際探究入試」

8つの英語資格・検定試験のいずれかにおける一定の級・スコアを出願要件とし、調査書・志望理由書に加え、全て英語による面接で選抜。入学後は、「ひらめき・こと・もの・ひと」プログラム及び国際イノバ育成オナーズプログラムに参加することで入試と入学後の学びを接続。

選定区分イ 思考力・判断力・表現力の評価・育成

● 宮城大学「一般選抜」

一般選抜の個別学力検査で「読解」「情報分析及び活用」「表現」の観点からなる記述式総合問題『論説』を出題。従来の小論文ではカバーできない探究活動で培った力、特に論拠を見出して論理的に思考し、とりまとめる力を評価。

● 信州大学「一般選抜」

大学入学共通テストで測りにくい能力を総合問題で適切に判定。教科の知識を横断する総合的な教養と、論理的で首尾一貫した論述内容を構想し、それを適切に表現する力を測る。

● 東北大学「一般選抜/AO入試Ⅱ期、Ⅲ期」

特任教授（高校教員経験者）及び特定教授（名誉教授）が作題・採点業務支援を実施。高等学校学習指導要領を熟知した高校教員経験者による質の高い作題支援と、シニア教員を活用した試験問題の安定化と現役教員の負担軽減を図る。

● 創価大学「PASCAL入試」

アクティブ・ラーニングの手法を取り入れた選抜方式により、高校生一人一人の主体性・協働性といった行動特性の能力・資質、思考力・判断力・表現力を評価。受験前に体験会も実施し、入学前に高校生の能力を高める「育成型入試」の一面も持つ。

● 新潟大学「総合型選抜（理系科目/文系科目選択型）」

理系・文系両テーマの講義受講とレポートを全受験者に課し、分野を超えた視野の広い総合的な探究力を評価。入学後の文理融合による課題解決型学修や、第三者企業による全国レベルでの客観的検証も実施。

● 神戸大学「『志』特別選抜」 ※選定区分工においても選定

基礎学力の担保に加え思考力・判断力・表現力を評価する記述式の総合問題など、書類審査から最終選抜を通じて「学力の3要素」を多面的・総合的に評価。入学前3ヶ月での問題演習課題設定及び添削等によりきめ細かく指導し、大学の学びへ橋渡しを行う。

63

「令和4年度大学入学者選抜における好事例集（令和5年5月文部科学省高等教育局）」における好事例について

● 横浜市立大学「特別公募制学校推薦型選抜」

基礎学力の担保とともに面接を重視した3段階の選抜方式。特に2次面接審査では、各受験者が5つの観点別の面接室を巡るMMI（Multiple Mini Interview）を実施し、評価のプレを抑えつつ多様な資質を評価。

選定区分ウ 多様な背景を持った学生の受入れへの配慮

● 青山学院大学「全国児童養護施設選抜」

スクール・モットー「地の塩、世の光」に基づき、児童養護施設入所者を対象に限定した選抜。入学後の学費、諸会費等の免除や奨学金の給付など、手厚い支援制度で在学中の学びの環境を整える。

● 東京女子大学「知のかけはし入学試験」

経済的理由により進学が困難な女子生徒に対して、多面的・総合的評価を行う総合型選抜に奨学金制度を付け、年内に進路を決定。学納金相当額（入学金・授業料・教育充実費）及び寮費相当額（該当者のみ）を卒業までの4年間にわたって給付。

● 芝浦工業大学「公募制推薦入学者選抜（女子）」

女子学生獲得のために理工学分野に強い関心と意欲をもつ女子生徒を基礎学力テストや面接で評価し、入学金相当の奨学金給付制度とセットで実施。理工学分野での女性の活躍を支援する全学体制を確立。

● 熊本県立大学「特別選抜“くまもと夢実現”学校推薦型選抜」

熊本県内の生活保護世帯に属する生徒を対象とし、入学者選抜手数料、入学金及び4年間の授業料を免除。県民に広く高等教育機会を提供するという理念の下、経済的事情から大学進学を断念せざるを得ない進学希望者の夢を実現。

選定区分エ 高校との連携をはじめとする高大接続改革の推進

● 工学院大学「探究成果活用型」

協定校と共催する探究シンポジウム（合同発表会・交流会等）を通じて、高校生が日頃取り組んでいる探究活動の発表・交流の場を構築。高校生の探究成果をアーカイブする探究データベースの構築など、大学の得意分野を活かした高大接続の取組を推進。

● 産業能率大学「キャリア教育接続方式」

3日間のキャリア教育プログラムと連動した、自己のキャリア構想に基づく課題解決プランのプレゼンテーション及び面接により選抜。総合的な探究の時間等による高校での多様な学びをキャリア構想に発展させ評価し、入試を通じて高校生自身の成長も促す。

選定区分オ 文理融合の推進やその他の好事例

● 青山学院大学「社会情報学部入試（個別学部日程D方式）」

社会科学・人間科学・情報科学分野の教員構成となっている、文理融合系学部の特徴を活かした多様な視点での考察を測る独自問題（総合問題）を出題。入学後に文理融合の複数領域を学ぶ資質を評価できる入試を実現し、入学後のミスマッチを防ぐ。

64

令和6年度大学入学者選抜実施要項のポイント ① (令和5年6月5日付5文科高第369号 文部科学省高等教育局長通知)

新型コロナウイルス感染症対策関係

5月8日から新型コロナウイルス感染症は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号)上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけられることから、「第14 新型コロナウイルス感染症対策に伴う試験期日及び試験実施上の配慮等」は、実施要項上一般化できるものや、令和6年度大学入学者選抜実施時においても新型コロナウイルス感染症の影響が残るもの等を除き、削除するとともに感染症対策ガイドラインも作成しないこととする

《令和6年度大学入学者選抜実施時においても新型コロナウイルス感染症の影響が残るもの(又は、激変緩和措置として据え置くもの)》

大学入学共通テスト

新型コロナ後、全都道府県に設定してきた追試験場については、今後何らかの現状変更がされない限り、従前の全国2会場に戻すが、激変緩和措置として、追試験は本試験の2週間後に設定

●試験期日(日程のみ変更) ※昨年度と同様に本試験、追試験の2段構成

- 本試験・・・令和6年1月13日(土)、14日(日)
- 追試験・・・令和6年1月27日(土)、28日(日)

※本試験の2週間後に追試験を実施

各大学の個別選抜

●調査書を活用する場合の留意事項(継続)

- ・令和6年度大学入学者選抜の受験者の調査書においては、新型コロナウイルス感染症の影響が残るため、調査書の活用にあたっては、記載内容が少ないこと等を理由に不利益を被らないようにする

65

令和6年度大学入学者選抜実施要項のポイント ② (令和5年6月2日付5文科高第369号 文部科学省高等教育局長通知)

《一般化できるもの》

各大学の個別選抜

●オンライン面接等における留意事項(継続)

- ・志願者の居住地や大学の実情等に応じて、ICTを活用したオンラインの試験等の工夫をする場合、利用環境の差異等により不利益が生じないように配慮することや不正行為への注意喚起を要請

●外国人を対象とした入試における留意事項(継続)

- ・入学志願者にかかる負担軽減の観点から、オンラインによる試験の実施等により、可能な限り渡航を伴わない方法により実施するなどの工夫に配慮する

●不測の事態が生じた場合の受験機会の確保(継続)

- ・不測の事態により、試験に遅刻した者又は受験できなかった者がいる場合には、試験時間の繰り下げや別日程への振替等の対象とするなど、受験機会の確保等に配慮する

●一般的な感染症対策(継続)

- ・試験実施時期における感染症の流行状況等を踏まえ、効果的な換気や手指衛生の励行など感染症の特徴に応じた基本的な感染症対策を講じることとする

66

令和6年度大学入学者選抜実施要項のポイント ③

(令和5年6月2日付5文科高第369号 文部科学省高等教育局長通知)

その他

●教学マネジメント指針(追補)について(内容追加)

- ・アドミッション・ポリシーの策定・公表に当たり、参考するものとして令和5年2月に中央教育審議会大学分科会において取りまとめられた「教学マネジメント指針(追補)」を追加

●高等学校教員や受験生等の負担軽減(新規)

- ・調査書以外の志願者本人が記載する資料や高等学校に記載を求める資料について、編集可能な様式のデータファイルを提供すること等により、作成者の負担軽減に努めること

●受験生等への情報提供(内容追加)

- ・受験者本人への成績開示を含む情報の開示については、情報を入手する者の利便性の向上に十分に努めるものとする

●試験問題作成時の機密性の確保(内容追加)

- ・パソコン等を使用して試験問題を作成する場合、第三者からのアクセスを防止する措置を講じること

●不正防止対策関係(継続)

- ・各大学の判断により、例えば、不正行為について、警察に被害届を提出する場合がありますことを周知すること
- ・受験者の所持品の取扱いを募集要項等で明示しておくこと
- ・試験の態様の応じて、試験開始前に電源を切らせ、鞆に収納させること等についても説明を行うこと
- ・巡視時に注意を要する観点(例：手の位置、受験生の目線等)を踏まえ、監督者等に周知しておくこと

●安全対策関係(継続)

- ・試験実施当日の安全対策について、必要に応じて警察等と連携して対応すること
- ・大学の実情に応じて、必要な警備要員の確保と試験場周辺の十分な巡回に努めること
- ・警察や消防等の協力の下、危機事象発生時のマニュアル等を整備し、定期的に見直すこと

67

令和7年度大学入学者選抜実施要項の予告(概要) ①

(令和3年7月30日付3文科高第471号 文部科学省高等教育局長通知)

平成30年3月の高等学校学習指導要領の改訂に対応した各大学の令和6年度に実施する入学者選抜の変更等が、入学志願者の準備に大きな影響を及ぼすことが予想されることから、各大学の2年前予告(遅くとも令和4年度末)を速やかに行えるように令和3年3月31日「大学入学者選抜における多面的な評価の在り方に関する協力者会議審議のまとめ」及び同年7月8日「大学入試のあり方に関する検討会議提言」等を踏まえ、大学入学者選抜実施要項等の見直し内容を予告(令和3年7月30日)。

基本方針

- 提言において整理された大学入学者選抜の三原則※を基本方針に反映。

〈大学入学者選抜の三原則〉

- ①当該大学での学修・卒業に必要な能力・適性等の判定
- ②受験機会・選抜方法における公平性・公正性の確保
- ③高等教育と大学教育を接続する教育の一環としての実施

- 多様な背景を持った学生の受入れ配慮対象の例示として障害の有無、居住地域を追加。

入試方法

- 「一般選抜」とそれ以外という整理を「一般選抜」、「総合型選抜」、「学校推薦型選抜」に再整理。

- 入学者の多様性を確保する観点から、入学定員の一部について、以下のような者を対象として選抜を工夫。

- ・専門学科・総合学科卒業生、帰国生徒、社会人
- ・家庭環境、居住地域、国籍、性別等の要因により進学機会の確保に困難がある者その他(理工系分野における女子等)の者※

※この場合は入学志願者の努力のプロセス、意欲、目的意識等を重視し、評価・判定。

学力検査等

- 「自らの考えを論理的・創造的に形成する思考・判断の能力」や「思考・判断した過程や結果を的確に、更には効果的に表現する能力」の評価充実のため、可能な範囲で記述式の導入を要請。
 - ・各大学のアドミッション・ポリシーに基づき、可能な範囲で記述式の検査方法を取り入れることが望ましい。

- 総合的な英語力を適切に評価・判定する観点から、資格・検定試験等の活用を従来どおり規定。

- 家庭環境や居住地域により、資格・検定試験等を受検することの負担が大きい入学志願者への配慮要請。
 - ・資格・検定試験等の結果を利用しない選抜区分の設定
 - ・個別学力検査と資格・検定試験等の結果の選択的利用 等

- 令和7年度入学者選抜に係る共通テストより「簿記・会計」「情報関係基礎」が廃止されることに伴い、専門高校生の進学機会の確保への対応として、資格・検定試験等の活用を要請。

障害者への合理的配慮

- 障害のある入学志願者への合理的配慮の充実を図るため、以下のことを要請。

- ・障害のある入学志願者一人一人の個別のニーズを踏まえた建設的対話を行うこと。
- ・相談窓口、支援相談部署等を設置するなど事前相談体制の構築・充実に努めること。

調査書様式の見直し

- 簡素化された指導要録の参考様式に合わせて、調査書様式の簡素化等を行う。枚数は表裏の両面1枚とする。

68

入試方法及び選抜区分の整理（令和7年度大学入学者選抜実施要項から）

- 現行の大学入学者選抜実施要項における入試方法の整理や表記では分かりにくく、実態と合っていないとの指摘。高等学校・大学関係者等による検討がなされることを期待。（令和3年3月「大学入学者選抜における多面的な評価の在り方に関する協力者会議」（審議のまとめ））
- 大学入学者選抜における実質的な公平性の追求や多様性を生かすキャンパスの実現の観点から、特別選抜の取組の普及を図る。（令和3年7月「大学入試のあり方に関する検討会議」（提言））

「現在の実施要項上の整理」

1. 一般的な選抜（一般選抜）

調査書、学力検査、小論文、入学志願者本人の記載する資料等により、志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する方法による。

2. 一般選抜以外の選抜（特別な選抜＝入学定員の一部）

■ 総合型選抜

詳細な書類審査と時間をかけた丁寧な面接等を組み合わせ、志願者の能力・適性や学習に対する意欲、目的意識等を総合的に評価・判定する方法。

■ 学校推薦型選抜

出身高等学校長の推薦に基づき、調査書を主な資料とし、出願書類や面接、共通テスト等により大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力も適切に評価する方法。

■ 専門学科・総合学科卒業生選抜

高等学校の専門教育を主とする学科又は総合学科卒業及び卒業見込み者を対象として、職業に関する教科・科目の学力検査の成績等により評価・判定する方法。

■ 帰国生徒選抜・社会人選抜

帰国生徒（中国引揚者等生徒を含む。）又は社会人を対象として、一般の入学志願者と異なる方法により評価・判定する方法。

■ 多様な背景を持った者を対象とする選抜

家庭環境、居住地域、国籍、性別等の要因により進学機会の確保に困難があると認められる者その他各大学において入学者の多様性を確保する観点から対象になると考える者（例えば、理工系分野における女子等）を対象として、入学志願者の努力のプロセス、意欲、目的意識等を重視し、評価・判定する方法。

「見直しのイメージ」

1. 入試方法（総論）

調査書、学力検査、小論文、入学志願者本人の記載する資料等を、大学・学部等の目的、特色、専門分野等の特性、選抜区分の特色等に応じて組み合わせ、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する方法による。

2. 具体的な入試方法（各論）

※入学定員の一部について総合型選抜及び学校推薦型選抜のような多様な入試方法を工夫することが望ましい。

■ 一般選抜

学力検査、小論文等を主な資料（大学・学部等の目的等の特性によっては実技検査等を追加）とし、調査書、入学志願者本人の記載する資料等を組み合わせ、入学志願者の能力・意欲・適性等を評価・判定する方法。

■ 総合型選抜

変更なし

■ 学校推薦型選抜

変更なし

3. 選抜の工夫

上記2の入試方法において多様性確保の観点から、入学定員の一部について、以下のような入学者の選抜を工夫することが望ましい。

■ 専門学科・総合学科卒業生

■ 帰国生徒・社会人

■ 多様な背景を持つ者

令和7年度大学入学者選抜実施要項の予告（概要）②

（令和3年7月30日付3文科高第471号 文部科学省高等教育局長通知）

（別添）令和7年度大学入学者選抜実施要項見直しイメージ（案）【調査書様式（表面）】

令和4年度大学入学者選抜実施要項 別紙様式	イメージ案																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
<p>（別紙様式1） （表）</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">1. 志願者本人の氏名</td> <td colspan="2">性別</td> <td colspan="2">都道府県</td> <td colspan="2">市区町村</td> <td colspan="2">入学、編入学、転入学（学年）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">昭和 平成 年 月 日 生</td> <td colspan="2">現住所</td> <td colspan="2">町 丁目 番 号</td> <td colspan="2">昭和 平成 年 月 日 生</td> <td colspan="2">昭和 平成 年 月 日 卒業</td> </tr> <tr> <td colspan="2">学校名</td> <td colspan="2">高等学校 中等教育学校 特別支援学校（分校）</td> <td colspan="2">昭和 平成 令和</td> <td colspan="2">卒業</td> <td colspan="2">昭和 平成 令和 年 月 卒業見込</td> </tr> <tr> <td colspan="2">全・定・通</td> <td colspan="2">普通・専門（ ）・総合</td> <td colspan="2">昭和 平成 令和</td> <td colspan="2">卒業</td> <td colspan="2">昭和 平成 令和 年 月 卒業見込</td> </tr> <tr> <td colspan="10">2. 各教科・科目等の学習の記録</td> </tr> <tr> <td colspan="2">教科・科目</td> <td colspan="2">評 定</td> <td colspan="2">修 得 単 位 数</td> <td colspan="2">教科・科目</td> <td colspan="2">評 定</td> <td colspan="2">修 得 単 位 数</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第1学年</td> <td colspan="2">第2学年</td> <td colspan="2">第3学年</td> <td colspan="2">第4学年</td> <td colspan="2">第1学年</td> <td colspan="2">第2学年</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第3学年</td> <td colspan="2">第4学年</td> <td colspan="2">合計</td> <td colspan="2">教科</td> <td colspan="2">科目</td> <td colspan="2">合計</td> </tr> <tr> <td colspan="10">総合的な学習の時間</td> </tr> <tr> <td colspan="10">計</td> </tr> <tr> <td colspan="10">3. 各教科の学習成績の状況</td> </tr> <tr> <td colspan="2">教科</td> <td colspan="2">国語</td> <td colspan="2">地理歴史</td> <td colspan="2">公民</td> <td colspan="2">数学</td> <td colspan="2">理科</td> </tr> <tr> <td colspan="2">教科</td> <td colspan="2">体育</td> <td colspan="2">芸術</td> <td colspan="2">外国語</td> <td colspan="2">書・家庭</td> <td colspan="2">情報</td> </tr> <tr> <td colspan="2">教科</td> <td colspan="2">総合</td> <td colspan="2">外国語</td> <td colspan="2">書・家庭</td> <td colspan="2">情報</td> <td colspan="2">計</td> </tr> <tr> <td colspan="10">4. 学習成績概評</td> </tr> <tr> <td colspan="2">段階</td> <td colspan="2">A</td> <td colspan="2">B</td> <td colspan="2">C</td> <td colspan="2">D</td> <td colspan="2">E</td> </tr> <tr> <td colspan="2">人</td> <td colspan="2">人</td> <td colspan="2">人</td> <td colspan="2">人</td> <td colspan="2">人</td> <td colspan="2">人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td colspan="2">人</td> <td colspan="2">人</td> <td colspan="2">人</td> <td colspan="2">人</td> <td colspan="2">人</td> </tr> </table>	1. 志願者本人の氏名		性別		都道府県		市区町村		入学、編入学、転入学（学年）		昭和 平成 年 月 日 生		現住所		町 丁目 番 号		昭和 平成 年 月 日 生		昭和 平成 年 月 日 卒業		学校名		高等学校 中等教育学校 特別支援学校（分校）		昭和 平成 令和		卒業		昭和 平成 令和 年 月 卒業見込		全・定・通		普通・専門（ ）・総合		昭和 平成 令和		卒業		昭和 平成 令和 年 月 卒業見込		2. 各教科・科目等の学習の記録										教科・科目		評 定		修 得 単 位 数		教科・科目		評 定		修 得 単 位 数		第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		合計		教科		科目		合計		総合的な学習の時間										計										3. 各教科の学習成績の状況										教科		国語		地理歴史		公民		数学		理科		教科		体育		芸術		外国語		書・家庭		情報		教科		総合		外国語		書・家庭		情報		計		4. 学習成績概評										段階		A		B		C		D		E		人		人		人		人		人		人		合計		人		人		人		人		人		<p>（別紙様式1） （表）</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">1. 志願者本人の氏名</td> <td colspan="2">性別</td> <td colspan="2">都道府県</td> <td colspan="2">市区町村</td> <td colspan="2">入学、編入学、転入学（学年）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">昭和 平成 年 月 日 生</td> <td colspan="2">現住所</td> <td colspan="2">町 丁目 番 号</td> <td colspan="2">昭和 平成 年 月 日 生</td> <td colspan="2">昭和 平成 年 月 日 卒業</td> </tr> <tr> <td colspan="2">学校名</td> <td colspan="2">高等学校 中等教育学校 特別支援学校（分校）</td> <td colspan="2">昭和 平成 令和</td> <td colspan="2">卒業</td> <td colspan="2">昭和 平成 令和 年 月 卒業見込</td> </tr> <tr> <td colspan="2">全・定・通</td> <td colspan="2">普通・専門（ ）・総合</td> <td colspan="2">昭和 平成 令和</td> <td colspan="2">卒業</td> <td colspan="2">昭和 平成 令和 年 月 卒業見込</td> </tr> <tr> <td colspan="10">2. 各教科・科目等の学習の記録</td> </tr> <tr> <td colspan="2">教科・科目</td> <td colspan="2">評 定</td> <td colspan="2">修 得 単 位 数</td> <td colspan="2">教科・科目</td> <td colspan="2">評 定</td> <td colspan="2">修 得 単 位 数</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第1学年</td> <td colspan="2">第2学年</td> <td colspan="2">第3学年</td> <td colspan="2">第4学年</td> <td colspan="2">第1学年</td> <td colspan="2">第2学年</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第3学年</td> <td colspan="2">第4学年</td> <td colspan="2">合計</td> <td colspan="2">教科</td> <td colspan="2">科目</td> <td colspan="2">合計</td> </tr> <tr> <td colspan="10">総合的な学習の時間</td> </tr> <tr> <td colspan="10">計</td> </tr> <tr> <td colspan="10">3. 各教科の学習成績の状況</td> </tr> <tr> <td colspan="2">教科</td> <td colspan="2">国語</td> <td colspan="2">地理歴史</td> <td colspan="2">公民</td> <td colspan="2">数学</td> <td colspan="2">理科</td> </tr> <tr> <td colspan="2">教科</td> <td colspan="2">体育</td> <td colspan="2">芸術</td> <td colspan="2">外国語</td> <td colspan="2">書・家庭</td> <td colspan="2">情報</td> </tr> <tr> <td colspan="2">教科</td> <td colspan="2">総合</td> <td colspan="2">外国語</td> <td colspan="2">書・家庭</td> <td colspan="2">情報</td> <td colspan="2">計</td> </tr> <tr> <td colspan="10">4. 学習成績概評</td> </tr> <tr> <td colspan="2">段階</td> <td colspan="2">A</td> <td colspan="2">B</td> <td colspan="2">C</td> <td colspan="2">D</td> <td colspan="2">E</td> </tr> <tr> <td colspan="2">人</td> <td colspan="2">人</td> <td colspan="2">人</td> <td colspan="2">人</td> <td colspan="2">人</td> <td colspan="2">人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td colspan="2">人</td> <td colspan="2">人</td> <td colspan="2">人</td> <td colspan="2">人</td> <td colspan="2">人</td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>「各教科・科目の観点別学習状況」の項目は直ちに設けない。</p> <p>※各教科・科目の観点別学習状況の項目は直ちに設けることはせず、今後の高等学校における観点別学習状況の評価の充実の状況、大学における観点別学習状況の活用方法の検討の進展等を見極めつつ、条件が整い次第可能な限り早い段階で調査書に項目を設けることを目指し、引き続き高等学校・大学関係者において検討を行うこととする。（「大学入学者選抜における多面的な評価の在り方に関する協力者会議」（審議のまとめ））</p> </div>	1. 志願者本人の氏名		性別		都道府県		市区町村		入学、編入学、転入学（学年）		昭和 平成 年 月 日 生		現住所		町 丁目 番 号		昭和 平成 年 月 日 生		昭和 平成 年 月 日 卒業		学校名		高等学校 中等教育学校 特別支援学校（分校）		昭和 平成 令和		卒業		昭和 平成 令和 年 月 卒業見込		全・定・通		普通・専門（ ）・総合		昭和 平成 令和		卒業		昭和 平成 令和 年 月 卒業見込		2. 各教科・科目等の学習の記録										教科・科目		評 定		修 得 単 位 数		教科・科目		評 定		修 得 単 位 数		第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		合計		教科		科目		合計		総合的な学習の時間										計										3. 各教科の学習成績の状況										教科		国語		地理歴史		公民		数学		理科		教科		体育		芸術		外国語		書・家庭		情報		教科		総合		外国語		書・家庭		情報		計		4. 学習成績概評										段階		A		B		C		D		E		人		人		人		人		人		人		合計		人		人		人		人		人	
1. 志願者本人の氏名		性別		都道府県		市区町村		入学、編入学、転入学（学年）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
昭和 平成 年 月 日 生		現住所		町 丁目 番 号		昭和 平成 年 月 日 生		昭和 平成 年 月 日 卒業																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
学校名		高等学校 中等教育学校 特別支援学校（分校）		昭和 平成 令和		卒業		昭和 平成 令和 年 月 卒業見込																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
全・定・通		普通・専門（ ）・総合		昭和 平成 令和		卒業		昭和 平成 令和 年 月 卒業見込																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2. 各教科・科目等の学習の記録																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
教科・科目		評 定		修 得 単 位 数		教科・科目		評 定		修 得 単 位 数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		第1学年		第2学年																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
第3学年		第4学年		合計		教科		科目		合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
総合的な学習の時間																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
3. 各教科の学習成績の状況																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
教科		国語		地理歴史		公民		数学		理科																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
教科		体育		芸術		外国語		書・家庭		情報																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
教科		総合		外国語		書・家庭		情報		計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
4. 学習成績概評																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
段階		A		B		C		D		E																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
人		人		人		人		人		人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
合計		人		人		人		人		人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
1. 志願者本人の氏名		性別		都道府県		市区町村		入学、編入学、転入学（学年）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
昭和 平成 年 月 日 生		現住所		町 丁目 番 号		昭和 平成 年 月 日 生		昭和 平成 年 月 日 卒業																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
学校名		高等学校 中等教育学校 特別支援学校（分校）		昭和 平成 令和		卒業		昭和 平成 令和 年 月 卒業見込																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
全・定・通		普通・専門（ ）・総合		昭和 平成 令和		卒業		昭和 平成 令和 年 月 卒業見込																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2. 各教科・科目等の学習の記録																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
教科・科目		評 定		修 得 単 位 数		教科・科目		評 定		修 得 単 位 数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		第1学年		第2学年																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
第3学年		第4学年		合計		教科		科目		合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
総合的な学習の時間																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
3. 各教科の学習成績の状況																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
教科		国語		地理歴史		公民		数学		理科																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
教科		体育		芸術		外国語		書・家庭		情報																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
教科		総合		外国語		書・家庭		情報		計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
4. 学習成績概評																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
段階		A		B		C		D		E																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
人		人		人		人		人		人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
合計		人		人		人		人		人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			

令和7年度大学入学者選抜実施要項の予告（概要）③

（令和3年7月30日付3文科高第471号 文部科学省高等教育局長通知）

（別添）令和7年度大学入学者選抜実施要項見直しイメージ（案）【調査書様式（裏面）】

令和4年度大学入学者選抜実施要項 別紙様式					イメージ案				
5. 総合的な学習の時間の内容・評価					5. 総合的な学習の時間の記録				
6. 特別活動の記録					6. 特別活動の記録				
7. 指導上参考となる諸事項					7. 指導上参考となる諸事項				
8. 備考					8. 備考				
9. 出欠の記録					9. 出欠の記録				
10. 調査書の記載事項に誤りがないことを証明する					10. 調査書の記載事項に誤りがないことを証明する				

令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱【概要】①

（令和5年6月2日付 5文科高第370号 文部科学省高等教育局長通知）

新学習指導要領に対応した出題教科・科目

令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テストの出題教科・科目は以下のとおりとする（『簿記・会計』『情報関係基礎』については出題しない）。

出題教科	科目（6教科30科目） ～令和5年度実施
国語	『国語』
地理歴史	『世界史A』『世界史B』『日本史A』『日本史B』『地理A』『地理B』
公民	『現代社会』『倫理』『政治・経済』『倫理、政治・経済』
数学	『数学I』『数学I・数学A』 ① 『数学II』『数学II・数学B』『簿記・会計』『情報関係基礎』 ②
理科	『物理基礎』『化学基礎』『生物基礎』『地学基礎』 ① 『物理』『化学』『生物』『地学』 ②
外国語	『英語』『ドイツ語』『フランス語』『中国語』『韓国語』



科目（7教科21科目） 令和6年度実施～
『国語』
『地理総合、地理探究』『歴史総合、日本史探究』『歴史総合、世界史探究』『地理総合/歴史総合/公共』
『公共、倫理』『公共、政治・経済』『地理総合/歴史総合/公共』（再掲）
『数学I、数学A』『数学I』 ①
『数学II、数学B、数学C』 ②
『物理基礎/化学基礎/生物基礎/地学基礎』『物理』『化学』『生物』『地学』
『英語』『ドイツ語』『フランス語』『中国語』『韓国語』『情報I』

●試験形態は、引き続き、問題冊子及びマークシート式解答用紙を使用し、PBT（紙ベース）。『英語』については、ICプレイヤーを使用する試験も実施。

令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱【概要】②

(令和5年6月2日付 5文科高第370号 文部科学省高等教育局長通知)

1. 実施期日 **令和7年1月18日(土)、19日(日) (2日間)**

2. 出題教科・科目の試験時間

- 国語：現在測定している内容を維持した上で多様な文章を提示する観点から、**90分**（現行：80分）
- 数学②：出題範囲が「数学Ⅱ」、「数学B」及び「数学C」となり、選択解答する項目数が2から3へ増加するため、**70分**（現行：60分）
- 情報：出題範囲や他教科の試験時間等を考慮し、**60分**（新教科）

教科	出題科目	試験時間
国語	『国語』	90分
地理歴史	『地理総合、地理探究』、『歴史総合、日本史探究』、『歴史総合、世界史探究』、『地理総合/歴史総合/公共』	1科目選択 60分 2科目選択130分 (うち解答時間120分)
公民	『公共、倫理』、『公共、政治・経済』、『地理総合/歴史総合/公共』(再掲)	
数学	①『数学Ⅰ、数学A』、『数学Ⅰ』	70分
	②『数学Ⅱ、数学B、数学C』	70分
理科	『物理基礎/化学基礎/生物基礎/地学基礎』、『物理』、『化学』、『生物』、『地学』	1科目選択 60分 2科目選択130分 (うち解答時間120分)
外国語	『英語』、『ドイツ語』、『フランス語』、『中国語』、『韓国語』 ※『英語』については、ICプレーヤーを使用する試験も実施。	80分 【ICプレーヤー使用試験】 60分(うち解答時間30分)
情報	『情報Ⅰ』	60分

3. 旧教育課程履修者への経過措置

- 旧教育課程（平成21年3月告示の高等学校学習指導要領に基づく教育課程）を履修した入学志願者に対しては、**経過措置問題を出題**

教科	旧課程履修者が選択できる経過措置科目
地理歴史	『旧世界史A』、『旧世界史B』、『旧日本史A』、『旧日本史B』、『旧地理A』、『旧地理B』
公民	『旧現代社会』、『旧倫理』、『旧政治・経済』、『旧倫理、旧政治・経済』
数学	①『旧数学Ⅰ・旧数学A』、『旧数学Ⅰ』
	②『旧数学Ⅱ・旧数学B』、『旧数学Ⅱ』、『旧簿記・会計』、『旧情報関係基礎』
情報	『社会と情報』『情報の科学』に対応する経過措置を講じる。 ※『情報Ⅰ』とは別に、『旧情報(仮)』として出題することを、大学入試センターが決定（令和3年12月17日）

※理科：新教育課程及び旧教育課程の間で扱いが異なる内容を出題する場合は、必要に応じて、新教育課程を履修していない入学志願者が選択解答可能な問題を出題する。

73

令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱【概要】③

(令和5年6月2日付 5文科高第370号 文部科学省高等教育局長通知)

(別表) 新学習指導要領に対応した出題教科・地理歴史・公民における出題科目を選択する場合の選択方法について

		『地理総合、地理探究』	『歴史総合、日本史探究』	『歴史総合、世界史探究』	『地理総合、歴史総合、公共』			『公共、倫理』	『公共、政治・経済』
					「地理総合」及び「歴史総合」	「地理総合」及び「公共」	「歴史総合」及び「公共」		
	『地理総合、地理探究』	○	○	○	×	×	○	○	○
	『歴史総合、日本史探究』	○	○	○	×	○	×	○	○
	『歴史総合、世界史探究』	○	○	○	×	○	×	○	○
『地理総合、歴史総合、公共』	「地理総合」及び「歴史総合」	×	×	×	○	○	○	○	○
	「地理総合」及び「公共」	×	○	○	×	×	×	×	×
	「歴史総合」及び「公共」	○	×	×	×	×	×	×	×
	『公共、倫理』	○	○	○	○	×	×	×	×
	『公共、政治・経済』	○	○	○	○	×	×	×	×

※上記6出題科目のうちから2出題科目を選択する場合は、「○」の組合せから選択でき、「×」の組合せは選択できない。

74

令和7年度大学入学共通テスト得点調整対象科目について

(令和3年12月17日 大学入試センター公表)

- 大学入試センターにおいて検討を行い、以下の□で囲っている教科内の科目を得点調整の対象科目とすることを決定。

教科	経過措置科目	新課程科目
国語	—	『国語』
地理歴史	『旧地理A』 『旧日本史A』 『旧世界史A』 『旧地理B』 『旧日本史B』 『旧世界史B』	『地理総合、地理探究』 『歴史総合、日本史探究』 『歴史総合、世界史探究』 『地理総合、歴史総合、公共』
公民	『旧現代社会』 『旧倫理』 『旧政治・経済』 『旧倫理、旧政治・経済』	『公共、倫理』 『公共、政治・経済』 『地理総合、歴史総合、公共』（再掲）
数学	① 『旧数学Ⅰ・旧数学A』 『旧数学Ⅰ』	『数学Ⅰ、数学A』 『数学Ⅰ』
	② 『旧数学Ⅱ』 『旧数学Ⅱ・旧数学B』 『旧簿記・会計』 『旧情報関係基礎』	『数学Ⅱ、数学B、数学C』
理科	—	『物理基礎、化学基礎、生物基礎、地学基礎』 『物理』 『化学』 『生物』 『地学』
外国語	—	『英語』 『ドイツ語』 『フランス語』 『中国語』 『韓国語』
情報	『旧情報（仮）』 ※現高校2年生の選択必修科目「社会と情報」「情報の科学」に対応する内容。	『情報Ⅰ』

※得点調整を実施する場合の条件や方法については、別途定める。

75

令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テストの問題作成の方向性及び試作問題等について（概要）

(令和4年11月9日 大学入試センター公表)

◎…今回初めて公表した部分

- ◎ 従来の問題作成方針を引き続き重視しつつ、趣旨をより明確にし、新学習指導要領に対応。
多様な受験者が十分に力を発揮できるよう問題の構成や分量等に配慮しながら、引き続き、**知識の質**や、**知識・技能を活用する思考力・判断力・表現力等**を問う問題の工夫を重視する。
- ◎ **国語は**、言語活動を重視し、多様な資質・能力を問うため**大問を一つ追加**。
試験時間は90分（10分増）、分野別の配点は近代以降の文章110点、古典90点(古文45,漢文45)
- **数学②は**『数学Ⅱ、数学B、数学C』となり、**試験時間が70分（10分増）**
- **英語は**「リーディング」「リスニング」形式を通して、**「聞く」「読む」「話す」「書く」を統合した言語活動を通して培う能力を評価**。
- **情報が出題教科に追加**
- ◎ 情報の試験時間は60分、**配点は100点**。『情報Ⅰ』と『旧情報（仮）』の間では、いずれかの**受験者数が1万人に満たない場合も、得点調整の対象とする**。

76

令和7年度大学入学者選抜における旧教育課程履修者に対する経過措置及び新教育課程履修者に対する出題について（通知）（抄）

（令和4年11月10日付 4文科高第1196号 文部科学省高等教育局長通知）

令和7年度大学入学者選抜を実施するに当たり、以下のことについて各大学に依頼。

- ・旧教育課程履修者が、不利にならないよう下記の事項に十分留意の上、必要に応じ経過措置を講ずること
- ・新教育課程履修者に対する出題に当たっては、履修内容に変更が生じているため、下記の事項に十分留意の上、出題すること

1. 旧教育課程履修者に対する経過措置について

(1) 大学入学共通テストについての留意事項

経過措置科目として出題される『旧世界史A』、『旧世界史B』、『旧日本史A』、『旧日本史B』、『旧地理A』、『旧地理B』、『旧現代社会』、『旧倫理』、『旧政治・経済』、『旧倫理、旧政治・経済』、『旧数学I』、『旧数学I・旧数学A』、『旧数学II・旧数学B』、『旧数学II』、『旧簿記・会計』、『旧情報関係基礎』及び『旧情報（仮）』について、旧教育課程履修者の選択を認めることが望ましいこと。

(2) 各大学における個別学力検査についての留意事項

大学入学共通テストにおいて採られる措置を参考にして、例えば以下の措置を講ずるなど、可能な限り配慮すること。

- ① 新教育課程による出題科目とこれに対応する旧教育課程の科目との**共通の内容を出題する**。
- ② **共通する範囲のみで出題することが困難と判断される場合には、必要に応じ旧教育課程の科目の範囲から出題する問題を別途用意し、選択解答できるようにする**。

2. 新教育課程履修者に対する出題について（各大学における個別学力検査についての留意事項）

改訂後の各科目の履修内容に十分留意の上出題すること。特に「数学A」、「数学B」、「数学C」は項目を選択して履修するので、そのことに配慮すること。

3. その他

上記1及び2については、対象となる入学志願者の学習準備に資するよう、決定後速やかに大学のホームページに掲載するなど広く情報提供するとともに、各大学において**令和6年7月31日までに発表予定の令和7年度大学入学者選抜に関する基本的事項及び令和6年12月15日までに発表予定の学生募集要項等においても明記すること。**

教学マネジメント指針（追補）について

予測困難な時代を生き抜く自律的な学修者を育成するためには、学修者本位の教育への転換が必要。そのためには、教育組織としての大学が教学マネジメントという考え方を重視していく必要。

教学マネジメントとは

- 大学がその教育目的を達成するために行う管理運営であり、大学の内部質保証の確立にも密接に関わる重要な営みである。
- その確立に当たっては、教育活動に用いることができる学内の資源（人員や施設等）や学生の時間は有限であるという視点や、学修者本位の教育の実現のためには大学の時間構造を「供給者目線」から「学修者目線」へ転換するという視点が特に重視される。

教学マネジメント指針とは

- 学修者本位の教育の実現を図るための教育改善に取り組みつつ、社会に対する説明責任を果たしていく大学運営（＝教学マネジメントがシステムとして確立した大学運営）の在り方を示すもの。
- ただし、教学マネジメントは、各大学が自らの理念を踏まえ、その責任でそれぞれの実情に応じて構築すべきものであり、本指針は「マニュアル」ではない。
- 教育改善の取組が十分な成果に結びついていない大学等に対し、質保証の観点から確実に実施されることが必要と考えられる取組等を分かりやすく示し、その取組を促進することを主眼に置く。
- 本指針を参照することが最も強く望まれるのは、学長・副学長や学部長等である。また、実際に教育等に携わる教職員のほか、学生や学費負担者、入学希望者をはじめ、地域社会や産業界といった大学に関わる関係者にも理解されるよう作成されている。

学長のリーダーシップの下、学位プログラム毎に、以下のような教学マネジメントを確立することが求められる。

「大学全体レベル」

三つの方針（「卒業認定・学位授与の方針」（DP）、「教育課程編成・実施の方針」（CP）、「入学者受入れの方針」（AP））

教学マネジメントの確立に当たって最も重要なものであり、学修者本位の教育の質の向上を図るための出発点

「学位プログラムレベル」

「授業科目レベル」

IV 教学マネジメントを支える基盤 (FD・SD、教学IR)

I 「三つの方針」を通じた学修目標の具体化

- ✓ 学生の学修目標及び卒業生に最低限備わっている能力の保証として機能するよう、DPを具体的かつ明確に設定

II 授業科目・教育課程の編成・実施

- ✓ 明確な到達目標を有する個々の授業科目が学位プログラムを支える構造となるよう、体系的・組織的に教育課程を編成
- ✓ 授業科目の過不足、各授業科目の相互関係、履修順序や履修要件について検証が必要
- ✓ 密度の濃い主体的な学修を可能とする前提として、授業科目の精選・統合のみならず、同時に履修する授業科目数の絞り込みが求められる

追補 「入学者受け入れの方針」に基づく大学入学者選抜の実施

- ✓ 入学段階で身に付けていることが求められる資質・能力等や、評価・判定の方法・基準について、「入学者受け入れの方針」に具体的に示す
- ✓ 入学者選抜が求める学生を適切に見いだすものとなっていたか、点検・評価を実施し、その結果を踏まえてAP等の見直しを実施

III 学修成果・教育成果の把握・可視化

- ✓ 一人一人の学生が自らの学修成果を自覚し、エビデンスと共に説明できるようにするとともに、DPの見直しを含む教育改善にもつなげてゆかため、複数の情報を組み合わせる多角的に学修成果・教育成果を把握・可視化
- ✓ 大学教育の質保証の根幹、学修成果・教育成果の把握・可視化の前提として成績評価の信頼性を確保

- ✓ DPIに沿った学修者本位の教育を提供するために必要な望ましい教職員像を定義
- ✓ 対象者の役割・経験に応じた適切かつ最適なFD・SDを、教育改善活動としても位置付け、組織的かつ体系的に実施
- ✓ 教学マネジメントの基礎となる情報収集基盤である教学IRの学内理解や、必要な制度整備・人材育成を促進

V 情報公表

- ✓ 各大学が学修者本位の観点から教育を充実する上で、学修成果・教育成果を自発的・積極的に公表していくことが必要
- ✓ 地域社会や産業界、大学進学者といった社会からの評価を通じた大学教育の質の向上を図る上でも情報公表は重要

積極的な説明責任

社会からの信頼と支援 78

各取組を、大学全体、学位プログラム、授業科目のそれぞれのレベルで実施しつつ、全体として整合性を確保。

学位プログラム共通の考え方や尺度（アセスメントプラン）に則り、大学教育の成果を点検・評価

追補「入学者受入れの方針」に基づく大学入学者選抜の実施①

- 大学入学者選抜は、大学教育の機会を提供し、入学志願者の能力の伸長を期するための教育的取組であり、当該大学で学び、卒業するために必要な資質・能力等を備えた人材を適切に見いだすことが重要。
- 大学入学者選抜は、各大学の自主性に基づき行われるべきものであるが、高等学校以下に与える影響も大きいことから、文部科学省から通知される大学入学者選抜実施要項を遵守することが求められる。さらに、教学マネジメント指針の確立の観点から、以下のような事項への理解が求められる。

●入学者受入れの方針について

(総論)

- ✓「入学者の受入れの方針」に示す資質・能力等は、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の幅広さと水準を十分踏まえつつ設定される必要がある
- ✓また、在学中の教育課程、特に初年次に開設された授業科目を履修するために必要な資質・能力等を備えているかということも踏まえる必要がある
- ✓こうした点を踏まえ、「入学者受入れの方針」には、①入学前にどのような資質・能力等を身につけていることを求めるのか、②それをどのような基準・方法によって評価・判定するののかについて具体的に示すことが求められる

(大学入学者選抜における方法の多様化、評価尺度の多元化等)

- ✓大学入学者選抜における方法の多様化等が不十分な場合は、改善を図ることが必要
- ✓多様な背景を持つ入学志願者一人一人の資質・能力を多面的・総合的に評価することは、求める学生を適切に見いだすといった観点のみならず、様々な学生を入学させて、学生同士の主体的な学び合いや切磋琢磨を促し、大学教育を活性化させるといった観点からも重要
- ✓各大学は実質的公平性を確保する観点からも、多様な背景を持った者を対象に努力のプロセス、意欲、目的意識等を重視し、評価・判定する取組を進めることが期待

(学力検査で課す教科・科目について)

- ✓学力検査で課す教科・科目は、各大学の教育(特に初年次の授業科目の履修)に必要なものを課しておくことが第一の選択肢(※)
- ※大学で学びたい意欲を有する者を積極的に受入れる学位プログラム等では、学力検査をあえて課さないこともありえるが、各大学の学修目標を達成できるよう、リメディアル教育の充実など適切な措置を講じることが必要
- ✓「入学者受入れの方針」に定める全資質・能力等を、全入学志願者に問うことが現実的ではない場合であっても、**中核的なものは全入学志願者に評価・判定することを原則とする**ことが必要
- ✓一方、それ以外は選抜区分ごとに異なる比重で評価・判定すること等により、学位プログラムに属する学生全体では、「入学者受入れの方針」に定める資質・能力等を備えている学生が含まれているようにすることが求められる

●入学者受入れの方針を踏まえた大学入学者選抜について

- ✓各大学は、入学者の選抜を公正かつ妥当な方法により行わなければならない
- ✓個別の学力検査を課す場合は、**入学志願者の資質・能力等を適正に判定できるような良質な問題を出題することが基本**
- ※過去の試験問題等の利用や他の学位プログラム等と問題の共通化を積極的に図ることや、機密性、中立性、公平性・公正性に十分対応しつつ、他大学教員等に試験問題の点検協力、外部業者に出願受付や願書のデータ化等の委託なども考えられる
- ✓評価・判定の観点・手法の共通化や特定の者の優遇・差別的取扱い防止のため、小論文、面接等を実施する場合、**実施・評価方法のマニュアルやルーブリック等の整備が必要**

79

追補「入学者受入れの方針」に基づく大学入学者選抜の実施②

●高等学校における教育との適切な接続

- ✓大学入学者選抜が、**高等学校教育と大学教育を接続する教育の一環としての性格を強く有すること**に鑑み、各大学において高等学校における**教育等の実情を理解するよう努める**ことが必要
- ✓この観点から、各大学が実施する学力検査は、高等学校学習指導要領に準拠することや、当該学力検査において課す教科・科目の変更等は**遅くとも2年程度前には予告・公表する(※)**ことなどが必要
- ※高校生の選択科目の決定の時期などを踏まえると、自らの大学を選択してもらう観点からも、**可能な限り早期の予告**が望ましいものと考えられる
- ✓また、総合型選抜、学校推薦型選抜において、**必要に応じて入学前の学習準備等の助言**を行うことや**具体的な課題を課す**など、合格者に対する**丁寧なケア**を行うことが求められる

●学生の入学後の状況等を踏まえた適切な点検・評価の実施

- ✓各大学は、大学入学者選抜が、求める学生を適切に見いだすものとなっていたか、**点検・評価**を行い、**その結果を踏まえて同方針等の見直しを行う**ことが必要。個別具体的な事情に応じて、3つの方針を一体的に見直すことも想定される
- ✓各大学が**社会に対して積極的に説明責任**を果たし、**大学入学者選抜の質の向上**を図るため、大学入学者選抜に関する**情報の公表(※)**を積極的に進めることを強く期待
- ※合否判定方法や基準、試験問題やその解答、解答例・出願の意図、受験者数・合格者数・入学者数等

●体制について

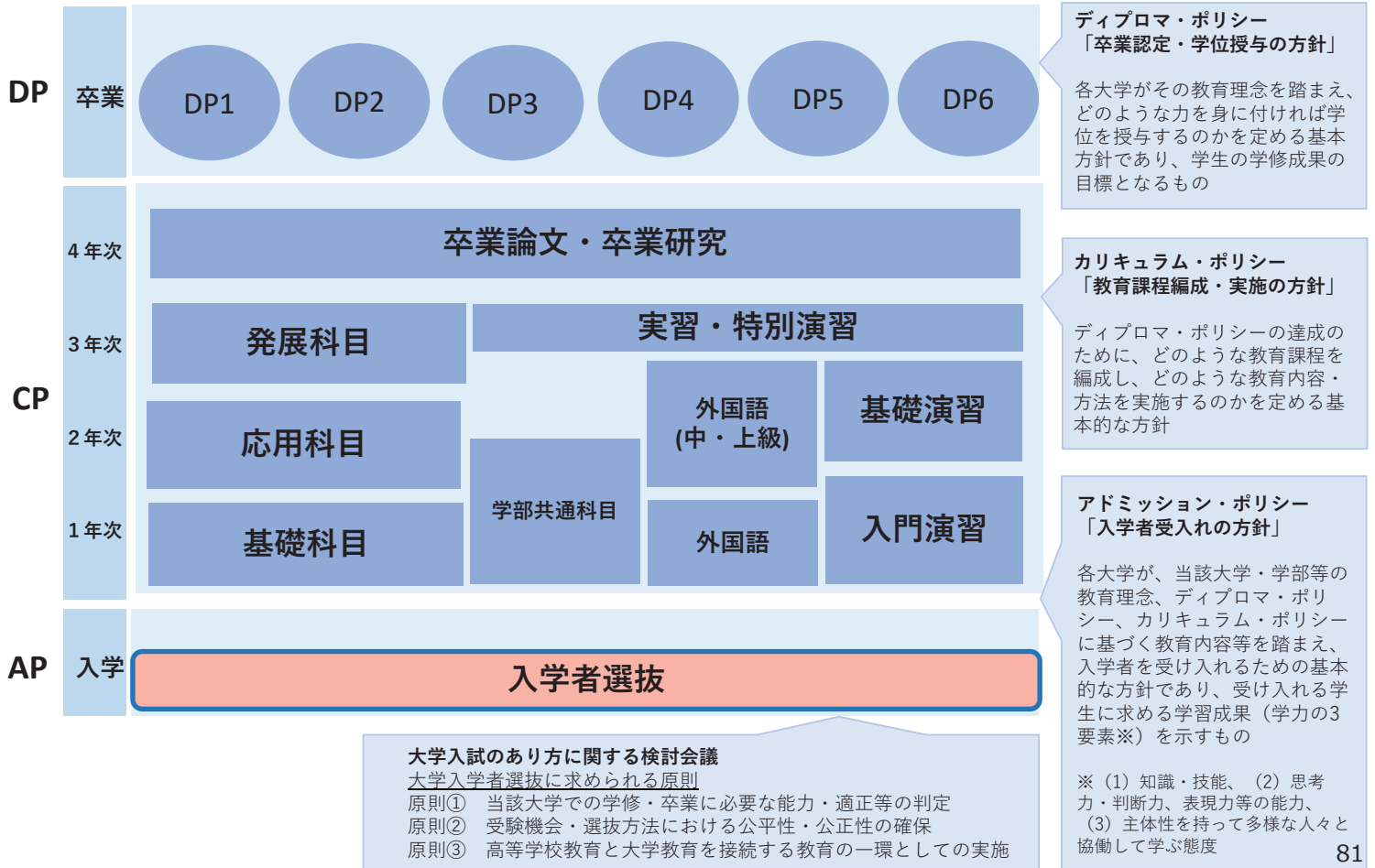
- ✓学長のリーダーシップの下、大学入学者選抜に関する業務全般に係るガバナンス体制を構築するなど、大学入学者選抜に関する業務を遂行する適切な体制の確立(※)が求められる
- ※大学入学者選抜に関する業務の割り振りは、教員の業務状況を踏まえるとともに、業務合理化の観点から、**教員は選抜の本質的な部分に中心的に関与**することとし、**その他の部分は事務職員等の積極的な活用**を図ることも考えられる
- ✓なお、「入学者受入れの方針」については、その他2つの方針と一体的に策定されることが求められるものであることを踏まえ、同方針については、**大学入学者選抜に関連する業務について権限と責任を有する組織等の十分な参画の下で検討が行われることが必要**である
- ✓各大学において、大学入学者選抜を支える専門人材の職務の確立・育成・配置等に取り組むことが期待される
- ✓このような専門的な人材を効果的に育成できるよう、先進的な取組を行う大学との連携、各大学や独立行政法人大学入試センター等の実施する研修への参加等が可能となるような環境づくりに努めることが期待される

●総合的な英語力の育成・評価

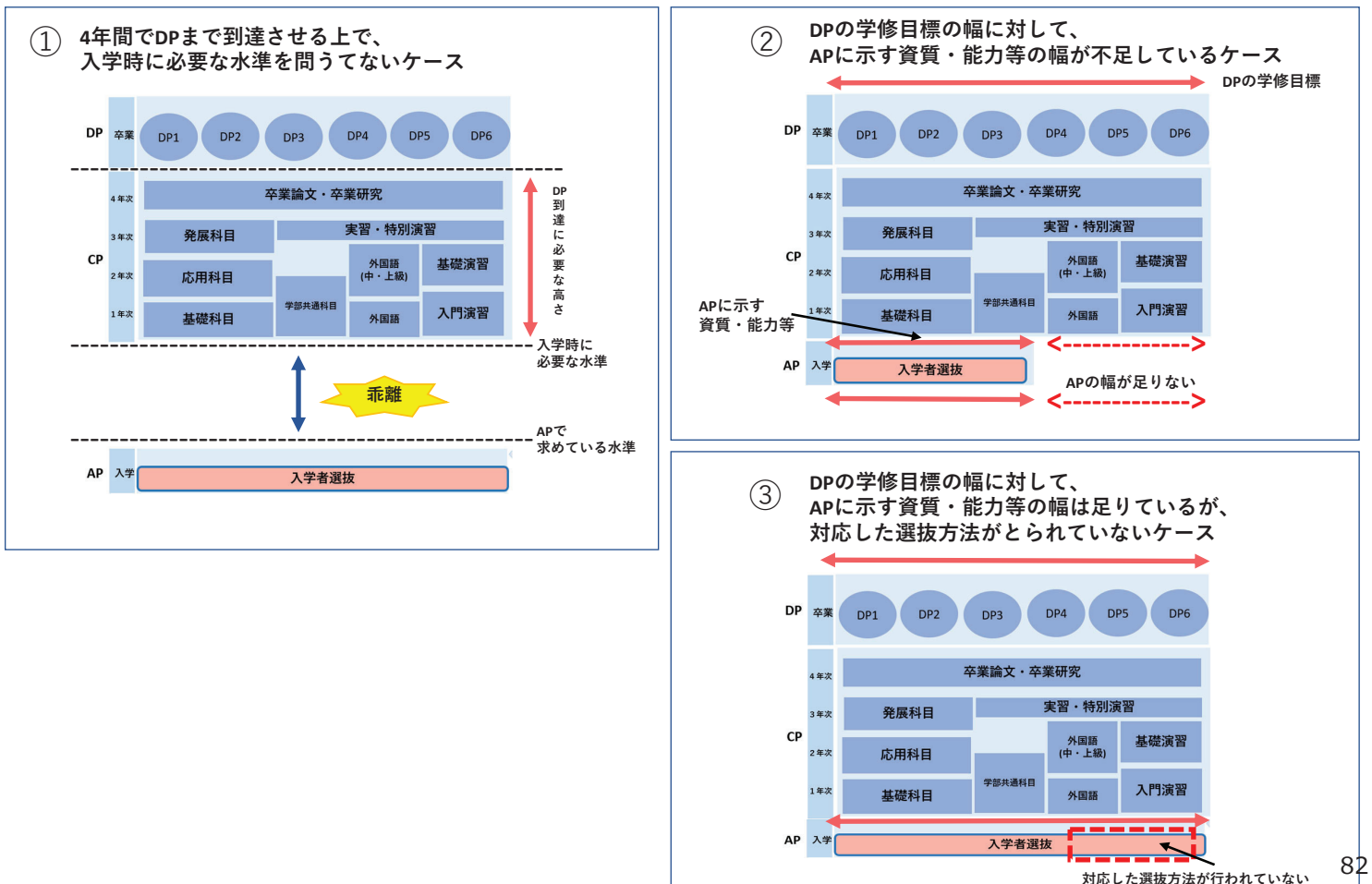
- ✓総合的な英語力の向上を必要と判断する大学においては、「卒業認定・学位授与の方針」に関連する学修目標を位置づけることが考えられるが、この場合**「入学者受入れの方針」にも当該学修目標に対応した資質・能力等を盛り込む**ことが想定される
- ✓その際、信頼性の高い資格・検定試験の活用も選択肢となる
- ✓ただし、地理的・経済的事情から当該試験を受験することの負担が大きい入学志願者等のために、**資格・検定試験を利用しない選抜区分を設けるなど適切な配慮が必要**

80

教学マネジメント指針(追補)イメージ図①



教学マネジメント指針(追補)イメージ図②



目次

1. 短期大学の現状
2. 高等教育政策の動向
 - (1) 中央教育審議会の審議状況等
 - (2) 教育未来創造会議
3. 大学設置基準等の一部改正
4. 短期大学の設置等に係る手続き
5. 大学入学者選抜
6. 数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度
7. ハラスメントの防止
8. 学生支援の状況
9. 令和6年度概算要求



数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度

AI戦略2019

(令和元年6月統合イノベーション戦略推進会議決定)

AIに関連する産業競争力強化や技術開発等についての総合戦略を策定。この中で2025年までの人材育成目標を設定

育成目標【2025年】

エキスパート

トップクラス育成
100人程度/年
2,000人/年

応用基礎

25万人/年
(高校の一部、高専・大学の50%)

リテラシー

50万人/年
(大学・高専卒業生全員)

100万人/年
(高校卒業生全員)
(小中学生全員)

制度概要

大学・高等専門学校の数理データサイエンス教育に関する正規課程教育のうち、一定の要件を満たした**優れた教育プログラムを政府が認定**し、応援！多くの大学・高専が数理・データサイエンス・AI教育に取り組むことを後押し！

学生に選ばれる



学生

大学・高専



数理・データサイエンス・AIの
素養のある学生を輩出

企業に選ばれる



企業

【応用基礎レベル】

数理・データサイエンス・AIを活用して課題を解決するための**実践的な能力**を育成

2023年度より、応用基礎レベルの認定開始
→ 147件の教育プログラムを認定 (2023年8月時点)

【リテラシーレベル】

学生の数理・データサイエンス・AIへの**関心を高め、適切に理解し活用する基礎的な能力**を育成

2021年度より、リテラシーレベルの認定開始
→ 382件の教育プログラムを認定 (2023年8月時点)



数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度 令和5年9月時点の認定状況

○リテラシーレベル

382件認定（うち私立短期大学 27件、公立短期大学 3件）

○応用基礎レベル

大学等単位：59件認定（うち私立短期大学 1件）
学部・学科単位：88件認定（うち短期大学 0件）

認定を受けた短期大学の例（リテラシーレベル）

◆松山東雲短期大学（リテラシーレベル） 計4単位

保育科・食物栄養学科：「AIとデータサイエンス」（2単位）、「情報リテラシー」（2単位）を修了
現代ビジネス学科：「AIとデータサイエンス」（2単位）、「情報処理概論」（2単位）を修了

※数理・データサイエンス・AIへの関心を高め、適切に理解することなどを目的としている

※上記は一例です。構成する科目数・単位数の決まりはありません。

数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定に向けて

ご不明な点がありましたら、質問フォームからお問い合わせください。

説明会の資料を文部科学省HPで公開しておりますので、ぜひご覧ください。

https://www.mext.go.jp/content/20230920-mxt_senmon01-000020844_1.pdf



<質問フォーム>

85

数理・データサイエンス・AI教育の全国展開の推進

デジタル社会の「読み・書き・そろばん」とも言われる「数理・データサイエンス・AI」教育について、全国の大学・高等専門学校へ普及・展開を実施
全国の大学・高専により「数理・データサイエンス・AI教育強化拠点コンソーシアム」を形成し、**コンソーシアム活動を通じて普及・展開を促進**

全国9ブロックで活動

・各ブロックに地域ブロックの代表校を置き、各ブロックにおける数理・データサイエンス・AI教育を普及・展開

・デジタル人材育成プラットフォーム（経済産業省の取組）と連携し地域におけるデジタル化の取組を促進

・カリキュラム、教材、教育用データベース等の整備に関する継続的な活動



数理・データサイエンス・AI教育強化拠点コンソーシアム

200校以上の会員校により構成

- ・多くの国公立の大学・高専が参画し、シンポジウム等の開催を通じて好事例等を共有
- ・一般に公開されているものとは別に、会員校限定で閲覧が可能な教材や会議資料等を提供

コンソーシアム活動の例

全ての大学等が参照可能なモデルカリキュラムの策定

- モデルカリキュラム（リテラシーレベル）【2020.4公表】
- モデルカリキュラム（応用基礎レベル）【2021.3公表】
 - ・「AI戦略2019」の具体目標。産業界、公私立大学、関係団体等の有識者からなる特別委員会を設置し検討

全国的なモデルとなる教科書・教材等の開発

- 教科書シリーズの刊行
モデルカリキュラム完全準拠の教科書の作成
- デジタルコンテンツ・教材の提供
 - ・教材ポータルサイトの構築
 - ・eラーニング教材、講義動画などを公開
 - ・放送大学との連携によるオンライン授業の作成
- 講義等に活用可能な実データの収集・公開



シンポジウム等の開催・先進事例の共有

- シンポジウム・地域別ブロックでのワークショップの開催
 - ・モデルカリキュラム・教材、大学での実践例の紹介、個別相談等

各地域ブロックと地方経済産業局との連携

- 各地域における人材育成、DX促進の連携策について検討
 - ・相互の取組状況の紹介、活動方策の検討、課題の共有等

入会・お問い合わせはHP中段の「各ブロックの活動情報」から

<http://www.mi-u-tokyo.ac.jp/consortium/>

86

目 次

1. 短期大学の現状
2. 高等教育政策の動向
 - (1) 中央教育審議会の審議状況等
 - (2) 教育未来創造会議
3. 大学設置基準等の一部改正
4. 短期大学の設置等に係る手続き
5. 大学入学者選抜
6. 数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度
7. ハラスメントの防止
8. 学生支援の状況
9. 令和6年度概算要求

ハラスメントの防止措置の確実な実施について

- 男女雇用機会均等法等により、大学の設置者を含む事業主には、職場におけるハラスメントの防止措置を講ずる義務が課されている。

※ 従前からセクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントの防止措置は義務となっているが、令和元年6月の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部改正により、パワーハラスメントが追加(令和2年6月1日施行)。中小事業主は令和4年4月1日から義務化。

事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(令和2年厚生労働省告示第5号)

【事業主が職場におけるパワーハラスメントの防止のために講ずべき措置】

- ・事業主の方針等の明確化及び周知(パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化)
- ・相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- ・職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応
- ・そのほかの措置(プライバシーの保護や、相談をしたことによる不利益取扱いの禁止)

- しかしながら、各大学の内部規則等において、ハラスメントの防止措置が努力義務であるかのような規程など、法の趣旨に沿わないと思われる事例が散見される。
- 法の趣旨を適切に内部規則等に反映するとともに、令和4年11月の通知も踏まえ、学生に対するハラスメントも含め、大学においてハラスメントが生じることはあってはならないとの基本姿勢のもと、相談体制の整備や、被害者救済、行為者の厳正な処分及び再発防止の徹底等に、確実に取り組んでいただきたい。

セクシュアルハラスメントを含む性暴力等の防止に向けた取組の推進について

令和4年11月22日付 高等教育局長通知

趣旨

- 学生に対する性暴力等は、被害者の尊厳と権利を著しく侵害し、回復し難い心理的外傷や心身に対する重大な影響を与えるものであり、学生に対する性暴力等を根絶するという断固とした方針の下、大学等においてその防止や行為者への厳正な対処に取り組むことが必要。
- 教育者として指導する立場にある教員が性暴力等を行うことは決してあってはならず、採用段階においても性暴力等の防止に向けた対応をお願いしたい。

大学等における性暴力等の防止に向けて取り組むべき事項

1. 性暴力等に対する方針等の明確化及びその周知・啓発

- ✓ 性暴力等の定義及び性暴力の行為者への厳正な対処等、性暴力等に対する方針の学内規則等への規定及びその周知・啓発
- ✓ 教職員に対する研修・啓発の実施
- ✓ 性暴力等に関する被害者の保護等についての学生への周知

2. 性暴力等に関する相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- ✓ 相談窓口の設定及び構成員への周知
- ✓ 対応マニュアルの整備や担当者に対する研修等の実施
- ✓ 学外相談窓口の設置やオンライン相談、専門的な知識を有する職員の配置等の相談体制の充実
- ✓ 手当の支給を含めた相談窓口担当者となる教職員への支援
- ✓ 調査機関や調査の過程等の学内規則等への規定及びその周知

3. 性暴力等の事実があると思われるときの措置

- ✓ 事実関係の迅速かつ正確な確認
- ✓ 調査結果の被害者等や行為者への報告及び不服申立ての機会の確保
- ✓ 被害者等と行為者の接触回避や教育研究上の配慮・環境整備などの速やかかつ適正な被害者等への配慮
- ✓ 被害者に対する相談対応等の心理的支援

4. 性暴力等の行為者に対する措置

- ✓ 懲戒解雇処分も含めた懲戒処分等の厳正な措置の実施
- ✓ 懲戒処分等を行った場合の学内規則等に基づく公表

5. 性暴力等に関する相談等への対応における留意点

- ✓ 相談者等や行為者のプライバシーの保護及びその旨の周知
- ✓ 相談や調査協力等を理由とした不利益な取扱いの禁止及びその旨の周知

6. 再発防止に向けた措置

- ✓ 性暴力等に対する方針等の再周知、性暴力等の防止に関する研修等の適切な再発防止策の実施

7. 教員採用段階での取組

- ✓ 学生に対する性暴力等を原因とする懲戒処分歴等の確認
- ✓ 虚偽記載があった場合に、採用取消や懲戒の対象になり得る旨の明示

➡ 自大学等における取組について、改めて確認をお願いします。

89

ハラスメントの防止措置の確実な実施について(事例)

ハラスメントはあってはならない旨の方針や、ハラスメントの行為者に厳正に対処する旨の方針・対処の内容を、学内規則等に明確に反映。

■ 大学におけるハラスメント防止等に関する規程等における例

(役職員及び学生等の責務)

- ✗ 第〇条 役員、職員及び学生等は、別に定める指針に従い、ハラスメントをしないように注意しなければならない。
➡ ハラスメントを行ってはならない。

(大学の責務)

- ✗ 第〇条 大学は、次の各号に掲げる活動等により、大学におけるハラスメントの防止等に努めなければならない。
➡ 大学におけるハラスメントの防止等の措置を講じなければならない。

■ 懲戒規程等における行為者への対処方針に関する例

(量定)

- ✗ セクシュアル・ハラスメント 他人を不快にさせる性的な言動又は性別による差別的言動を行ったとき 懲戒解雇、諭旨解雇、降任、降格、停職、減給、戒告
- ✗ ハラスメント 懲戒解雇、諭旨解雇、停職、減給、戒告
- ➡ 行為の様態や悪質性、結果の重大性等により量定を区分して処分の基準を示す。
- ✗ ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした職員は、懲戒解雇又は停職とする
- イ 繰り返しハラスメント行為をした教職員は・・・

➡ 量定は区分されているが、学生へのハラスメント行為の位置づけが曖昧なため明確化。

ア …又は修学・就労上の地位や人間関係などの優位性に基づく影響力を用いることにより・・・

90

セクシュアルハラスメントを含む性暴力等の防止に向けた取組の更なる推進について（通知）

令和5年9月29日付け 文部科学省高等教育局長通知

趣旨

- セクハラ・性暴力等は断じて許されるものではなく、教育機関である大学において教職員から学生に対するセクハラ・性暴力等はあってはならない。
- 令和5年6月の刑法等の一部改正や、性犯罪歴等についての無犯罪証明を求める仕組みの検討など、政府全体で性犯罪・性暴力対策の強化がなされているとともに、厳正な対処・被害防止の徹底に対する社会的要請が高まっている。
- こうした動向を踏まえ、大学においても、学生が安心して就学できる環境を確保することが求められていることから、各大学において、自大学における学内規則の見直しや行為者への厳正な対処等のセクハラ・性暴力等の防止に向けた取組を一層推進いただきたい。

ポイント

- セクハラ・性暴力等のうち「性暴力等」に該当する行為を明確化した上で、国立大学への取組状況調査の結果も踏まえ、行為者への厳正な対処に関する学内規則の整備等について、参考としていただきたい事項を周知。

参考事項

セクハラ・性暴力等の行為者への厳正な対処に関する学内規則の整備

1. 行為者への厳正な対処に係る方針等の明記及び周知

- 「性暴力等」：児童生徒性暴力等防止法において「児童生徒性暴力等」とされる行為と同等の行為が該当
- こうした重大な行為は特に厳正な対処が必要であり、このことを各教職員が十分に認識するため、学内規則において、「セクシュアルハラスメント」と「性暴力等」を区別して定義し、厳正な対処の方針等を明記

2. 行為者への懲戒処分基準の整備

- 行為の内容と相当する処分の内容に対応させ、行為の態様等により処分の量定を区分して処分の基準を示すなど、懲戒処分の基準を適正に整備
- 学生に対するセクハラ・性暴力等も懲戒処分の対象となることを明記

3. 懲戒処分の公表

- 被害者のプライバシー等の権利を侵害することがないように十分に注意しつつ原則として公表するなど、学内規則に基づき適切に対応

教員採用段階における懲戒処分歴等の確認

- 引き続き、教員の採用時に「賞罰」欄のある履歴書により、学生に対するセクハラ・性暴力等を原因とする懲戒処分歴等について申告を求め、経歴詐称は懲戒解雇等につながることを明示することにより、経歴等を十分に確認し、適切に採用を判断
- 採用希望者の経歴等に係る自己申告の内容に疑義が乗った場合、本人同意を得て、過去の勤務先への詳細の確認等も考えられるとともに、照会を受けた場合は、これに適切に対応

学外の関係機関との連携

- 被害者の保護及び救済に当たっては、警察、医療機関、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等の学外の関係機関と連携
- 関係機関の相談窓口の紹介や、相談への同行等のほか、犯罪の疑いがあると思われるときには所轄警察への通報など厳正に対応

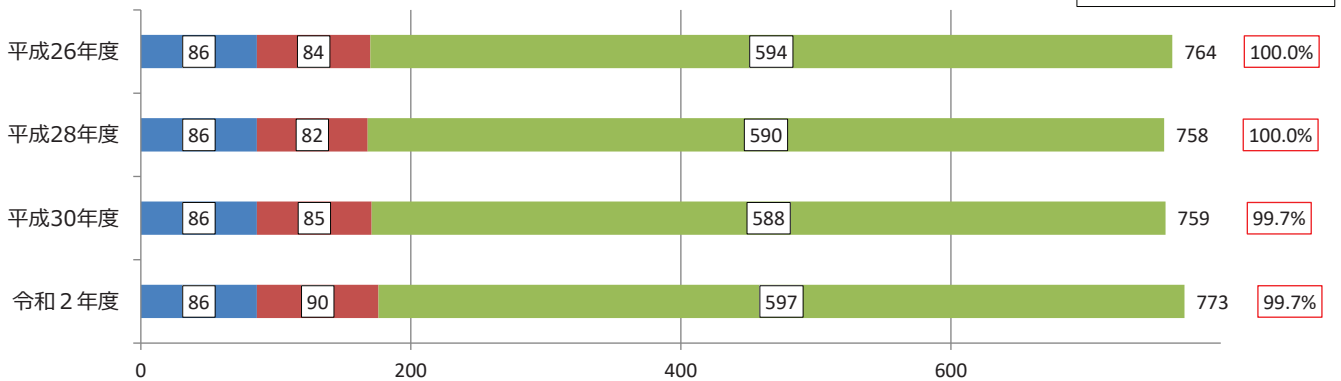
91

ハラスメント防止に関する取組状況

【大学全体】 ハラスメント等防止の取組を実施している大学

(令和2年度)

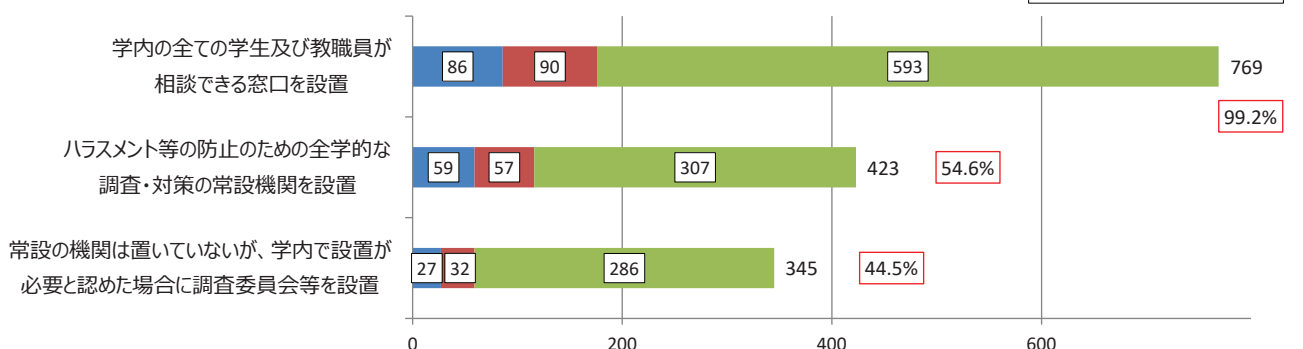
■ 国立 ■ 公立 ■ 私立



【大学全体】 ハラスメントに関する窓口・機関の設置

(令和2年度)

■ 国立 ■ 公立 ■ 私立

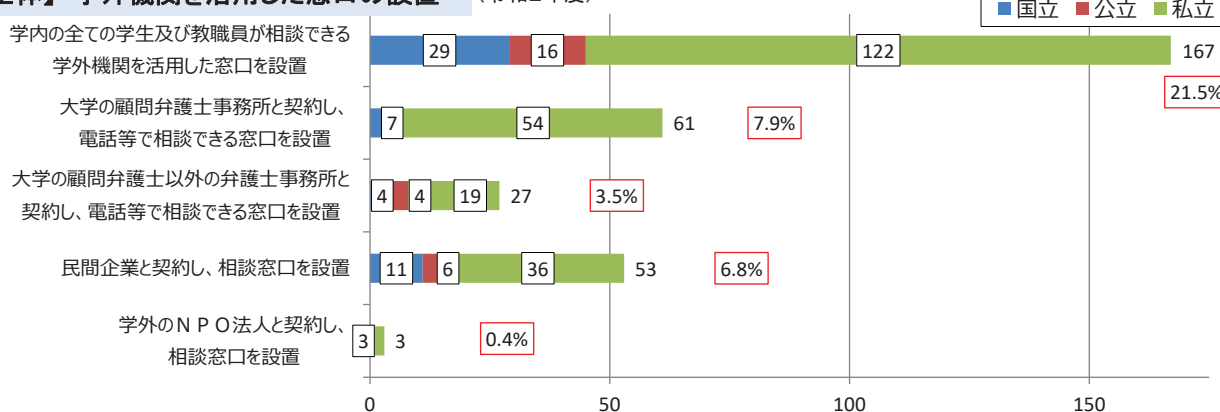


※ハラスメントには、セクハラ、アカハラやパワハラ等を含む。
※平成27、29年度、令和元年度は、調査項目の隔年化のため調査していない。

ハラスメント防止に関する取組状況

【大学全体】 学外機関を活用した窓口の設置

(令和2年度)



【大学全体】 学内の調査・対策機関に第三者を含める等の取組

(令和2年度)



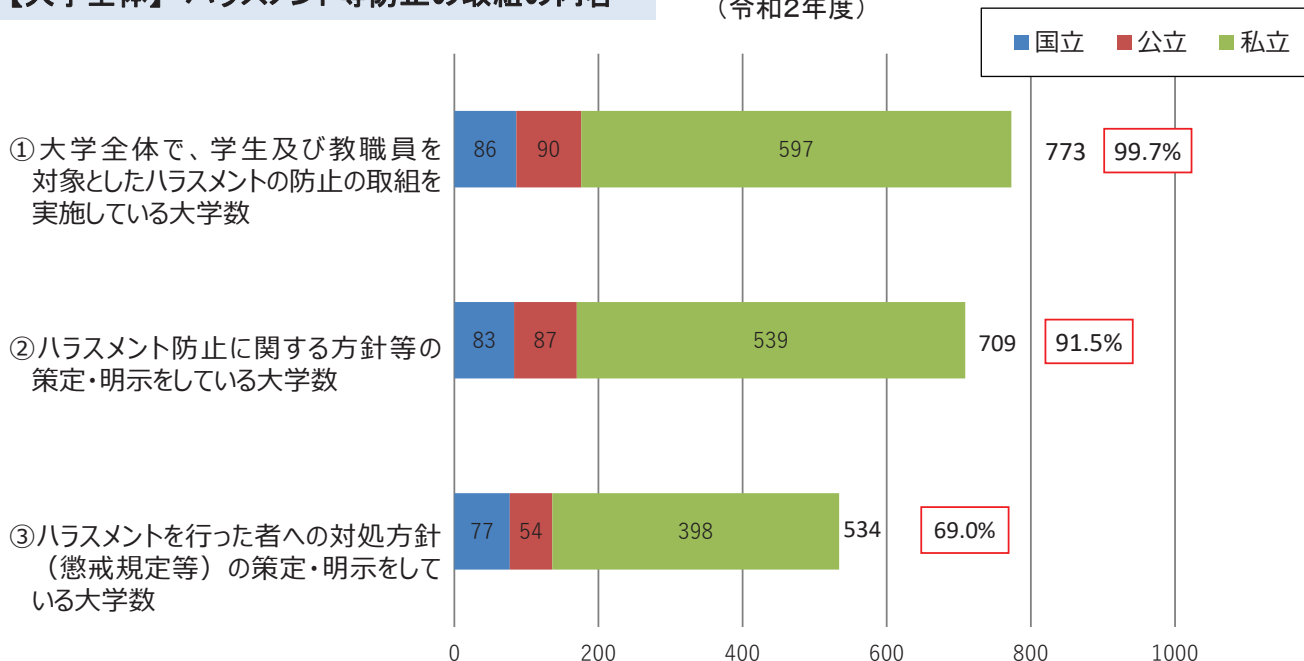
※ハラスメントには、セクハラ、アカハラやパワハラ等を含む。
 ※平成27、29年度、令和元年度は、調査項目の隔年化のため調査していない。

出典：「令和2年度の大学における教育内容等の改革状況について」(文部科学省) 93

ハラスメント防止に関する取組状況

【大学全体】 ハラスメント等防止の取組の内容

(令和2年度)



出典：「大学における教育内容等の改革状況調査（令和2年度）」(文部科学省)
 (※) 調査対象：国公立795大学(短期大学、令和2年度に学生の募集を停止した大学を除く。)
 回答率：97% (775大学が回答。うち、学部段階の母数は国立82大学、公立88大学、私立581大学の計751大学)

(参考) 大学におけるハラスメント防止の取組の好事例

【広島大学】

ハラスメント防止に関する総合的なガイドラインの策定

学内外でのハラスメントの発生を防止するとともに、事後の適切な対応を徹底するため、大学のハラスメントに対する基本姿勢や手続き等をわかりやすく解説するガイドラインを策定・周知。



(「広島大学におけるハラスメントの防止等に関するガイドライン」
広島大学HPより)

【特徴】

- 各種ハラスメントの定義や形態を、具体例とともに示す。ジェンダー、障がいの有無に関する事など、様々な差別的言動が相談対象となることを明記。
- 問題解決の過程について、具体的な「調整」の対応例等を示しつつ、必要な手続き、体制、措置等を説明（三言語(日英中)で配付）。
- 厳密な調査等の前や途中であっても、被害の拡大の防止・被害者の救済措置等を行うこと（「調整」）を明記し、迅速に学生・教職員の就学・就労環境の保護に取り組む。

【検討過程】

- ハラスメント防止対策委員会の中に設置した、相談員ほか理系・法学分野の教員なども参加したワーキンググループにおいて案を作成し、また各部署からの意見を集約し作成。(R5.4月改訂)

【効果】

- ハラスメント対応の手続きや、関係部署の役割が明確化され、学内での連携や相談後の対応が円滑化された。

【琉球大学】

ハラスメント行為者を対象とした再発防止プログラム

ハラスメントの再発防止を図るため、大学がハラスメント認定をしプログラム受講勧告をした行為者に対して、再発防止プログラムを企画・実施。

【特徴】

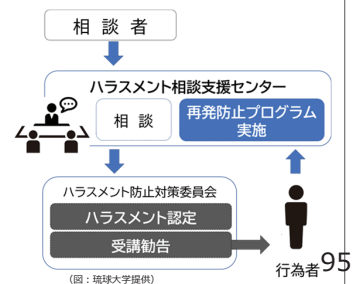
- 認知行動療法をベースに法的観点を取り入れた教育プログラム。事案における自身の行為の責任と選択について理解し、認知及び行動の変容を促す。法律と心理を専門とするハラスメント相談支援センター執行委員2～3名により実施。
- 全10回・1回90分のセッションを実施。8回のセッション（毎週1回）と2回のフォローアップ（1カ月後・半年後）で構成。状況に応じてオンラインでのセッションを提供。

【検討過程】

- DV加害者教育プログラムを参考に、事案・行為者ごとにハラスメント相談支援センター執行委員会にて実施内容を調整・検討。

【効果】

- 大学として、ハラスメントをさせない・許さない雰囲気醸成。
- 行為者が、自身のハラスメントに繋がる価値観、考え方やその影響に気づく。



(参考) 外部の機関を活用したハラスメント防止の取組事例

【群馬大学】学外相談窓口として外部の民間相談機関を活用（H18.4～）

学内の相談窓口のほか、学内相談員に相談しにくい場合への対応として、相談サービス・コンサルタント会社と契約し、専門の相談員が電話等で相談に応じる窓口を設置。

- 利用者 教職員、学生等（匿名・実名対応可）
- 相談員 精神保健福祉士、臨床心理士等
- 手段 電話：月～金(12～21時)、土日祝(9～17時) ※年末年始は除く
mail：24時間

【東京大学】コンプライアンス相談窓口として外部の弁護士事務所を活用（H26.7～）

学外の弁護士事務所と契約し、コンプライアンス事案のほか、ハラスメントについても大学を通さずに弁護士が電話等で直接相談に応じる窓口を設置。

- 利用者 教職員、学生等（匿名・実名対応可）
- 相談員 弁護士
- 手段 電話：月～金(12～19時) ※年末年始、お盆及び土日祝は除く
mail：24時間 等

【名古屋市立大学】ハラスメント対応の専門部署の相談員に学外の専門家を活用（H19.3～）

全学的なハラスメント相談窓口メンタルヘルスを専門とする外部機関のカウンセラー（臨床心理士）を、学外相談員として配置。

- 利用者 教職員、学生等
- 相談員 臨床心理士
- 手段 対面、電話、メール

目 次

1. 短期大学の現状
2. 高等教育政策の動向
 - (1) 中央教育審議会の審議状況等
 - (2) 教育未来創造会議
3. 大学設置基準等の一部改正
4. 短期大学の設置等に係る手続き
5. 大学入学者選抜
6. 数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度
7. ハラスメントの防止
8. 学生支援の状況
9. 令和6年度概算要求



【就 職 指 導】

学生の職業選択を妨げる行為—いわゆる「オワハラ」について—

概要

- 企業が人材確保に熱心になるあまり、就活中の学生に対して、次のような行う行為を行うことがあります。
 - ・自社の内々定と引き替えに就職活動の終了を強要するなど、職業選択の自由を妨げる行為
 - ・学生の意思に反して就職活動の終了を強要するハラスメント的な行為
- ⇒正式な内定日は10月以降とすることを要請しているため、正式な内定前に内定承諾書や誓約書をはじめとした内定受諾の意思確認書類の提出を要求することなどは控える必要がある。

具体的な事例

- ◆面接担当者の目の前で、他社に就職活動の辞退を電話させたり、メールを送るよう強要された。
- ◆内定を受諾する書類の提出を求められ、すぐに提出しないと内々定を取り消すと言われた。
- ◆内々定後に学生の意志に反して学校からの推薦書を正式な内定日より前に求められた。
- ◆内々定後、懇親会や研修会などが頻繁に開催され、必ず出席するよう求められた。 など

大学等に求められる取組

- 学生から相談があった際に適切な対応ができるよう、学内の相談窓口の周知などが必要。
- また、学生が安易に複数社に応募したり、いたずらに複数の内々定を保有し続けたりすることがないように誠意ある対応に努め、節度ある就職活動を実施する事が求められるため、適切な指導をお願いします。

就職活動中の学生に対するセクシュアルハラスメントについて

概要

- セクハラ防止指針は、令和元年6月5日に公布された女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号。以下「改正法」という。）に伴い改正されました。
- 改正法により事業主が職場におけるセクシュアルハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化等を行う際に、就職活動中の学生についても同様の方針を併せて示すことが望ましいこと。
- また、職場におけるセクシュアルハラスメントに類すると考えられる相談があった場合には、必要に応じて適切な対応を行うように努めることが望ましいこと等が規定されました。
- ⇒未だに悪質な就活セクハラ事案が見受けられるため、就活セクハラ防止を徹底する必要がある。

大学等で行われている取組の例

- ◆就活ガイダンス等において、ハラスメントにあった場合は大学へ相談するように伝え、実際に相談があった場合は、大学から企業へ申し入れを行う。
- ◆ハラスメントに遭わないよう十分注意して就活を行うよう、学生に対して一斉にメールを送信するなど、学生に対して注意喚起を行う。
- ◆OB訪問は、ある程度の距離を持つように学生にアドバイスし、不安があるときは大学に連絡するように伝える。
- ◆学生からの相談を受けた場合には、同じ企業の選考を受けている学生に対し注意喚起を行うことで未然に被害を防止する。
- ◆学生から相談を受けた場合には、カウンセラーによる学生の心のケアを実施する。 など

厚生労働省と文部科学省の取組

- （厚生労働省） https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24824.html
- 就活ハラスメント防止対策関係セミナー（出前講座）の実施
⇒大学等に雇用機会均等課職員を派遣（オンラインも可）、就活中にハラスメントにあわないため（あってしまったとき）にどうすればよいか、法令、対応のポイントや相談先等について解説
- 就活ハラスメントの被害にあった学生へのヒアリングの実施
⇒今後の行政における相談対応、企業指導に活かしていくことため、非公表で就活生の抱える悩みや行政への希望などをヒアリング（文部科学省） <https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000826838.pdf>
- 学生に対する就活ハラスメント関係の周知啓発
⇒厚生労働省と連携し、SNS等での情報発信

学生に対し学内の相談部署の周知、学生からの相談への適切な対応をお願いします。
また、都道府県労働局等に設置されている「**総合労働相談コーナー**」も適宜活用・連携し対応をお願いします。
【厚生労働省HP「総合労働相談コーナー」】
<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>

企業等の学生に対するハラスメントでお困りの際には



就職活動やインターンシップ中の ハラスメントに関するお悩みは 都道府県労働局にぜひご相談ください！

就職活動中等のハラスメントに関するお悩みは、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)にご相談ください(大学のキャリアセンターの担当者と一緒に相談いただくことも可能です)。

相談内容等に応じて雇用環境・均等部(室)では以下の対応を行います。

- 就職活動中の学生等へのハラスメント防止のための事業主への助言
- 就活セクハラ等についてのトラブルの解決援助 等

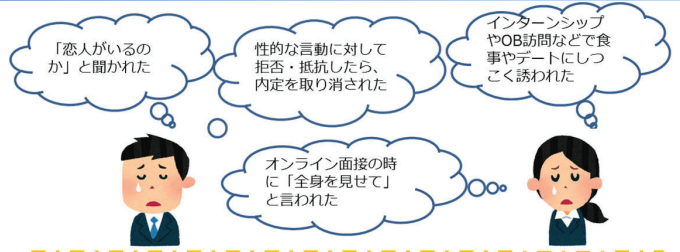
～就職活動におけるハラスメントにあわないために、知っておきたい2つのポイント～

- ①採用担当者との食事や飲酒、密室での面談、個人携帯メール等でのやりとりは避ける。
過去の就活セクハラ事件では、採用担当者、食事や飲酒の強要、個室での1対1の面談を求める行為、個人の携帯メールやLINE等で連絡を入れてくるといったことがありました。こういった不適切な要求等に応じる必要はありません。(多くの企業では、1人の社員が就活生の合否判定を決定するのではなく、複数の担当者が採用面接等に対応しています。)
- ②早い段階で相談を！
OB・OG訪問を含めて、就職活動の際には、これはハラスメントではないかと思ったら、自身の安全を守るためにも1人で抱え込まず、所属大学のキャリアセンター、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)などに早い段階で相談することをお勧めします。

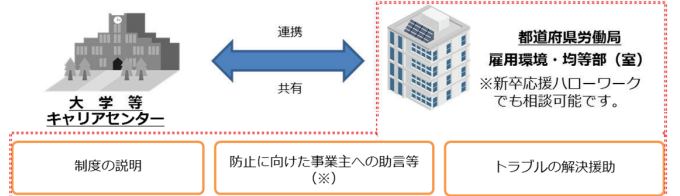
▶▶都道府県労働局雇用環境・均等部(室)一覧

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-3512-1611	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京都	075-241-0504	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-8940	高知	088-885-6027
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2740	兵庫	078-367-0820	福岡	092-411-4894
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2851	鳥取	0857-29-1709	熊本	096-352-3865
茨城	029-277-8295	長野	026-223-0551	島根	0852-31-1161	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-225-2017	宮崎	0985-38-8821
群馬	027-896-4739	静岡	054-252-5310	広島	082-221-9247	鹿児島	099-223-8239
埼玉	048-600-6210	愛知	052-857-0312	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4380
千葉	043-221-2307	三重	059-226-2318	徳島	088-652-2718		

相談は無料です。匿名でも大丈夫です。プライバシーは厳守されるので安心ください。
受付時間 8時30分～17時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>



- ★「これってハラスメントかも？」と思ったらどんなことでもご相談ください。
- ★プライバシーは厳守いたします。
- ★ご希望がない限り、相談があったことを企業には伝えません。



(※) 助言内容(例)
○事業主自らと労働者も、就活生等に対する言動について、セクハラ等が起きないように、必要な注意を払うよう努めること。
○職場において就活生等に対する言動についても、セクハラ等を行ってはならない方針を明確に示すこと。
○セクハラ等に類する相談があった場合には、雇用する労働者への措置を参考に、必要に応じて適切に対応すること。等

- ・大学のキャリアセンター、都道府県労働局(雇用環境・均等部(室))、新卒応援ハローワークのいずれでも相談可能です。
- ・事業主への助言等は都道府県労働局雇用環境・均等部(室)で行いますので、大学のキャリアセンター、新卒応援ハローワークに相談をした場合は、相談内容によっては雇用環境・均等部(室)に相談内容を共有して、対応することになります。

セクシュアルハラスメント・パワーハラスメントなどについては、法律等に基づき、行ってはならない旨の方針の明確化や相談窓口の設置など雇用管理上の防止措置義務が事業主に課されています。

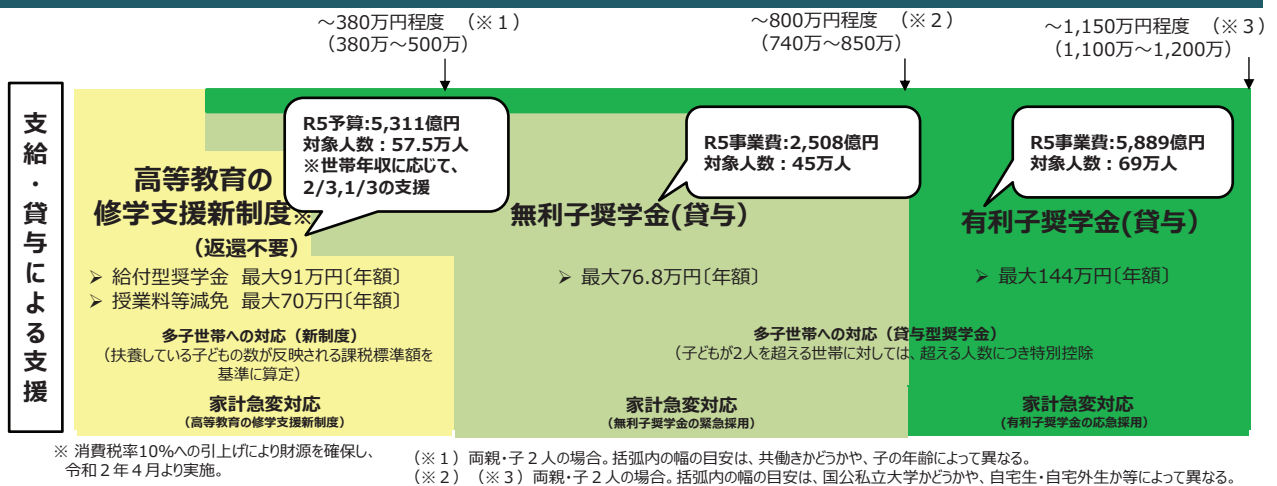
指針においては就職活動中の学生やインターンシップを行っている方に関しても、同様の方針の明確化や、相談があった場合の適切な対応等を行うことが望ましいとされています。

些細なことでも結構です。
就職活動中等のハラスメントに関するお悩みがある方は、ご相談を！

【経済的支援】

～令和6年度以降の奨学金制度の改正について～

日本学生支援機構の奨学金制度の概要（主に国内の大学に通う学生への支援）



貸与型奨学金の返還支援

無利子に利率はなし	固定利率／変動利率 令和5年3月貸与終了者 〔利率固定：0.905% 利率見直し：0.300%〕
所得連動型返還制度（所得の9%）	有利子に所得連動型返還制度はなし
減額返還制度 （一定期間、当初割賦金額を2分の1あるいは3分の1に減額。※年収325万以下（給与所得者）などの場合に対象）	
返還期限猶予制度 ➢ 経済困難（年収300万円以下（給与所得者））等の理由により、通算10年の猶予が可能。	
返還免除制度 ➢ 死亡または精神若しくは身体の障害 ➢ 業績優秀者免除制度（大学院生かつ無利子）	
自治体による地方の企業に就職する場合の返還支援制度 （36都府県、615市町村で実施〔R4〕。多くは、3～5年間、当該自治体内に就職かつ居住することで、当該自治体より返還を支援）	
企業が本人に代わって返還を行う支援（代理返還制度） （一部企業にて実施。企業は返還額を損金算入可。企業から機構に直接返還（※）することで、本人の所得とせず、課税の対象としない仕組み。※R3.4より実施）	

高等教育の修学支援新制度

2020年4月から新しい給付奨学金・授業料等減免制度がスタート！

対象になる学校は？

一定の要件を満たすことを国等が確認した
大学、短期大学、高等専門学校（4年・5年）、専門学校
に通う学生が支援を受けられます。

どんな学生が対象になるの？

要件を満たす学生全員が支援を受けられます。

世帯収入や資産の要件を満たしていること
住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯（※）

進学先で学ぶ意欲がある学生であること
成績だけで判断せず、レポートなどで学ぶ意欲を確認

将来、社会で自立し、活躍できるよう、しっかりと勉学に励むことが大切です

※ 生活保護世帯や社会的養護を必要とする者（児童養護施設や里親のもとで育てられている者）も本人の所得で判定し庶所得であれば支援対象（生活保護世帯の出身者は、父母が生活扶助を受けている者）

世帯収入によって支援を受けられる額が変わるの？

世帯収入に応じた3段階の基準で支援額が決まります。

例 4人家族（本人18歳・父〔給与所得者〕・母〔無収入〕・中学生）で、本人がアパートなど自宅以外から私立大学に通う場合の支援額（年額）

年収目安	支援額
～270万円 住民税非課税世帯（第Ⅰ区分）	給付型奨学金 約91万円 授業料減免 約70万円
～300万円 （第Ⅱ区分）	上限額の2/3 約61万円 約4.7万円
～380万円 （第Ⅲ区分）	上限額の1/3 約30万円 約2.3万円

注）年収目安はあくまでも一例です。兄弟姉妹の数や年齢等の世帯構成などで異なります

給付型奨学金の支給額は？

第Ⅰ区分（住民税非課税世帯）の場合は、下記の額が支給されます。
（第Ⅱ区分、第Ⅲ区分の場合は、それぞれ第Ⅰ区分の額の2/3、1/3）

給付型奨学金の支給額（年額）

区分	（住民税非課税世帯〔第Ⅰ区分〕の場合）		
	自宅通学	自宅外通学	
大学・短期大学・専門学校	国公立	約35万円	約80万円
	私立	約46万円	約91万円
高等専門学校	国公立	約21万円	約41万円
	私立	約32万円	約52万円

授業料・入学金のサポートは？

給付型奨学金の対象者は、授業料と入学金の減免を受けることができます。
（第Ⅱ区分、第Ⅲ区分の場合は、それぞれ第Ⅰ区分の額の2/3、1/3）

授業料等の免除・減額の上限額（年額）

区分	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

大学等の要件(機関要件)

○支援を受けた学生が大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し活躍できるように、**学問追求と実践的教育のバランスの取れた質の高い教育**を実施する大学等を対象機関とするための要件を設定。

1. **実務経験のある教員等**による授業科目が一定数※以上配置されていること。

※ 4年制大学の場合、13単位(標準単位数124単位の1割相当)

* オムニバス形式で多様な企業等から講師を招いて指導を行う場合や、学外でのインターンシップや実習等を授業の中心に位置付けているなど、主として実践的教育から構成される授業科目を含む。

* 学問分野の特性等により要件を満たすことができない学部等については、大学等が、やむを得ない理由を説明・公表することが必要。

2. 法人(大学等の設置者)の「**役員**」に**外部人材が2人以上**含まれること。

3. 授業計画書(シラバス)の作成、GPAなどの成績評価の客観的指標の設定、卒業の認定に関する方針の策定などにより、**厳格かつ適正な成績管理を実施・公表**していること。

4. 関係法令に基づき作成すべき**財務諸表等**(貸借対照表、収支計算書など)や、定員充足状況や**進学・就職の状況**など**教育活動に係る情報を公表**していること。

○教育の質が確保されておらず、大幅な定員割れとなり、経営に問題がある大学等について実質的に救済がなされることがないようにするための**経営要件を設定(私立学校のみ対象の要件)**。

▶次の3点いずれにも該当する場合は、対象機関としない。

① 直前3年度全ての収支計算書の「**経常収支差額**」がマイナス(法人の決算)

② 直前年度の貸借対照表の「**運用資産－外部負債**」がマイナス(法人の決算)

③ 直近3年度全ての在籍学生数が収容定員の**8割未満**※(大学等の状況)

※ 専門学校の経過措置 ~令和2年度:6割未満、令和3年度:7割未満、令和4年度~:8割未満

対象機関リストはこちら:http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1420041.htm

105

経営に係る要件の見直しに係る今後の予定や取扱い等について

I 経緯・概要

「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について」(令和4年5月10日教育未来創造会議第一次提言)及び「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和4年6月7日)を踏まえ、「高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議」において、昨年12月14日に「高等教育の修学支援新制度の見直しについて(報告)」が取りまとめられ、学校法人等の経営に係る要件(大学等における修学の支援に関する法律施行規則第3条第2号に規定する基準)については、下記枠内の内容のとおり見直しを行うこととなりました。

【要件の改正案】

下記の1.又は2.のいずれかに該当する場合、対象機関とはしない。

1. **収支差額や外部負債の超過に関する要件**

下記①・②いずれにも該当すること

①直前3年度全ての収支計算書の「**経常収支差額**」がマイナスであること

②直前年度の貸借対照表の「**運用資産－外部負債**」がマイナスであること

2. **収容定員に関する要件**

(大学・短期大学・高等専門学校の場合)

直近3年度全ての収容定員充足率が8割未満であること

但し、直近の収容定員充足率が5割未満に該当しない場合であって、直近の進学・就職率が9割を超える場合は、確認取消を猶予する。

(専門学校の場合)

直近3年度全ての収容定員充足率が5割未満であること

但し、地域の経済社会にとって重要な専門人材の育成に貢献していると設置認可権者である都道府県知事等が認める場合※は、確認取消を猶予する。

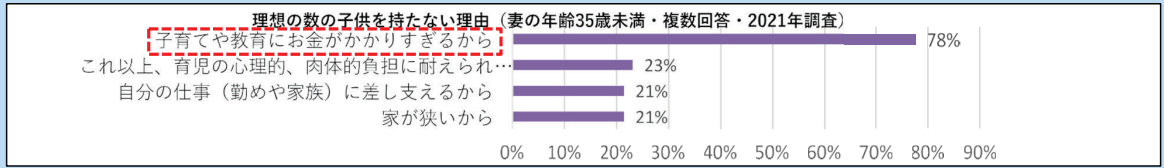
※ 各都道府県知事等の判断にあたっては、例えば、他の教育機関による代替の困難性や卒業生の地元就職率など、国として一定の判断基準を示す。

II 改正後の要件による機関要件確認審査の導入時期について

令和6年度の機関要件の確認審査から、改正後の要件による要件確認を実施する予定となりますので、改正後の要件に対応できるよう、適切に準備いただきますようお願い致します。

106

夫婦が理想の子供の数を持たない大きな理由の一つとして、**子育て・教育の費用**があるとの指摘。その割合は他の理由と比べても多い。また、**理想のこどもの数が3人以上の夫婦**でこの傾向が強い。



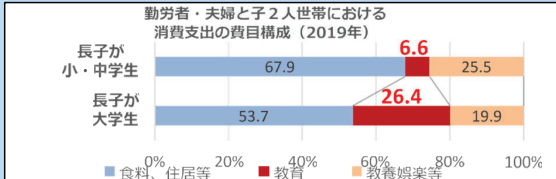
国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査(夫婦調査)」(2021年)より作成。その他の理由の項目については参考資料参照

背景・課題

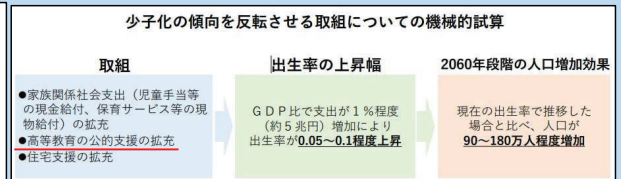
教育費の中で、特に負担が大きいのは高等教育費。

こども政策の強化に関する関係府省会議の有識者ヒアリングにおいても、多くの意見あり(※)。

※第2回、第3回においては、有識者より少子化対策上の効果を示唆する分析結果も紹介されたところ。



総務省「2019年全国家計構造調査」より作成。



令和5年第5回経済財政諮問会議資料1-2より抜粋。人口に占める子供の割合が国ごとに異なることや、必ずしも因果関係は示されないことに留意が必要との注記あり。赤線は当省にて記載。

方向性

- ① 「子育てや教育にお金がかかりすぎる」ために理想の数の子供を持たないという声がある中、財源を確保しつつ効果的な取組を進めていく(多子世帯への高等教育費の負担軽減など)。
- ② 進学・在学者向けの支援と併せ、貸与型奨学金の利用者が3人に1人という実態も踏まえ、既に就職した若者への支援として、**子育て世帯に更に配慮した貸与型奨学金の返還支援を実施していく。**

「こども未来戦略方針」の「加速化プラン」等に基づく高等教育費の負担軽減策について(令和6年度~)

学部段階(大学・短大・高専・専門学校)向け

1. 授業料減免等の中間層への拡大

授業料等減免と給付型奨学金をセットで行う「高等教育の修学支援新制度」について、子育て支援等の観点から、**多子世帯の中間層**に支援対象を拡大。あわせて**理工農系の中間層**にも拡大。



※多子世帯の学生等に対する授業料等減免について、執行状況や財源等を踏まえつつ、更なる支援拡充を検討する。

<支援対象>

- ・新規支援区分の対象は、世帯年収**600万円程度**(モデルケース)まで
- ・多子世帯支援:扶養する子の数が3人以上である世帯が対象
- ・理工農系支援:学問分野をまたがる学部・学科も、授与する学位の分野に理学・工学・農学が含まれば対象

<支給水準>

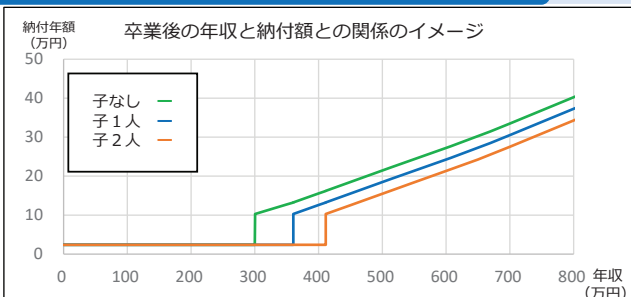
- ・多子世帯支援:全額支援の1/4支援
- ・理工農系支援:文系との授業料差額

※人文・社会科学系との授業料に差が生じていることに着目し、私立の学校を対象に支援

大学院生(修士段階)向け

2. 大学院(修士段階)の授業料後払い制度の創設

授業料について、卒業後の所得に応じた「後払い」とする仕組みを創設。卒業後の納付においては、特に、**子育て期の納付が過大とならないよう配慮**。



※修士段階に導入した上で、本格導入に向けた更なる検討を進める。その財源基盤を強化するため、「HECS債(仮称)」による資金調達手法を導入する。

<「後払い」とできる授業料上限>

- ・国公立については、国立授業料の標準額(約54万円)
- ・私立については、私立の授業料の平均的な水準(約78万円)までとする予定

<卒業後の納付>

- ・所得に応じた納付が始まる本人年収基準は300万円程度
- ・上記年収を上回る場合:課税対象所得の9%を納付
- ・子育て期の納付に配慮し、例えば、こどもが2人いれば、本人年収**400万円程度**までは所得に応じた納付は始まらない

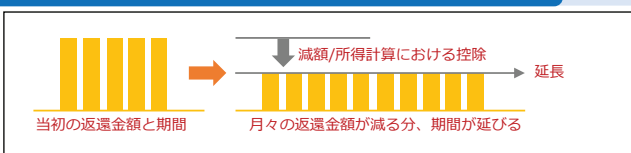
※学生本人の年収が約300万円以下の場合に利用可能とする

※令和6年秋入学者及び修学支援新制度の対象者であって令和6年度に修士段階へ進学する者を対象として開始予定

卒業して貸与型奨学金を返還している方向け

3. 貸与型奨学金における減額返還制度・所得連動返還方式の見直し

- ・定額返還における月々の返還額を減らす制度(※返還総額は不変)について、**要件等を柔軟化**。
- ・所得連動返還方式における返還額の算定のための所得計算を見直し。



<減額返還制度>

- ・利用可能な年収上限について、本人年収325万円以下から**400万円以下**に引き上げる
- ・こども2人以上世帯は500万円以下、こども3人以上世帯は600万円以下まで更に引き上げ
- ・返還割合の選択肢を増加(1/2又は1/3 → 2/3、1/2、1/3、1/4の4種類)

<所得連動返還方式>

- ・返還額の算定のための所得計算においてこども1人につき33万円の所得控除を上乗せ

Ⅲ-1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

1. ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組

（4）高等教育費の負担軽減～奨学金制度の充実と「授業料後払い制度（いわゆる日本版HECS）」の創設～

○ まず、貸与型奨学金について、奨学金の返済が負担となっており、結婚・出産・子育てをためらわないよう、減額返還制度を利用可能な年収上限について、325万円から400万円に引き上げるとともに、子育て時期の経済的負担に配慮する観点から、こども2人世帯については500万円以下まで、こども3人以上世帯については600万円以下まで更に引き上げる。また、所得連動方式を利用している者について、返還額の算定のための所得計算においてこども1人につき33万円の所得控除を上乗せする。

○ 授業料等減免及び給付型奨学金について、低所得世帯の高校生の大学進学率の向上を図るとともに、2024年度から多子世帯や理工農系の学生等の中間層（世帯年収約600万円）に拡大することに加え、執行状況や財源等を踏まえつつ、多子世帯の学生等に対する授業料等減免について更なる支援拡充（対象年収の拡大、年収区分ごとの支援割合の引上げ等）を検討し、必要な措置を講ずる。

○ 授業料後払い制度について、まずは、2024年度から修士段階の学生を対象として導入した上で、本格導入に向けた更なる検討を進める。その財源基盤を強化するため、Ⅲ-2. で後述するHECS債（仮称）による資金調達手法を導入する。

Ⅲ-2. 「加速化プラン」を支える安定的な財源の確保

（財源の基本骨格）

⑥ 上記の安定財源とは別に、授業料後払い制度の導入に関して、学生等の納付金により償還が見込まれること等を踏まえHECS債（仮称）による資金調達手法を導入する。

Ⅲ-3. こども・子育て予算倍増に向けた大枠

○ 「加速化プラン」の予算規模は、現時点ではおおむね3兆円程度となるが、さらに、本戦略方針に盛り込まれている施策のうち、高等教育費の更なる支援拡充策、今後「こども大綱」の中で具体化する貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児に関する支援策について、今後の予算編成過程において施策の拡充を検討し、全体として3兆円半ばの充実を図る。

Ⅳ. こども・子育て政策が目指す将来像とPDCAの推進

～ こどもと向き合う喜びを最大限に感じるための4原則 ～

1. こどもを生み、育てることを経済的理由であきらめない

○ 第一に、こどもを生み、育てることを経済的理由であきらめない社会の実現である。このため、「加速化プラン」の「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組」に基づき実施する施策を着実に進め、その実施状況や効果等を検証しつつ、高等教育費の負担や奨学金の返済などが少子化の大きな要因の一つとなっているとの指摘があることに鑑み、奨学金制度の更なる充実や授業料負担の軽減など、高等教育費の負担軽減を中心に、ライフステージを通じた経済的支援の更なる強化や若い世代の所得向上に向けた取組について、適切な見直しを行う。

109

第4章 中長期の経済財政運営

5. 経済社会の活力を支える教育・研究活動の推進

（質の高い公教育の再生等）

（略）

家庭の経済事情にかかわらず、誰もが学ぶことができるよう、安定的な財源を確保しつつ、高等教育費の負担軽減を着実に進める。2024年度から、授業料等減免及び給付型奨学金の多子世帯や理工農系の学生等の中間層への拡大、大学院修士段階における授業料後払い制度の創設及び本格導入に向けた更なる検討、貸与型奨学金における減額返還制度の年収要件等の柔軟化による拡充を図るとともに、多子世帯の学生等に対する授業料等減免について、執行状況や財源等を踏まえつつ、更なる支援拡充を検討し、必要な措置を講ずる。地方自治体や企業による奨学金返還支援など多様な学生支援の取組の促進、初等中等教育段階も含めた関係者への周知等を図る。

Ⅲ. 人への投資・構造的賃上げと「三位一体の労働市場改革の指針」

（9）三位一体の労働市場改革の指針の関連事項

③高等教育費の負担軽減

授業料等減免及び給付型奨学金について、低所得世帯の高校生の大学進学率の向上を図るとともに、来年度から多子世帯や理工農系の学生等の中間層（世帯年収約600万円）に拡大することに加え、執行状況や財源等を踏まえつつ、多子世帯の学生等に対する授業料等減免について更なる支援拡充（対象年収の拡大、年収区分ごとの支援割合の引上げ等）を検討し、必要な措置を講ずる。

授業料後払い制度について、まずは、来年度から修士段階の学生を対象として導入（注）した上で、本格導入に向けた更なる検討を進める。

（注）所得に応じた納付が始まる年収基準は300万円程度とするとともに、子育て期の納付に配慮し、例えば、こどもが2人いれば、年収400万円程度までは所得に応じた納付は始まらないこととする。

110

奨学金制度の改正(授業料免除等の中間層への拡大)に係るFAQ

【制度全般】

- この制度は、いつから始まるのですか。
⇒令和6年度から開始予定です。(令和6年4月に入学する方・令和6年4月時点で前年度から在学中の方、いずれの学生も対象となります。)
- 支援対象は、世帯年収がいくらまでですか。
⇒新たに支援する区分(第IV区分)の対象となる方は、モデルケースで世帯年収600万円程度(申請時点での年収)までです。
- モデルケースとは何ですか。
⇒モデルケースでは、父(給与所得者)、母(無収入)、本人(18歳)、中学生以下のきょうだい、の4人(子供3人の場合は5人)世帯を想定しており、この場合は世帯年収600万円程度としています。家族構成や就業形態に応じて年収上限が変わります。
- なぜ、600万円程度なのですか。
⇒今回の改正により、現行制度の対象となっていない中間所得層へ対象範囲を拡大する目的で、収入基準を引き上げました。
- いつ申し込めば良いですか。
⇒令和6年度から新たに支援する区分の対象となる方については、在学採用(令和6年4月に新たに入学する方も、前年より在籍中の方も、4月以降に在籍する大学等を通じて申し込み)になる予定です。
現行制度の対象(非課税世帯～年収380万円程度までを対象)となる方については、これまでと同様に進学前の高校3年生時に高校を通じて申し込むことが可能です。

111

奨学金制度の改正(授業料免除等の中間層への拡大)に係るFAQ

【多子世帯支援】

- 多子世帯支援の支援対象は、どうなるのですか。
⇒扶養するお子さんの人数が3人以上である世帯の学生の方が対象となります。
- 多子世帯支援の場合、いくら支援されるのですか。
⇒全額支援となる第I区分の4分の1(例えば私立大学に自宅外から通う場合、授業料減免と給付型奨学金を合わせて約40万円)の支援になります。
- 「扶養する子供が3人以上」とは、どういう意味ですか。
⇒申し込んだ時点で、扶養されているお子さんが3人以上であることとしています。仮にそのご家庭にお子さんが3人いたとしても、一番上のお子さんが社会人となって扶養から外れていれば、「扶養する子供」の数としては2人になります。
- 多子世帯支援とは、3人目の子が対象になるのですか。
⇒申し込んだ時点で、扶養されているお子さんが3人以上であることとしていますので、例えば、一番上のお子さんが大学生、下のお子さん2人が高校生以下である場合、一番上の大学生のお子さんは条件を満たしていることになります。
- どうして「扶養する子供」という条件があるのでしょうか。
⇒同時に複数のお子さんを扶養されていることの負担を軽減するためにこのような条件としました。
- 多子世帯支援と理工農系支援の両方に該当する場合、どちらが優先されますか。
⇒原則、多子世帯支援が優先されます。

112

奨学金制度の改正(授業料免除等の中間層への拡大)に係るFAQ

【理工農系支援】

- 理工農系支援の支援対象は、どうなるのですか。
⇒私立の大学・短大・高等専門学校・専門学校に通う学生の方が対象となります。
- 理工農系支援の場合、いくら支援されるのですか。
⇒人文社会科学系等の授業料平均との差額を支援する予定です。
- 理工農系支援の対象校(対象学部・学科)は、いつ分かりますか。
⇒対象となる予定の私立学校の理工農系学部・学科について、リストを公表しました。
以下のリンクから御確認下さい。
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1421838_00004.htm
トップ > 教育 > 大学・大学院、専門教育 > 高等教育の修学支援新制度 > 高等教育の修学支援新制度の対象機関(確認大学等) > 私立学校の理工農系学部・学科のリスト(予定)
- 理工農系支援とは、どの学部・学科が対象ですか。学部・学科の名称だけでは判断つきません。
⇒授与する学位の分野に理学・工学・農学が含まれていれば対象になります。また、学問分野をまたがる学部・学科も、理学・工学・農学が含まれば対象となります。なお、専門学校の場合は、学科の属する分野が工業関係・農業関係の学科が対象となります。
対象となる予定の私立学校の理工農系学部・学科について、リストを公表しておりますので、具体的な学部・学科は上記のリンクから御確認下さい。
- 多子世帯支援と理工農系支援の両方に該当する場合、どちらが優先されますか。
⇒原則、多子世帯支援が優先されます。

113

(独) 日本学生支援機構 貸与型奨学金 第一種(無利子) 奨学金

対象となる学校は？

大学院・大学(学部)・短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程)

対象となる人は？

進学前に第一種奨学金を申し込む場合。

学力基準

申込時までの高等学校等での成績が
評定平均値(5段階評価)で平均3.5以上
なお、3.5未満でも、以下の人は学修意欲が
学校で確認できた場合は対象
・住民税(市区町村民税)非課税世帯・生活保護
受給世帯の生徒または社会的養護を必要と
する人(児童養護施設の入所者等)
※大学、短期大学、専修学校(専門課程)に進学する場合の
基準です。

家計基準(4人世帯の場合)

申込時の家計(年収の目安)が
・給与所得世帯 803万円以下
・給与所得以外の世帯 552万円以下(所得)
※上記はあくまで標準的なモデルに基づく目安です。
詳細は「進学資金シミュレーター」をご利用ください。

毎月いくら借りられるの？

学校の種類や通学形態、入学年度によって金額は異なります。

月額の 種類	大 学				短期大学・専修学校(専門課程)			
	国・公立		私立		国・公立		私立	
	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外
最高月額	45,000円	51,000円	54,000円	64,000円	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円
その他		40,000円	40,000円	50,000円			50,000円	
	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	40,000円	40,000円	40,000円	40,000円
	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円

※大学院、高等専門学校の場合、選べる貸与月額が異なります。

月額選択の際の注意点

- ! **上限の最高月額を借りられない人もいます**
家計収入(年収)が一定額以上の場合は、各区分のその他の月額から選択いただけます。第一種奨学金は、国民の皆さまからの税金などの公的資金と元奨学金からの返還金が財源となっています。限られた財源の中でより多くの方に利用いただけるよう、このような制限が設けられています。
- 月額が制限される人もいます**
給付奨学金制度の対象者が、第一種奨学金を併せて利用する場合、第一種奨学金の月額が制限されます(希望する月額が貸与されない場合があります)。ただし、その分、給付奨学金に併せて授業料等減免を利用することができます。

奨学金を返す方法は？

例:私立大学(自宅外)、貸与月額50,000円、貸与月数48ヵ月

どちらか選べます!

所得連動返還方式
返す月額を毎年見直し

所得に応じた月額で返還

例 年収:300万円 → 月額:約 8,600円
年収:450万円 → 月額:約 15,400円

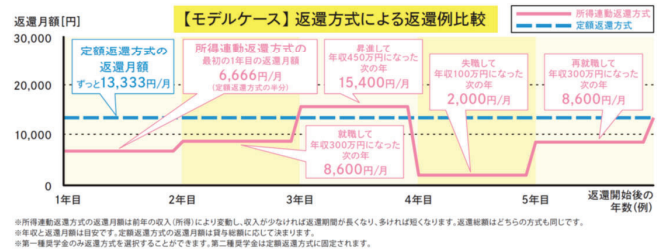
特 徴
所得があまり高くない時でも、
無理のない月額で返還できるので、
将来のリスクに備えられます。

定額返還方式
返還完了まで返す月額が同じ

借りた総額に応じた月額で返還

例 5万円を4年間(240万円)借りた場合
→ 月額:約13,333円(15年間)

特 徴
最後まで同じ月額で返還するので、
返還の計画がたてやすくなります。



定額返還方式の返還の月額と期間は、借りた金額で決まります

例:2023年度大学(学部)入学者、貸与月数48ヵ月

在学中 卒業後

私立大学(自宅外)で月々5万円借りると... 月々 約13,333円×180回(15年)
総額 240万円 総額 240万円

114

(独) 日本学生支援機構 貸与型奨学金 第二種 (有利子) 奨学金

対象となる学校と借りられる金額は？

対象校：大学院、大学(学部)、短期大学、高等専門学校(4,5年生)、専修学校(専門課程)
貸与月額：2万円～12万円(1万円単位)で選択(大学院の場合、選べる貸与月額が異なります)

以下の場合、増額することも可能です。
・私立大学の医・歯学の課程…12万円に4万円を増額
・私立大学の薬・獣医学の課程…12万円に2万円を増額

自分で決められます

対象となる人は？

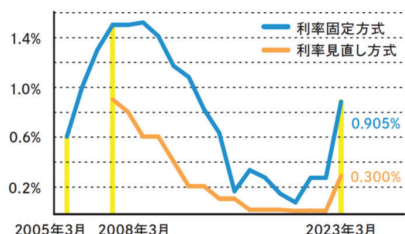
進学前に第二種奨学金を申し込み場合。

学力基準	家計基準(4人世帯の場合)
以下のいずれかに該当 ・高等学校等での申込時までの成績が学校の平均水準以上 ・特定分野で特に優れた資質能力がある ・大学などで学修意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがある	申込時の家計(年収の目安) ・給与所得世帯 1,250万円以下(収入) ・給与所得以外の世帯 892万円以下(所得) ※上記はあくまで標準的なモデルに基づく目安です。詳細は「進学資金シミュレーター」をご利用ください。

※大学、短期大学、専修学校(専門課程)に進学する場合の基準です。

利率はどれくらいなの？

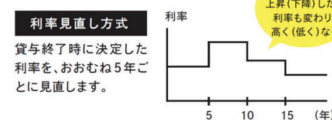
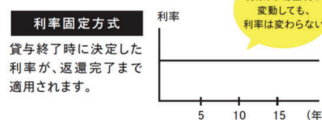
極めて低く設定されています。2023年3月は、0.905%(利率固定方式)、0.300%(利率見直し方式)でした。



どちらの利率の算定方式を選んでも、利率の上限は年3%と法令で決まっています。

利率はずっと変わらないの？

奨学金を申し込む時に、以下のどちらかを選択しますので、それにより、利率は異なります。利率が決まるのは、貸与が終了するときです。その前に、変更することも可能です。



返還の月額と期間は、借りた金額と利率で決まります

在学中	卒業後
借りた奨学金は 月々3万円×48ヵ月 総額1,440,000円	利率固定(年0.905%の場合) 月々9,827円×156回(13年) 総額1,533,233円 利率見直し(年0.300%の場合) 月々9,426円×156回(13年) 総額1,470,479円

利率と返還金額は貸与終了時に決まるため、目安として2023年3月貸与終了者の利率で試算しています。また、利率見直しは返還開始当初の利率が変わらないものとして試算しています。

いくら借りたら、いくら返すの？

奨学金の貸与額と返還額を試算することができるWebサイトがあります。

返還シミュレーション 検索



※(独)日本学生支援機構「高校教員向け『進学マネー・ハンドブック』」から抜粋

家計が急変した学生等への支援について (高等教育の修学支援新制度 ~授業料等減免・給付型奨学金~)

趣旨

高等教育の修学支援新制度(授業料等減免+給付型奨学金)は、住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯を対象として支援。住民税は、前年所得をもとに算定されているが、予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込により要件を満たすことが確認できれば、支援対象とする。

家計を急変させる予期できない事由(急変事由)

生計維持者(学生の父母等)の死亡、事故・病気(による就労困難)、失職(※1)、災害等 父母等による暴力等からの避難(※2)
(※1) 失業について、定年退職や正当な理由のない自己都合退職等の自発的失業は含まない。
(※2) 公的機関による保護証明書が必要。2022年7月1日より申請受付



	原則	家計急変の場合の特例
申込	年2回(4月始期分、10月始期分)	随時
支援開始時期	4月始期 又は 10月始期	随時(認定後速やか) ※申請日の属する月の分から支給開始
対象者	家計、学業その他の要件を満たす者	急変事由が生じた者のうち、家計、学業その他の要件を満たす者
所得基準	住民税非課税世帯・これに準ずる世帯について、下記の算式により判定 市町村住民税所得割 課税標準額×6% - (調整控除の額+税額調整額)	左記に準ずる額(年間所得の見込額を基に基準額を算定)
判定対象となる所得	前年所得 ※機構はマイナンバーで住民税情報を捕捉	急変事由が生じた後の所得 ※給与明細や帳簿等で確認
支援区分の変更 支援額(例)	毎年、夏に最新の住民税情報を確認し、10月分の支援から、支援区分を見直し(年1回)	3ヵ月毎に、急変事由が生じた後の所得を確認し、都度、支援区分を見直し(一定期間経過後は通常の扱いに戻す)

	授業料等減免		給付型奨学金	
	入学金	授業料	自宅生	自宅外生
国公立大学	約28万円	約54万円	約35万円	約80万円
私立大学	約26万円	約70万円	約46万円	約91万円

※左記は住民税非課税世帯の場合。準ずる世帯の場合は2/3又は1/3。

※短期大学、高専、専門学校はそれぞれ支援額が異なる。

家計が急変した学生等への支援について（貸与型奨学金）

○ 保護者の失職、倒産や災害等により家計が急変し、緊急に奨学金貸与の必要が生じた学生・生徒に対応する。（平成11年度創設）

	緊急採用（無利子）奨学金	応急採用（有利子）奨学金
対象学校種	大学・短大、大学院（修士課程・博士課程）、高等専門学校、専修学校専門課程の学生・生徒	大学・短大、大学院（修士課程・博士課程）、高等専門学校（4・5年生）、専修学校専門課程の学生・生徒
学力基準	学修意欲がある者	学修意欲がある者
家計基準	家計急変（失職、災害等）後の年間所得見込額で基準を満たすかどうか判定 （基準）一定年収（700～1,290万円※）以下 ※子ども1人～3人世帯の場合	家計急変（失職、災害等）後の年間所得見込額で基準を満たすかどうか判定 （基準）一定年収（870～1,670万円※）以下 ※子ども1人～3人世帯の場合
採用時期	随時	随時
貸与月額	通常の第一種奨学金（無利子）と同額	通常の第二種奨学金（有利子）と同額

貸与月額 ※貸与月額は学生等が選択（下表の通り上限額あり）

	大 学				短期大学・高等専門学校(4・5年生)・専修学校(専門課程)			
	国公立		私立		国公立		私立	
	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外
最高月額	45,000円	51,000円	54,000円	64,000円	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円
その他の月額			50,000円				50,000円	
	40,000円		40,000円	40,000円	40,000円		40,000円	40,000円
	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円
	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円

第二種奨学金（有利子）

2万円～12万円（1万円単位）

※私立大学 医・歯学課程12万円を選択した場合、4万円の増額可
※私立大学 薬・獣医学課程12万円を選択した場合、2万円の増額可

（参考）【第二種奨学金 貸与利率（令和5年3月現在）】

- ・利率見直し方式：0.300%
- ・利率固定方式：0.905%

※家計収入（年額）が一定額以上の場合、各区分のその他の月額から選択します。
※給付型奨学金と合わせて利用する場合は、上表の月額が調整されます。

117

スカラシップ・アドバイザーについて

学校ご担当者様へ

スカラシップ・アドバイザー 派遣事業をご活用ください!

スカラシップ・アドバイザーとは？
日本学生支援機構の研修を修了し、「スカラシップ・アドバイザー」の認定を受けたファイナンシャル・プランナーです。



スカラシップ・アドバイザーが

- 進学費用準備のための資金計画の説明・助言等を行うことにより、高校生や保護者などが進学を考えるにあたっての、経済的な不安の解消をお手伝いします。
- 安心して奨学金を利用するための知識を提供します。

・日本学生支援機構が「スカラシップ・アドバイザー」を派遣し、「奨学金等進学資金ガイダンス」を実施します。

・高等学校の場合は、進学説明会や「総合的な学習の時間」だけではなく、そのほか、PTAや教育委員会主催の進学説明会、セミナーなどにも是非ご活用ください。

・大学等の場合は、学校説明会やオープンキャンパスでの奨学金や進学のための資金計画の説明会などには是非ご活用ください。

・派遣料は無料です。

「奨学金等進学資金ガイダンス」内容

- ①全体説明（50～90分程度）
 - ・大学等への進学のための資金計画の説明
 - ・奨学金事業の概略の説明 など
- ②個別相談（30～90分程度 希望がある場合）
 - ・資金計画の作成への助言 など

※奨学金申込みの事務手続き・推薦事務に係る説明については、ガイダンス内容の範囲外となりますので、予めご了承ください。
※ガイダンス開催予定日の1ヶ月前までにお申込みください。



申込方法、本事業の詳細は、こちらをご覧ください。
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/adviser/index.html>
スカラシップ・アドバイザー 検索



独立行政法人
日本学生支援機構
JASSO Japan Student Services Organization

貸与型奨学金の返還支援制度

卒業生が奨学金を無理なく返還できるよう、日本学生支援機構（JASSO）などでは以下の取組を進めています。

1. 「JASSO」月々の返還負担を軽減します！

※日本学生支援機構 奨学金相談センター 0570-666-301
9:00~20:00 月曜日~金曜日（土日祝日年末年始除く）

返還が難しくなったら、まずはJASSOに相談することが大切です。

新卒者については、証明書類の提出が不要です！

災害、傷病、経済困難などで奨学金を返還できないときは以下の制度を利用できます。 ※返還すべき元金や利率の総額は変わりません。

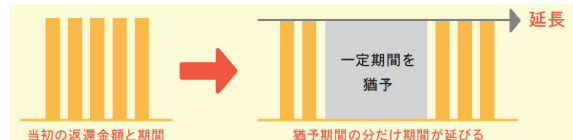
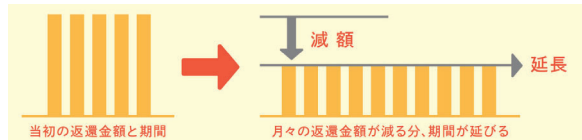
●減額返還制度

減額すれば返還を継続できるという人は、月々の返還金額を、2分の1または3分の1に減らすことができます。その分、返還期間が延長されます。

●返還期限猶予制度

月々の返還を猶予することができます。その分、返還完了までの期間が延長されます。

詳しい制度の内容はこちらからご覧ください。



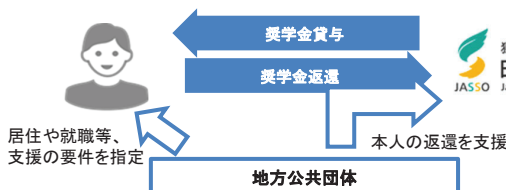
日本学生支援機構HP

2. 「地方公共団体※」奨学金の返還を支援しています！

※実施数：36都府県、615市区町村（令和4年度時点）

地方公共団体が指定する地域企業へ就職する等の要件を満たすことで、地方公共団体が奨学金の返還を支援する地方創生の取組が全国に広がっています。

(例)・3年間認定企業で就業することで返還額の2分の1を支援。
・県内に居住、就業することで総額100万円を支援。 など



奨学金返還支援に取り組む地方公共団体はこちらからご覧ください。



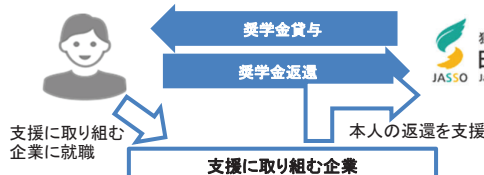
内閣府特設HP

3. 「企業※」奨学金の返還を支援しています！

※実施数：1,158社（令和5年9月末時点）

奨学金を受けていた社員に対して、奨学金の返還を支援してくれる企業があります。

(例)・一定の勤続年数を満たした社員の返還額を支援。
・20代の若手社員の返還を支援 など



奨学金返還支援に取り組む企業はこちらからご覧ください。



日本学生支援機構HP

119

経済的に困難な学生等が活用可能な支援策（令和5年1月～）※学生等向け

授業料や学生生活に係る費用にお悩みの学生等へ

返済不要！

高等教育の修学支援新制度

（年収～380万円程度（両親・子2人世帯の場合））

○ **授業料等減免** 年額最大70万円
（住民税非課税世帯・私立大学生の場合。別途入学金も支援。）

高等教育の修学支援新制度
特設HPはこちら



○ **給付型奨学金** 年額最大91万円
（住民税非課税世帯・私立大学の自宅外生の場合。）

※令和5年4月から各学校で申込受付開始

大学等独自の授業料等減免など

（「高等教育の修学支援新制度」対象外の世帯）

経済的に困難な学生等に対しては、大学等において**授業料の納付猶予**や**大学等独自に授業料等減免**を行っている場合もありますので、個別に大学等に御相談ください。

「高等教育の修学支援」
公式キャラクター
・まねご先生（左）
・まなびーニャ（右）



具体的な要件
申請手続きの詳細
その他支援策はこちら



日本学生支援機構（JASSO）の貸与型奨学金

無利子：年収～800万円程度
有利子：年収～1,140万円程度（両親・子2人世帯の場合）

- **無利子** 月額最大6.4万円（年額76.8万円）の貸与
- **有利子** 月額最大12万円（年額144万円）の貸与

※令和5年4月から各学校で申込受付開始

返還に際しても、収入が一定額以下の場合、返還を猶予したり、返還月額の減額、自治体や企業が代わって返還する制度など、様々な支援策を整備

その他支援策

生活に困難な方のその他支援策

- 国の教育ローン **学生1人に最大450万円融資**：日本政策金融公庫
- 生活福祉資金貸付制度（教育支援資金） **最大月6.5万円無利子で貸付**：都道府県社会福祉協議会
- 母子父子寡婦福祉資金貸付金 ※ひとり親家庭のみ：都道府県・政令市・中核市 等

目 次

1. 短期大学の現状
2. 高等教育政策の動向
 - (1) 中央教育審議会の審議状況等
 - (2) 教育未来創造会議
3. 大学設置基準等の一部改正
4. 短期大学の設置等に係る手続き
5. 大学入学者選抜
6. 数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度
7. ハラスメントの防止
8. 学生支援の状況
9. 令和6年度概算要求

高等教育局主要事項 – 令和6年度概算要求 –



高等教育機関の多様なミッションの実現

基盤的経費の充実、改革インセンティブとなるメリハリある重点配分の徹底、高専の高度化・国際化の推進

◆ 国立大学改革の推進 1兆1,159億円 (1兆834億円)

- 教育研究組織改革や設備整備などの活動基盤に対する支援、社会的インパクト創出に向けた支援、成果に基づく配分などを通じ、自らのミッションに基づき自律的・戦略的な経営を進め、社会変革や地域の課題解決を主導する国立大学を支援

◆ 高等専門学校の高度化・国際化 729億円★ (628億円)

- 社会ニーズに対応した、デジタル、AI、半導体・蓄電池等先端分野の教育、アントレプレナー教育、学生の海外派遣、女子学生支援等の充実や練習船の建造など、高等専門学校の機能の高度化・国際化を推進

◆ 私立大学等の改革の推進等 4,489億円★ (4,086億円)

- 私立大学や高校等の運営に必要な経常的経費を確保するとともに、私立学校施設の耐震化等、教育・研究装置等の整備を支援

日本人学生の留学派遣、外国人留学生の受入れ・定着、教育の国際化の推進

◆ グローバル社会で我が国の未来を担う人材の育成 463億円 (372億円)

- 大学の国際化によるソーシャルインパクト創出支援事業 60億円 (新規)
 - 教育の海外展開により、日本の大学の存在感を世界に発揮するとともに、大学が核となって地域とともに国際化を図ることにより、高度グローバル人材の育成・定着とその基盤となる多様な人材が活躍できる共生社会の実現に向けた環境整備等を行い、優秀な留学生に選ばれる環境を構築
- 大学の世界展開力強化事業 22億円 (13億円)
 - 我が国の高等教育の国際競争力の向上を図るため、国際化を徹底して進める大学を支援するとともに、我が国にとって戦略的に重要な国・地域との間で、質保証を伴った学生交流等を推進する国際教育連携やネットワーク形成の取組を支援
- 大学等の留学生交流の支援等 114億円 (78億円)
 - 奨学金等支給による経済的負担の軽減、海外大学との協定に基づく留学生派遣の支援を拡充（早期留学経験により留学機運を醸成しつつ中長期留学の重点的促進）するとともに、協定に基づく留学生受入れの支援も拡充。
- 優秀な外国人留学生の戦略的な受入れ 268億円 (255億円)
 - 戦略的な留学生受入れのための情報収集・分析、海外における関係機関の連携により日本留学に関する情報発信を強化し、優秀な外国人留学生の我が国への受入れを促進するとともに、世界から優秀な学生を受け入れ、国内定着を促進するため、奨学金の効果的な活用や外国人留学生の国内就職等に資する取組を支援

高度専門人材の育成等の推進

◆ 高度医療人材の養成・大学病院改革の推進

- 医師の働き方改革に伴う大学病院改革緊急パッケージ **120億円 (新規)**
 - 医師の働き方改革に対応しつつ、大学病院が担う我が国の医学教育・研究の維持発展や地域ニーズに応じた診療体制を確保するため、大学本部を巻き込んだ大学病院の抜本的構造改革を推進し、持続可能な大学病院経営の実現を目指す大学を支援
- 社会的な要請に対応できる看護師の養成事業 **3億円 (新規)**
 - 医療的ケア児支援における指導的立場等の看護師養成や、改正感染症法の改正に基づく重症患者に対応できる看護師養成といった、社会的要請に対応できる看護師養成を推進

◆ 数理・データサイエンス・AI人材育成の推進

- デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業～Xプログラム～ **10億円 (5億円)**
 - 人文・社会科学等の分野の特色ある研究科等において、実務家教員の導入などにより数理・データサイエンス・AI教育を強化し、課題の設定・解決や新たな価値を生み出すことができる文理横断的なデジタル人材を輩出する学位プログラムの構築等を推進
- 数理・データサイエンス・AI教育の充実・全国展開の推進 **19億円 (19億円)**
 - リテラシー・応用基礎レベルのモデルカリキュラムを踏まえた各大学等の成果及び先進的な取組を全国へ普及・展開するとともに、数理・データサイエンス・AIを教えることのできるエキスパートレベルの人材育成を推進

◆ 大学院における教育改革の推進

- 人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業 **7億円 (2億円)**
 - 国内の複数大学院や海外大学院、産業界・国際関係機関等との連携による、ネットワーク型の教育研究やキャリア支援を通じて、社会の期待に応える新たな人文社会・社会科学系の高度人材養成モデルの構築を支援
- ◆ このほか、世界最高水準の教育力と研究力を結集した学位プログラムの構築・実践を通じた博士人材の育成やがん医療の高度化に対応できる医療人を養成するための拠点形成、障害のある学生の修学・就職支援を促進するための事業等について概算要求

誰もが学ぶことができる機会の保障

各教育段階の負担軽減による学びのセーフティネットの構築

◆ 高等教育の修学支援の確実な実施 (こども家庭庁計上分含む) **事項要求 (6,314億円)**

- 高等教育の修学支援新制度の多子世帯や理工農系の学生等の中間層への対象拡大 (こども家庭庁に予算計上)
- 大学院 (修士段階) における授業料後払い制度の創設
- 貸与型奨学金における減額返還制度の見直し
- ※ 教師人材確保方策として、奨学金の返還支援も検討

※ () 書さは令和5年度予算額。★が付く項目は事項要求も行う。

123

私立大学等の改革の推進等

～チャレンジする私立学校の主体的な改革を後押しする総合的な支援の充実～

令和6年度要求・要望額
(前年度予算額)

4,489億円 + 事項要求
4,086億円

私立大学等経常費補助 **3,071億円 (2,976億円)**

(1) 一般補助 **2,833億円 (2,771億円)**

- 大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費を支援
- 教育の質に係る客観的指標等を通じたメリハリある資金配分により、教育の質の向上を促進

(2) 特別補助 **237億円 (205億円)**

- 「Society5.0」の実現や地方創生の推進等、我が国が取り組む課題を踏まえ、自らの特色を活かして改革に取り組む大学等を重点的に支援
- 私立大学等改革総合支援事業 **112億円 (112億円)**
 - 特色ある教育研究の推進や地域社会への貢献、社会実装の推進など、自らの特色・強みを活かした改革に全学的・組織的に取り組む大学等を支援
- 少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援 **35億円 (新規)**
 - 少子化時代において、日本の未来を支える人材育成を担う新たな私立大学等のあり方を提起し、将来を見据えたチャレンジや経営判断を自ら行う「経営改革計画」の実現等を支援。
※別途、経営DXの推進等、チャレンジする私学への効果的な支援体制を構築する。
- 研究施設等運営支援及び大学院等の機能高度化への支援 **128億円 (117億円)**
- 私立大学等における数理・データサイエンス・AI教育の充実 **8億円 (7億円)**

私立高等学校等経常費助成費等補助 **1,056億円 (1,020億円)**

(1) 一般補助 **875億円 (851億円)**

- 都道府県による私立高等学校等の経常的経費への助成を支援
- 幼児児童生徒1人当たり単価の増額
- 幼稚園教諭の人材確保支援

(2) 特別補助 **145億円 (137億円)**

- 建学の精神等を踏まえた各私立高等学校等の特色ある取組を推進するため、都道府県による助成を支援
- 個別最適な学びを目指した学習環境の整備や、外部人材を配置する学校への支援
- 特別な支援が必要な幼児の受入れに係る支援や、多様な預かり保育を実施する幼稚園に対する支援
- 家計急変世帯への支援等、経済的理由で児童生徒が修学を断念することのないよう、授業料減免により支援

(3) 特定教育方法支援事業 **36億円 (32億円)**

- 特別支援学校等の教育の推進に必要な経費を支援

私立学校施設・設備の整備の推進 **362億円 (90億円)**

(1) 耐震化等の促進 **153億円 (40億円)** (そのほか、国土強靱化関係は事項要求)

- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の4年目として、校舎等の耐震改築・補強事業や非構造部材の落下防止対策等の防災機能強化を重点的に支援



耐震化未完了の建物が
大規模地震で甚大な被害を受けた例

(2) 教育・研究装置等の整備 **209億円 (50億円)**

- 私立大学等の施設環境改善整備費 **78億円 (8億円)**
 - 熱中症対策として教室や体育館等へのエアコン設置やバリアフリー対策等、安全・安心な生活空間の確保に必要な基盤的施設等の整備を支援
- 私立大学等の装置・設備費 **84億円 (29億円)**
 - 私立大学等の個性・特色を生かした教育研究の基盤や、社会的ニーズ及び分野横断領域に対応した人材育成に必要な設備・装置の整備を支援
- 私立高等学校等ICT教育設備整備費 **47億円 (14億円)**
 - 個別最適な学びを目指し、私立高等学校等におけるICT環境整備を支援



高等学校等のICT環境整備

注: 他に、日本私立学校振興・共済事業団による融資事業 (貸付見込額) **600億円**(うち財政融資資金 **287億円**)

※単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。 **124**

(担当: 高等教育局私学部私学助成課)

事業概要
 「大学等における修学の支援に関する法律」(令和元年5月法律第8号)に基づき、少子化に対処するため、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう**高等教育の修学支援新制度(授業料等減免・給付型奨学金)を確実に実施(こども家庭庁計上)する。**
 また、本事業と一体的な無利子奨学金事業についても、意欲のある学生等が経済的理由により進学を断念することがないよう、**貸与基準を満たす希望者全員に対する貸与を確実に実施する。**
 ※令和6年度より、高等教育の修学支援新制度の多子世帯や理工農系の学生等の中間層への支援の拡大や、大学院修士段階における授業料後払い制度の創設、貸与型奨学金における減額返還制度の年収要件等の柔軟化による拡充を実施
 ※教師人材確保方策として、奨学金の返還支援も検討

高等教育の修学支援新制度(授業料等減免・給付型奨学金)：事項要求(5,311億円)		無利子奨学金の貸与基準を満たす希望者全員に対する貸与の確実な実施 無利子奨学金：事項要求(1,003億円)																																					
<p>【対象の学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校 【対象の学生】住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生等(準ずる世帯の学生等には2/3又は1/3を支援。令和6年度拡充対象の多子世帯には1/4、私立理工農系は授業料の文系との差額を支援) 【財源】消費税による財源を活用(少子化に対処するための社会保障関係費としてこども家庭庁に予算計上、文部科学省で執行)</p>		<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>無利子奨学金</th> <th>有利子奨学金</th> </tr> <tr> <td>貸与人員</td> <td>※ (50万3千人)</td> <td>66万7千人</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>※ (2,957億円)</td> <td>5,862億円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">うち 一般会計等</td> <td>※ 〔政府貸付金 1,003億円〕 (一般会計)</td> <td>財政融資資金 5,271億円</td> </tr> <tr> <td>貸与月額</td> <td>学生等が選択(私立大学自宅通学の場合) 2、3、4、5、4万円</td> <td>学生等が選択(大学等の場合) 2～12万円の1万円単位</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貸与基準</td> <td>学力 ・高校評定平均値 3.5以上(予約採用時) 等</td> <td>①平均以上の成績 ②特定の分野において特に優秀な能力を有する ③学修意欲がある 等</td> </tr> <tr> <td>家計 (令和6年度採用者)</td> <td colspan="2">私大自宅・給与所得・4人世帯の場合(目安) ※家計基準は家族構成等による</td> </tr> <tr> <td>返還期間</td> <td>卒業後20年以内 ※所得連動返還を選択した場合は、卒業後の所得に応じて変動</td> <td>卒業後20年以内 (元利均等返還)</td> </tr> <tr> <td>返還利率</td> <td>無利子</td> <td>上限3%(在学中は無利子) (令和5年3月貸与終了者)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>利率見直し 0.300%</td> <td>利率固定 0.905%</td> </tr> </table>		区分	無利子奨学金	有利子奨学金	貸与人員	※ (50万3千人)	66万7千人	事業費	※ (2,957億円)	5,862億円	うち 一般会計等	※ 〔政府貸付金 1,003億円〕 (一般会計)	財政融資資金 5,271億円	貸与月額	学生等が選択(私立大学自宅通学の場合) 2、3、4、5、4万円	学生等が選択(大学等の場合) 2～12万円の1万円単位	貸与基準	学力 ・高校評定平均値 3.5以上(予約採用時) 等	①平均以上の成績 ②特定の分野において特に優秀な能力を有する ③学修意欲がある 等	家計 (令和6年度採用者)	私大自宅・給与所得・4人世帯の場合(目安) ※家計基準は家族構成等による		返還期間	卒業後20年以内 ※所得連動返還を選択した場合は、卒業後の所得に応じて変動	卒業後20年以内 (元利均等返還)	返還利率	無利子	上限3%(在学中は無利子) (令和5年3月貸与終了者)			利率見直し 0.300%	利率固定 0.905%					
区分	無利子奨学金	有利子奨学金																																					
貸与人員	※ (50万3千人)	66万7千人																																					
事業費	※ (2,957億円)	5,862億円																																					
うち 一般会計等	※ 〔政府貸付金 1,003億円〕 (一般会計)	財政融資資金 5,271億円																																					
	貸与月額	学生等が選択(私立大学自宅通学の場合) 2、3、4、5、4万円	学生等が選択(大学等の場合) 2～12万円の1万円単位																																				
貸与基準	学力 ・高校評定平均値 3.5以上(予約採用時) 等	①平均以上の成績 ②特定の分野において特に優秀な能力を有する ③学修意欲がある 等																																					
	家計 (令和6年度採用者)	私大自宅・給与所得・4人世帯の場合(目安) ※家計基準は家族構成等による																																					
返還期間	卒業後20年以内 ※所得連動返還を選択した場合は、卒業後の所得に応じて変動	卒業後20年以内 (元利均等返還)																																					
返還利率	無利子	上限3%(在学中は無利子) (令和5年3月貸与終了者)																																					
		利率見直し 0.300%	利率固定 0.905%																																				
<p>個人要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ○進学前は成績だけで否定的な判断をせずレポート等で本人の学修意欲を確認 ○大学等への進学後の学修状況に厳しい要件 <p>機関要件 (国等による要件確認を受けた大学等が対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学問探究と実践的教育のバランスが取れた大学等 ○経営課題のある法人の設置する大学等は対象外 	<p>授業料等減免【国等が各学校に交付】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。(授業料等減免の上限額(年額)(住民税非課税世帯)) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">国公立</th> <th colspan="2">私立</th> </tr> <tr> <th>入学金</th> <th>授業料</th> <th>入学金</th> <th>授業料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学</td> <td>約28万円</td> <td>約54万円</td> <td>約26万円</td> <td>約70万円</td> </tr> <tr> <td>短期大学</td> <td>約17万円</td> <td>約39万円</td> <td>約25万円</td> <td>約62万円</td> </tr> <tr> <td>高等専門学校</td> <td>約8万円</td> <td>約23万円</td> <td>約13万円</td> <td>約70万円</td> </tr> <tr> <td>専門学校</td> <td>約7万円</td> <td>約17万円</td> <td>約16万円</td> <td>約59万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>給付型奨学金【日本学生支援機構が各学生等に支給】</p> <p>(既存の給付型奨学金を受けている者は原則、新制度へ移行するが、移行ができない場合には卒業まで経過措置をとる。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学業に専念するため、必要な学生生活費を賄えるよう措置。(給付型奨学金の給付額(年額)(住民税非課税世帯)) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>国公立 大学・短期大学・専門学校</th> <th>自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国公立 高等専門学校</td> <td>自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円</td> </tr> <tr> <td>私立 大学・短期大学・専門学校</td> <td>自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円</td> </tr> <tr> <td>私立 高等専門学校</td> <td>自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円</td> </tr> </tbody> </table>		国公立		私立		入学金	授業料	入学金	授業料	大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円	短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円	高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円	専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円		国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円	国公立 高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円	私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円	私立 高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円
	国公立		私立																																				
	入学金	授業料	入学金	授業料																																			
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円																																			
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円																																			
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円																																			
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円																																			
	国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円																																					
国公立 高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円																																						
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円																																						
私立 高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円																																						

(担当：高等教育局学生支援課)

(注) 無利子奨学金の貸与人員、事業費における下段の()書きは前年度の予算規模

御清聴ありがとうございました。

○お問合せ先
 高等教育局大学教育・入試課 短期大学係
【電話】 03-6734-3340
【メール】 daigakuc@mext.go.jp